

ISBN978-4-89078-658-9 C2033

19  
-  
E  
003

海外におけるE C推進状況調査報告書  
2007

平成  
20  
年  
3  
月

財団法人  
次世代  
日本情報  
処理開発  
協会  
電子商  
取引推  
進協  
議会

19-E003

平成19年度E Cにおける国際連携の推進  
に関する調査研究

# 海外におけるE C推進状況 調査報告書 2007

平成20年3月

財団法人日本情報処理開発協会  
電子商取引推進センター



協力:次世代電子商取引推進協議会



この報告書は、(財)日本情報処理開発協会電子商取引推進センター  
が競輪の補助金を受けて、次世代電子商取引推進協議会 (ECOM)  
の協力を得て実施した事業の成果を取りまとめたものです。  
<http://ringring-keirin.jp>



## まえがき

この報告書は、財団法人日本情報処理開発協会が競輪の補助金を受けて実施しました平成 19 年度「電子商取引の推進に関する調査研究等補助事業」の一環として取りまとめたものです。

本調査研究は、平成 11 年度より継続して実施しており、海外の EC の取り組み状況を調査・検討し、整理を行ったものです。この報告書は、グローバルな取引を可能とする電子商取引における先進米国事情をはじめ、欧州、アジア各国の政策、制度整備等についての、広い視野に立脚した新たなビジネス展開の検討に役立つ情報を整理することにより、日本企業が国際取引を伴う EC 市場への参入または国内 EC ビジネス拡大のための検討に資することを目的としています。

例年報告していました海外 EC 市場の動向の調査につきましては、市場の広まり及び市場規模調査の公知情報が無くなってきているため、別の機会にゆずることとしました。本年度は、政策に関する動向等に加え、昨年度の調査結果を通じた米国の EC 団体・研究機関の動向把握をさらにすすめるべくインタビュー調査を行いました。さらに、着実に広がりつつある米国における企業向け Web2.0 技術のトレンド、課題等についてもとりまとめました。

本報告書が、日本企業の電子商取引ビジネスへの参入またはビジネス拡大の一助になれば幸いです。

平成 20 年 3 月

財団法人日本情報処理開発協会  
電子商取引推進センター  
次世代電子商取引推進協議会

# 目 次

まえがき

はじめに .....	1
1. 国際機関及び各国の電子商取引政策動向 .....	2
1.1 国際機関 .....	4
1.1.1 経済協力開発機構 (OECD) .....	4
1.1.2 国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) .....	8
1.1.3 世界貿易機関 (WTO) .....	11
1.1.4 東南アジア諸国連合 (ASEAN) .....	13
1.1.5 アジア太平洋経済協力 (APEC) .....	17
1.1.6 電子商取引に関する世界ビジネス会議 (GBDe) .....	21
1.2 北米 .....	25
1.2.1 米国 .....	25
1.2.2 カナダ .....	29
1.3 アジア・太平洋 .....	32
1.3.1 韓国 .....	32
1.3.2 中国 .....	34
1.3.3 台湾 .....	37
1.3.4 シンガポール .....	39
1.3.5 マレーシア .....	43
1.3.6 インド .....	45
1.3.7 オーストラリア .....	48
1.3.8 日本 .....	51
1.4 ヨーロッパ .....	55
1.4.1 欧州連合 (EU) .....	55
1.4.2 イギリス .....	60
1.4.3 ドイツ .....	63
1.4.4 フランス .....	66
2. 北米 EC 関連団体・研究機関インタビュー .....	68
2.1 キー・ファインディングス .....	68
2.2 各インタビューの概要 .....	72
2.2.1 政府機関 : Federal Trade Commission .....	72
2.2.2 業界 : American Electronics Association .....	78

2.2.3	業界：Canadian Chamber of Commerce.....	81
2.2.4	大学：University of Minnesota.....	85
2.2.5	大学：Virginia Polytechnic Institute and State University.....	88
3.	Enterprise 2.0に関する企業の動向.....	92
3.1	Web 2.0からEnterprise 2.0への展開.....	92
3.2	Enterprise 2.0の企業における利用.....	97
3.2.1	ウェルス・ファーゴ銀行：重要情報の社内自動通知.....	97
3.2.2	ドレスナー・クライノオート・ワッサースタイン：社内ブレイン・ストーミング...99	
3.2.3	デルモンテフーズ社：社内コラボレーション.....	101
3.2.4	ブランドヴィズ社：顧客とのコラボレーション.....	103
3.2.5	レゴ社：製品開発への消費者参加.....	105

## 図表一覧目次

図 2-1	北米電子商取引関連エキスパート・インタビューのキーワード .....	68
図 2-2	次なるステップを導く新技術.....	69
図 2-3	新技術とプライバシー侵害の懸念.....	70
図 2-4	米連邦政府のハイテク技術関連政策・規制に対する最近の特徴 .....	70
図 2-5	新たなビジネス・モデルの可能性を模索する米国.....	71
図 2-6	FTC 組織図 .....	72
図 3-1	主な Web 2.0 アプリケーションとサービスの位置付け .....	92
図 3-2	ブランドヴィズ社制服デザイン画面イメージ .....	103
表 1-1	国際機関及び各国における電子商取引関連政策の取組状況.....	3
表 1-2	OECD 主催の主な電子商取引関連ワークショップ一覧 (2007 年) .....	6
表 1-3	UNCITRAL 電子商取引作業部会における草案作りのための作業内容.....	9
表 1-4	GBDe 年次総会における提言書の内容 .....	21
表 3-1	デルモンテフーズ社ペットフード製法変更プロセス (PLM 2.0 以前) .....	101
表 3-2	デルモンテフーズ社ペットフード製法変更プロセス (PLM 2.0 導入後) .....	102

## はじめに

電子商取引をはじめとするインターネット技術のさらなる発展により、ビジネスのグローバル化は加速度を強めている。世界の電子商取引市場は着実に普及してきた。昨年度調査で触れた通り、調査会社 Global Industry Analysts 社のデータ（2006年11月時点）<sup>1</sup>によると、世界の電子商取引市場規模は、2005年に12兆1,979億ドルに達し、その後も年平均成長率（CAGR）84.41%で成長し、2008年には87兆6,129億ドル規模に到達すると予測されている。電子商取引が定着することによって、B2B電子商取引のみに対する企業の関心は薄まり、電子商取引は企業全体のeBusinessの一環として位置づけられる傾向が強まってきた。一方、消費者向け電子商取引市場は、Web 2.0の代表である検索技術、ソーシャル・ネットワーキング・サイト、行動マーケティング、ブログなどを通じて、さらなる成長への期待感が高まっている。

しかし、国境を越えたこのようなビジネス展開には、関係諸国の法律・規制等に制限される部分も多い。2007年の特徴として、各国政府は、世界的に電子署名に法的効力を持たせる電子署名法やインターネット上のプライバシーを保護する法律の施行あるいは関連ガイドラインを策定し、電子商取引普及のための基盤作りを強化していることが目立った。また、グローバル化の進展にも影響を受け、これらの施策について、経済協力開発機構（OECD）やアジア太平洋経済協力会議（APEC）を通じ、周辺国との協調体制が探られていることも特徴となっている。また、インターネット発展途上国では、引き続きブロードバンド敷設といったインフラ整備に注力している一方、日本・韓国などのインターネット先進国は「ユビキタス社会」実現を目指した取り組みが行なわれている。

米国について目を転じると、米国政府はプライバシー保護をはじめとして、国際的な協調にこれまでよりも積極的にかかわる姿勢を見せる一方で、規制を強化することで国内における新しい技術のイノベーションの可能性を摘み取ってしまうことを懸念、新しい技術については、しばらく泳がせておいて様子を見るという主義を一貫して維持している。こうしたイノベーションを重視する姿勢は、政府だけに見られるものではない。民間企業、大学研究機関などはこぞって、イノベーションを生み出し、競争力を強化することに努めている。しかし、電子商取引を含むeBusinessに関連した分野での新たな発見はまだなく、次なる方向性は見えていない。こうした手探り状態の中、Web2.0を企業向けに展開させるEnterprise 2.0を通じたコラボレーションがキーワードとして登場している。すでに、既存のeBusiness関連ソフトウェアやアプリケーションを通じて、個人の生産性をあげるだけでは、もはや他社との差別化は図れず、これからはコラボレーションによって、競争力を高めようとする企業の気概を示す動きである。コラボレーションやWeb2.0を核にしたEnterprise 2.0を通じて、新たなビジネス・チャンスにつながる可能性を探る企業の挑戦が始まっている。

---

<sup>1</sup> "E-COMMERCE A Global Market Trend Reprt," July 2006.

## 1. 国際機関及び各国の電子商取引政策動向

欧米及びアジア太平洋のほとんどのインターネット先進国では2004年頃、発展途上国でも2007年には電子署名に法的効力を持たせる電子署名法やインターネット上のプライバシーを保護する法律の施行あるいは関連ガイドラインを策定し、電子商取引普及のための基盤作りを強化している。2007年の特徴として、このような個人情報の保護施策の強化や、発展途上国におけるブロードバンド敷設などがある。また、これら施策において、周辺国との協調体制が多く見られるのも特徴的である。

### <各国が個人情報の保護に重点>

電子商取引のインフラ基盤が整備されてきた2007年、多くみられたのが個人情報保護対策の強化である。インターネット先進国では、2000年以降にはすでに個人情報保護法や同類の法律は施行されている場合が多いが、2007年に顕著であったのは、国家間での電子データのやり取りにおける個人情報保護への取り組みである。このような場合、国家間における個人情報保護意識や関連法規制の足並みをそろえる必要があるため、たとえば経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development：OECD）のような国際機関が取り纏めを行っている場合もある。

個々の国をみると、個人情報保護のほかにも、スパム（ジャンク）メール対策が本格化した国が多く、ヨーロッパ各国では、2003年に発令されたEU指令（個人データの電子通信におけるプライバシー保護を支持したEU指令）をうけ、同指令を基にした法規制が施行され始めている。例えばシンガポール、イギリス、ドイツ、フランスがある。また、中国もスパムメール対策を検討中である。更に、EUがプライバシー保護技術（PET）の利用を推進する姿勢を表明したことから、今後は同様の法規制が加盟国にて作成されることが予想される。

### <インターネット先進国：ユーザ主導のインターネット時代への対応>

インターネット先進国では、例えば経済協力開発機構（OECD）や電子商取引に関する世界ビジネス会議（Global Business Dialogue on e-Business：GBDe）などで、ユーザ主導のインターネット（Web 2.0など）時代の到来における政策のあり方について議論する動きが出ている。

更に、ユーザ主導のコンテンツがすでに豊富な韓国では、大都市を対象に、市民がいつでもどこでもネットワークに接続できる「ユビキタス・シティ」になることを義務化する構想が発表されており、インターネット先進国の中でもその浸透度が一歩進んでいることがわかる。

### <インターネット発展途上国：引き続きインフラ整備に注力>

オーストラリアも含むアジアのインターネット発展途上国では、引き続きブロードバンド敷設といったインフラ整備に注力している。また、従来のような自国内のインフラ整備のみではなく、たとえば東南アジア諸国連合（ASEAN）と中国がICTインフラ開発や人材育成などで協力するといった動きもある。

表 1-1 国際機関及び各国における電子商取引関連政策の取組状況

- ：過去に法整備やガイドライン策定などの対応を行なった分野  
 ◎：2007年に主だった活動が行なわれた分野（過去に行った対応や、その後の進捗状況調査も含む）  
 空白：過去に取り組みが行なわれていない分野  
 （ただし、上記分類はウェブサイトなどの公開情報で確認可能なものに限る）

	電子署名・認証	プライバシー・個人情報保護	消費者保護	知的所有権・コンテンツ保護	課税	セキュリティ・暗号	スパム対策	ブロードバンド普及・デジタルデバйд解消	その他
OECD	◎	◎	◎	●	●	◎	●	◎	Web2.0 のような参加型ネットワーク時代における政策提言を目指した見識者のワークショップを初めて開催。
UNCITRAL	●					●			
WTO				●	●				
ASEAN	◎	◎			●	●		◎	ASEAN・中国間の ICT パートナーシップに関する 5 年アクションプランを発表
APEC	●	◎	●	◎	●	●	●		電子商取引ワーキンググループが、貿易・投資委員会と連携
GBDe	●	◎	◎	●	◎	◎	●	●	デジタル・ホーム環境における新ビジネスの可能性や規制対策
米国	●	●	●	●	◎	●	●	●	時限立法「インターネット非課税法」を 7 年延長する法律が成立
カナダ	●	●	●	●	●	●	●		政府機関ウェブサイトのルック&フィール新バージョンが承認
韓国	●		●		●	●	●	●	「ユビキタス・シティ」義務化構想を提示
中国	●						◎	●	ジャンクメール撲滅を目指した E-stamp の導入を検討
台湾	●	●	●		●		●	●	APEC 主導の電子請求書推進プロジェクトの共同主催を発表
シンガポール	●		●			●	◎	●	「2007 年スパム防止法」施行
マレーシア	●	●		●		●		●	
インド	●	●			●	●		●	
オーストラリア	●	●		●	●		●	◎	新イニシアチブ「オーストラリア・コネクテッド」でブロードバンド普及策を強化
EU	●	◎	●	●	●	◎	●	●	プライバシー保護技術(PET)の支持と推進を正式に表明
イギリス	●	●	●					●	
ドイツ	●	●	●	●		●	●	●	
フランス	●	●	●			●			

出典：各種資料を基に作成

## 1.1 国際機関

### 1.1.1 経済協力開発機構 (OECD)

名称	経済協力開発機構 (OECD)	設立年度	1961年9月
本部	パリ (フランス)	加盟国数	30カ国
活動目的	経済協力を通じて世界経済の成長や発展途上国の援助、自由貿易拡大に寄与することを目的として設立された。		
EC 関連 政策提案	<p>1980年9月 「プライバシー保護及び個人データの国家間送信に関するガイドライン」発表</p> <p>1985年4月 「国家間データ送信についての宣言文」発表</p> <p>1992年11月 「情報システムの安全性に関するガイドライン」発表</p> <p>1997年3月 「暗号政策ガイドライン」発表</p> <p>1999年12月 「電子商取引の消費者保護のためのガイドライン」発表</p> <p>2002年7月 「情報システム及びネットワークセキュリティに関するガイドライン」発表</p> <p>2003年6月 「国際詐欺防止ガイドライン」発表</p> <p>2003年12月 情報システム・ネットワークの安全性に対処するためのウェブサイト開設</p> <p>2004年2月 OECD理事会にて、ブロードバンド促進に関する一連の政策提言を承認</p> <p>2004年2月 スпамに関する国際ワークショップ開催</p> <p>2004年5月 「過疎地や遠隔地域におけるブロードバンド」報告書発表</p> <p>2004年8月 スпам・タスクフォース設置</p> <p>2004年10月 ブロードバンド普及に関する国際ワークショップ開催</p> <p>2005年2月 国境をまたがる電子商取引に対する課税に関するレポートを発表</p> <p>2005年5月 「反スパム法の執行に関するレポート」を発表</p> <p>2005年 デジタル音楽、オンラインゲーム、モバイルコンテンツに関するレポートを発表</p> <p>2006年 デジタルコンテンツ、サービスの多様化、電子商取引決済傾向などに関するレポートを発表</p> <p>2007年6月 「プライバシー保護法の執行における国家間での協力体制に関するガイドライン」を発表</p> <p>2007年 次世代ネットワーク環境における政策のあり方に関するワークショップを複数開催</p>		
URL	<a href="http://www.oecd.org/">http://www.oecd.org/</a>		

#### (1) 概要

経済協力開発機構 (Organization for Economic Co-operation and Development : OECD) は、情報コンピュータ通信政策委員会 (Committee for Information, Computer and Communications Policy : ICCP)<sup>2</sup>を中心として、電子商取引に関わるインフラ整備や税制、消費者保護、セキュリティなどに関して様々な政策提言を行なっている。1980年には「プライバシー保護及び個人データの国家間送信に関するガイドライン (OECD Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data)」を発表し、プライバシー保護に関して、「収集制限

<sup>2</sup> [www.oecd.org/sti/ict](http://www.oecd.org/sti/ict)

の原則」「情報内容正確性の原則」「目的明確化の原則」「利用制限の原則」「安全確保の原則」「公開の原則」「個人参加の原則」「責任の原則」の8原則を提示した。この8原則は、その後の各国の個人情報保護に関する法律に大きな影響を与えた。

また、1992年には、情報システムの利用促進を目的としたセキュリティ保護対策などをまとめた「情報システムの安全性に関するガイドライン (1992 OECD Guidelines for the Security of Information Systems)」を採択したほか、1997年にはオンライン詐欺に関する「暗号政策ガイドライン (OECD Cryptography Policy Guidelines)」、1999年にはB2C電子商取引における消費者保護に関する「電子商取引の消費者保護のためのガイドライン (OECD Guidelines for Consumer Protection in the Context of Electronic Commerce)」を採択した。さらに、2002年7月には1992年に採択した「情報システムの安全性に関するガイドライン」に10年ぶりに改訂を加えた「情報システム及びネットワークのセキュリティに関するガイドライン (Guideline for the Security of Information Systems and Networks : Towards a Culture of Security)」を、2003年6月には、インターネット上で増加しつつある国際的な不正及び詐欺行為から消費者を保護することを目的とした協力の枠組みである「国際詐欺防止ガイドライン (OECD Guidelines for Protecting Consumers from Fraudulent and Deceptive Commercial Practices Across Borders)」を発表した。

2004年からは、それまでの情報セキュリティや消費者保護、詐欺対策といったセキュリティ対策の延長として、スパム対策のための活動を始めている。2005年以降は、安全な電子商取引の基盤作りに加え、増加するオンラインコンテンツ販売に対応した格好で、デジタルコンテンツ（デジタル音楽、オンラインゲーム、モバイルコンテンツなど）に関する調査も行っている。2005年はまた、電子商取引のより実践的な問題点を改善すべく、国際的かつ包括的な協力体制を整備するための施策について検討を開始した。例えば国際的な取引に関する課税手続きを簡素化するための方策や、先述のスパム対策を国際的なレベルで対応できるようにするための協力体制の整備などがある。2006年には、新たな電子商取引関連サービス及びその市場の実態把握を目指すべく、電子商取引に関連するレポートを発表した。これらレポートには、電子商取引の安全性確保ガイドラインの対応状況に関する調査<sup>3</sup>やオンライン決済システムに関する調査<sup>4</sup>の他、既存の電話サービスと組み合わせた新サービスの出現トレンドを把握する目的の調査<sup>5</sup>なども含まれる。また、2005年から引き続き、デジタルコンテンツ関連の調査にも注力している。

## (2) 2007年の主な動き

＜電子商取引環境を強化する、プライバシー保護法の国家間での協力を求めるガイドラインを発表＞

OECDでは、1980年に「プライバシー保護及び個人データの国家間送信に関するガイドライン (OECD Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal

<sup>3</sup> "Report on the implementation of the 2003 Guidelines on Cross-border Fraud," [http://www.oecd.org/document/12/0,2340,en\\_2649\\_34223\\_37125900\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/12/0,2340,en_2649_34223_37125900_1_1_1_1,00.html)

<sup>4</sup> "Online Payment Systems for E-commerce," <http://www.oecd.org/dataoecd/37/19/36736056.pdf>

<sup>5</sup> "Multiple Play: Pricing and Policy Trends," <http://www.oecd.org/dataoecd/47/32/36546318.pdf>

Data)』<sup>6</sup>を公表し、加盟各国政府に対して、国の枠組みを超えた個人プライバシー保護の実現を目指してきた。OECDは2007年6月12日、同トピックに関連した新たなガイドライン「プライバシー保護法の執行における国家間での協力体制に関するガイドライン (OECD Recommendation on Cross-Border Co-operation in the Enforcement of Laws Protecting Privacy)」<sup>7</sup>に合意したことを公表した。この新ガイドラインでは、各国のプライバシー関連法を強化することで、諸外国との間での共同業務や相互補助関係などを実現するための枠組みが提言されている<sup>8</sup>。同ガイドラインはまた、OECD加盟国以外の国々も含め、個人間及び法人間の電子認証を行うことで、デジタル・エコノミーを拡大していくことを目指したものとなっている<sup>9</sup>。

その他、2007年の顕著な動きとして、デジタルアイデンティティマネジメントや次世代ネットワークの利用における個人・ビジネスへの影響や今後の政策方向性などに関して、見識者を一同に会したワークショップを多数開催している点が挙げられる。以下は、2007年にOECD主催で開催されたワークショップの主な一覧である。

表 1-2 OECD 主催の主な電子商取引関連ワークショップ一覧 (2007年)

タイトル	内容	開催日	場所
『インターネットの将来に影響を与える社会的・経済的ファクター』 <sup>10</sup>	ユーザ主導のインターネット時代における政策のあり方について、継続的に話合うワークショップ。次回は2008年6月開催予定 <sup>11</sup> 。	2007年1月31日	ソウル (韓国)
『デジタルアイデンティティマネジメント (DIM) に関する OECD ワークショップ』 <sup>12</sup>	電子商取引や電子政府のユーザとして、ビジネスや政府におけるデジタルアイデンティティマネジメントのあり方を話合う。主なトピックはサイバー・セキュリティやプライバシー、信用問題など。	2007年5月8日 ～9日	トロンハイム (ノルウェイ)

<sup>6</sup> "OECD Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data" [http://www.oecd.org/document/18/0,2340,en\\_2649\\_34255\\_1815186\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/document/18/0,2340,en_2649_34255_1815186_1_1_1_1,00.html)

<sup>7</sup> "OECD Recommendation on Cross-Border Co-operation in the Enforcement of Laws Protecting Privacy," <http://www.oecd.org/dataoecd/43/28/38770483.pdf>

<sup>8</sup> "OECD Recommendation on Cross-border Co-operation in the Enforcement of Laws Protecting Privacy," [http://www.oecd.org/document/60/0,3343,en\\_2649\\_37441\\_38771516\\_1\\_1\\_1\\_1\\_37441,00.html](http://www.oecd.org/document/60/0,3343,en_2649_37441_38771516_1_1_1_1_37441,00.html)

<sup>9</sup> "OECD Recommendation on Electronic Authentication and Guidance for Electronic authentication," [http://www.oecd.org/document/7/0,3343,en\\_2649\\_37441\\_38909639\\_1\\_1\\_1\\_1\\_37441,00.html](http://www.oecd.org/document/7/0,3343,en_2649_37441_38909639_1_1_1_1_37441,00.html)

<sup>10</sup> "Social and Economic Factors Shaping the Future of the Internet," [http://www.oecd.org/document/59/0,3343,en\\_2649\\_37441\\_37921851\\_1\\_1\\_1\\_1\\_37441,00.html](http://www.oecd.org/document/59/0,3343,en_2649_37441_37921851_1_1_1_1_37441,00.html)

<sup>11</sup> [http://www.oecd.org/site/0,3407,en\\_21571361\\_38415463\\_1\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/site/0,3407,en_21571361_38415463_1_1_1_1_1,00.html)

<sup>12</sup> "OECD Workshop on Digital Identity Management (IDM)," [http://www.oecd.org/document/41/0,3343,en\\_2649\\_37441\\_38327849\\_1\\_1\\_1\\_1\\_37441,00.html](http://www.oecd.org/document/41/0,3343,en_2649_37441_38327849_1_1_1_1_37441,00.html)

タイトル	内容	開催日	場所
『ブロードバンド通信の普及による経済的・社会的インパクトに関する、情報通信技術（ICT）・政策ワークショップ』 <sup>13</sup>	ブロードバンドの普及に伴う経済面でのパフォーマンスについて討論する勉強会。特にビジネスセクター、地域別の経済活動や雇用、コンテンツ制作者・ユーザ、一般家庭ごとのパフォーマンスを考察する。	2007年5月22日	ロンドン (英国)
『参加型 Web フォーラム: 将来戦略と関連政策』 <sup>14</sup>	Web2.0 時代における政策フォーラムを始めて開催。Web2.0 のトレンドや、Web2.0 によるナレッジ創造、ビジネス・ユーザ、政府への影響のほか、Web2.0 の普及による一般ユーザ間におけるインターネットへの信頼性の高まりなどについて討論する他、インターネットのイノベーションと経済成長を促すための政府役割について話合う。	2007年10月3日	オタワ (カナダ)

出典：OECD 資料ウェブ情報より作成

<sup>13</sup> "Joint WPIIS/WPIE workshop on the Economic and Social Impacts of Broadband Communications: from ICT Measurement to Policy Implications,"

[http://www.oecd.org/document/48/0,3343,en\\_2649\\_37441\\_38697712\\_1\\_1\\_1\\_37441,00.html](http://www.oecd.org/document/48/0,3343,en_2649_37441_38697712_1_1_1_37441,00.html)

<sup>14</sup> "OECD-Canada Forum on the Participative Web: Strategies and Policies for the Future,"

[http://www.oecd.org/site/0,3407,en\\_21571361\\_38620013\\_1\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/site/0,3407,en_21571361_38620013_1_1_1_1_1,00.html)

### 1.1.2 国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）

名 称	国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL)	設立年度	1966 年
本 部	国連本部：ニューヨーク（米国） 事務局：ウィーン（オーストリア）	加盟国数	60 ヲ国
活動目的	国際商取引法の漸進的調和及び統一の促進		
EC 関連 政策	1996 年 6 月 「電子商取引に関する UNCITRAL モデル法 (UNCITRAL Model Law on Electronic Commerce)」採択 2001 年 7 月 「電子署名に関する UNCITRAL モデル法 (UNCITRAL Model Law on Electronic Signatures)」採択 2002 年 3 月 「データ・メッセージによる (国際) 契約に関する協定の暫定草案」提出 2004 年 3 月 電子商取引作業部会第 43 回セッション開催 2004 年 10 月 第 44 回セッション開催 2005 年 7 月 第 35 回総会で電子契約に関する草案を決定 2005 年 11 月 国連総会で「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約」を採択 2006 年 「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約」への「署名イベント」を実施 2007 年 引き続き「署名イベント」を実施		
URL	<a href="http://www.uncitral.org/">http://www.uncitral.org/</a>		

#### (1) 概要

国連国際商取引法委員会 (United Nations Commission on International Trade Law : UNCITRAL) は国連総会 (第 6 委員会) 直属の委員会であり、国際商取引法の漸進的調和及び統一の促進を主目的として、国際物品売買、国際商事仲裁、国際倒産、国際契約実務等の分野における条約、モデル法等の統一法の作成作業を、6 つの作業部会に分かれて行なっている。電子商取引に関しては、「電子商取引作業部会 (Electronic Commerce Working Group IV)」にて活動が行なわれてきた。

1996 年 6 月の第 29 会期総会では、「電子商取引に関する UNCITRAL モデル法 (UNCITRAL Model Law on Electronic Commerce)」が採択された。全 17 条から構成されるこのモデル法は、電子商取引を行なう際に予想されるさまざまな法的障害を取り除くための規定を定めている。また 2001 年 7 月には、「電子署名に関する UNCITRAL モデル法 (UNCITRAL Model Law on Electronic Signatures)」が採択され、電子署名、電子認証による契約内容や、セキュアな電子署名が付された場合の法的効果、認証機関が証明証を発行した場合の法的責任、外国の認証機関が発行した証明証の効力等に関する規定が定められた。

その後、2001 年 3 月の電子商取引作業部会第 38 回セッションにおいて、「電子商取引利用の際に障害となる法規制を取り除くためには、電子商取引に関して国際的に統一した法体系を整備することが必要」との合意に達し、これ以降「電子契約協定」制定に動き出した。まず、2002 年 3 月の第 39 回セッションでは、「データ・メッセージによる (国際) 契約に関する協定の暫定草案 (Preliminary Draft Convention on [International] Contracts Concluded or Evidenced by Data

Messages)」が提出され、同草案の具体的な審議が始まった。その後、2004年10月の第44回セッションまで審議が繰り返され、最終的な草案が発表された。(表1-3参照)

表1-3 UNCITRAL 電子商取引作業部会における草案作りのための作業内容

セッション	審議内容
第39回セッション (2002年3月)	電子契約に関する国際制度作りへの取り組みの一環として、「データ・メッセージによる(国際)契約に関する協定の初期草案(Preliminary Draft Convention on [International] Contracts Concluded or Evidenced by Data Messages)」と暫定的に題された協定策定の審議を開始。
第40回セッション (2002年10月)	協定の草案作りを本格的に再開。それまでに寄せられた合計18の国及び国際機関の調査回答に関する報告が行なわれた。提出された意見書は概ね同作業部会の取り組みに関して賛同。第41回セッションまでに改訂バージョンを作成するよう要求。
第41回セッション (2003年5月)	国際商工会議所(ICC)が電子商取引作業部会による電子契約協定の草案作りに関して意見書を提出。ICCは、独自に作業部会を設立して国際的な電子契約制度である「e-Terms 2004」を作成する計画を発表、作業部会に対し第42回セッションまでに草案への更なる改訂を加えるよう要求。
第42回セッション (2003年11月)	作業部会は、電子契約協定草案に関する審議を行なった。また作業部会はICCの取り組みに対して歓迎の意向を示した。
第43回セッション (2004年3月)	電子契約協定草案の第8条から第15条までの見直し、審議作業を行なった。ICCのe-Terms 2004はより実務的な内容となり、UNCITRALの協定とは補完的な関係になるとの見解が示された。
第44回セッション (2004年10月)	第43回セッションでの審議結果を元に改訂作業を行ない、「Convention on the use of electronic communications in international contracts」という名称の条約の草案(全16条)を発表した。さらに審議を行ない、作業部会としての最終的な草案を2005年7月のUNCITRAL総会に提出することを決定。

出典：UNCITRAL 資料より作成

電子商取引作業部会にて作成された「電子契約協定」最終草案は、2005年7月に開催されたUNCITRAL第38回総会にて最重要課題として取り上げられ、追加・修正を加えたものが条約草案として承認された。同年11月23日、同条約草案は、国連総会にて「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約(Convention on the Use of Electronic Communications in International Contracting)」として採択された<sup>15</sup>。「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約」は、主に以下4点を目的として作成されている。

- 電子商取引環境において、当事者の所在地を特定する。
- 電子的なコミュニケーションが行われた際に、情報が発信された時間と場所を特定する。
- 電子商取引の当事者情報を自動で表示する。
- 電子商取引に対し、書類による取引と同等の機能をもたらせるためのクライテリアを設定する。ここで言う『同等の機能』には、例えば書類取引における「原本」や手書きによる署名、あるいは電子商取引における電子署名なども、すべて同等の取引機能を持つことを

<sup>15</sup> [http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral\\_texts/electronic\\_commerce/2005Convention.html](http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/electronic_commerce/2005Convention.html)

指す。

## (2) 2007年の主な動き

### <「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約」署名イベント>

UNCITRALにおける電子商取引そのものに関する動きとしては、現在、2006年から引き続いて、「国際契約における電子的コミュニケーションの利用に関する条約」への署名活動が進んでいる。同イベントは、2008年1月16日を期限として行われているもので、2006年中には、8カ国（マダガスカル、中央アフリカ、中国、レバノン、セネガル、シンガポール、スリランカ、シエラレオネ共和国）<sup>16</sup>からの署名を得た。2007年3月には9カ国目となるパラグアイからの署名を得ている<sup>17</sup>。

---

<sup>16</sup> "Sierra Leone signs United Nations Convention on Use of Electronic Communications in International Contracts," <http://www.unis.unvienna.org/unis/pressrels/2006/unisl105.html>

<sup>17</sup> "Paraguay signs United Nations Convention on Use of Electronic Communications in International Contracts," <http://www.unis.unvienna.org/unis/pressrels/2007/unisl108.html>

### 1.1.3 世界貿易機関 (WTO)

名 称	世界貿易機関 (WTO)	設立年度	1995 年 1 月
本 部	ジュネーブ (スイス)	加盟国数	151 カ国 <sup>18</sup>
活動目的	経済発展と環境保護の連携、持続可能な開発、世界レベルでの最適な利用、商品とサービスの生産及び貿易の拡大、関税などの貿易障壁の障害削減など、加盟国間での協議を通じて、多国間の貿易体制を発展させることを目的とする。		
EC 関連 政策提案	<p>1998 年 2 月 電子送信物に関税を課さないことを提案する文書を米国が一般理事会に提出</p> <p>1998 年 5 月 第 2 回 WTO 閣僚会議で、電子商取引関連の関税賦課についての時限付き凍結措置及び電子商取引に関する作業プログラムの策定を内容とする閣僚宣言を採択</p> <p>1998 年 9 月 「電子商取引作業計画」を採択</p> <p>2000 年 7 月 一般理事会で電子商取引に関する論議の再開を決定し、再び 4 つの理事会において議論が再開</p> <p>2002 年 5 月 電子商取引特別会議にて分類問題に関する集中的な議論</p> <p>2003 年 9 月 メキシコのカンクンで開催された第 5 回閣僚会議においても 2005 年 12 月に香港で開催される第 6 回閣僚会議までの関税猶予宣言</p> <p>2005 年 11 月 電子商取引ワークプログラムが、電子送信物に対する関税の問題とソフトウェアの貿易に関する報告書を発表。関税の無課税期間がさらに延長され、関税問題について 2006 年に集中的に議論することを決定</p>		
URL	<a href="http://www.wto.org/">http://www.wto.org/</a>		

#### (1) 概要

世界貿易機関 (World Trade Organization : WTO) における電子商取引関連の審議は、1998 年 2 月に米国が WTO 一般理事会に電子送信物に関税を賦課しないことを提案する文書を提出したことによって始まった。同年 5 月、ジュネーブで開催された第 2 回 WTO 閣僚会議では、電子商取引関連の関税賦課について時限付き凍結措置及び電子商取引に関する作業プログラムの策定を内容とする閣僚宣言を採択した。同宣言を受けて WTO 一般理事会は、WTO 内の物品貿易理事会 (Council for Trade in Goods)、サービス貿易理事会 (Council for Trade in Service)、貿易関連知的所有権理事会 (Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)、貿易開発委員会 (Committee on Trade and Development) において取り扱うべき電子商取引関連の貿易問題について審議を進め、1998 年 9 月には「電子商取引作業計画」を採択した。

1999 年 12 月に米国シアトルで開催された第 3 回閣僚会議では、電子送信物についての無関税慣行の延長及び電子商取引作業計画を記した閣僚宣言を発表する方向で進んでいたが、全体の合意が得られず断念した。2000 年 7 月の一般理事会では、4 つの理事会において電子商取引に関する論議を再開することで決定したものの、「電子送信物」の分類問題に関して加盟国間で意見が対立し、実質的合意を導き出すことができなかった。

その後 2001 年 5 月の一般理事会で電子商取引問題に関して本格討議が行なわれ、また 2001 年 11 月、カタールのドーハで開催された第 4 回 WTO 閣僚会議において採択された「ドーハ閣僚宣言」をきっかけに電子商取引の議論が活発化した。そして、2002 年 5 月には一般理事会参加の電子商

<sup>18</sup> 2007 年 7 月時点。出典 : WTO、[http://www.wto.org/english/thewto\\_e/whatis\\_e/whatis\\_e.htm](http://www.wto.org/english/thewto_e/whatis_e/whatis_e.htm)

取引特別会議が召集されて、分類問題について集中的な議論が行なわれた。分類問題とは、ソフトウェア、書籍、音楽、ゲーム、映像などオンラインでもオフラインでも同時取引が可能な品目について、「オンライン取引の場合は物品のやりとりがないためサービスととらえるのが自然だが、オフラインでは物品として扱われているため、その違いをどのように扱うか」という問題である。

もうひとつの重要な問題である電子送信物の関税問題については、米国などと EU とでは立場の違いがあるが、2003年9月にメキシコのカンクンで開催された第5回閣僚会議にて、2005年12月の次回閣僚会議までの電子送信物への関税猶予が宣言された。WTOの電子商取引ワークプログラムは、2005年11月、12月に開催される第6回閣僚会議に提出する報告書を発表した<sup>19</sup>。ここでは、ワークプログラムで電子送信物に対する関税の問題とソフトウェアの貿易が重要なテーマとして議論されてきたことが述べられた。特に、電子送信物の関税については、12月の閣僚会議までに結論を出すのは無理であるということとなり、米国による猶予期間延長に対する反対意見などもあったが、同問題に対する十分な議論がなされていないという見解を重視し、無課税期間の延期が決定された<sup>20</sup>。しかしながら、WTO交渉ではその他多くの議論すべき優先課題等があり、2006年中における目立った進捗状況は報告されなかった<sup>21</sup>。

## (2) 2007年の主な動き

### <電子送信物に対する関税問題に関する議論の継続>

2006年同様、2007年においても、中国の食品輸出における安全性の確保や発展国の貿易推進といった他の優先事項が中心に取り組みされており、電子送信物に対する課税問題に関する動きとして目立った動きは報告されていない<sup>22</sup>。また、その他、電子商取引に関連する取り組みについても同様に主な報告は、発表されていない<sup>23</sup>。

---

<sup>19</sup> "Dedicated Discussions under the auspices of the General Council on Cross-Cutting Issues related to Electronic Commerce", <http://docsonline.wto.org/DDFDocuments/t/WT/GC/W555.doc>

<sup>20</sup> 同上。

<sup>21</sup> WTO ワークグループ・サイト ([http://www.wto.org/English/tratop\\_e/ecom\\_e/ecom\\_e.htm](http://www.wto.org/English/tratop_e/ecom_e/ecom_e.htm)) 及び 2006 年 WTO 年次報告 (2006 年 12 月 14-15 日, <http://docsonline.wto.org/DDFDocuments/t/WT/GC/W573.doc>) においても、同ワークグループの 2006 年の具体的活動内容については触れられていない。

<sup>22</sup> WTO プレスリリース ([http://www.wto.org/english/news\\_e/news07\\_e/news07\\_e.htm](http://www.wto.org/english/news_e/news07_e/news07_e.htm)) などの公開情報に基づくもの。

<sup>23</sup> WTO ワークグループ・サイト ([http://www.wto.org/English/tratop\\_e/ecom\\_e/ecom\\_e.htm](http://www.wto.org/English/tratop_e/ecom_e/ecom_e.htm)) 及び 2007 年度 WTO 年次報告書 ([http://www.wto.org/english/res\\_e/booksp\\_e/anrep\\_e/anrep07\\_e.pdf](http://www.wto.org/english/res_e/booksp_e/anrep_e/anrep07_e.pdf)) においても、同ワークグループの 2007 年の具体的活動内容については触れられていない。

#### 1.1.4 東南アジア諸国連合 (ASEAN)

名称	東南アジア諸国連合 (ASEAN)	設立年度	1967年
事務局	アレクサンドラ・ポイント (シンガポール)	加盟国数	10カ国
活動目的	地域における経済成長、社会・文化的発展の促進 地域における政治・経済的安定の確保 域内諸問題の解決		
EC 関連 政策提言等	1998年12月 第6回 ASEAN 公式首脳会議にて「ハノイ行動計画」の一つとして ASEAN 情報インフラ (AII) 構築を発表 1999年9月 経済閣僚会議にて「e-ASEAN 構想」承認 2000年11月 第4回非公式首脳会議にて「e-ASEAN 枠組み合意」に署名 2002年8月 電気通信情報閣僚会議にて「2002年マニラ宣言」発表 2003年9月 「ASEAN+3」の閣僚会議で、「アジア電子商取引インキュベータ」などのプロジェクトを発表 2004年8月 タイのバンコクにて第4回電気通信情報閣僚会議開催 2004年8月 e-ASEAN ビジネス協議会 (e-ABC) を設立 2005年5月 中国と共同で ICT のパートナーシップに関する北京声明を発表 2005年9月 ベトナムのハノイにて第5回電気通信情報閣僚会議開催 2006年6月 シンガポールにて欧州 ICT プレイヤーとの共同フォーラム開催 2006年9月 ブルネイにて第6回電気通信情報閣僚会議開催 2007年 ASEAN と中国との ICT のパートナーシップ (北京声明) の5ヵ年アクション・プランの発表 2007年 シェムリアップにて第7回電気通信情報閣僚会議開催		
URL	<a href="http://www.aseansec.org/">http://www.aseansec.org/</a>		

##### (1) 概要

東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations : ASEAN) における電子商取引を含む情報化政策は、1998年12月の第6回 ASEAN 公式首脳会議において、同地域における中長期的展望である「ASEAN ビジョン 2020」の具体的方策として定められた「ハノイ行動計画」をきっかけに本格化した。この中で ASEAN は、各国の情報インフラを相互接続することで ASEAN 情報インフラ (Asia Information Infrastructure : AII) を構築するとの目標を定めた。

また 1999年の第3回 ASEAN 非公式首脳会議では電子商取引或いは電子政府構築に向けた域内各国の協力関係構築を目指した「e-ASEAN」構想が承認され、2000年11月には同構想の具体化に向けて構想の枠組みを規定した「e-ASEAN 枠組み合意」が加盟国によって署名された。

2002年8月に開催された ASEAN 電気通信情報閣僚会議 (ASEAN TELMIN) では、地域経済協力に関して「2002年マニラ宣言」が採択され、この中で、IT が地域経済の統合及び発展に大きく寄与するとの認識を共有し、また IT 分野における域内協力に関して、人材開発、インターネット・サービスの国際課金システム、セキュリティ問題、デジタルデバイドの解消といった分野で加盟国が協力していくことが取り決められた。

2003年9月には、ASEAN 諸国に日本、中国、韓国を加えた「ASEAN+3」の第6回経済閣僚会議がカンボジアで開催され、この中で電子商取引に関する新たな協力プログラムとして「アジア電子商取引インキュベータ」「ASEAN サプライチェーン・プロジェクト」「ASEAN 諸国向け電子商取引に関する教育プログラム」を開始するとの発表があったほか、同地域に蔓延する著作権侵害問題に

関して一体となって取り組む姿勢がみられた。

2004年8月にタイのバンコクで開催された第4回電気通信情報閣僚会議では、10カ国のASEAN加盟国閣僚が集まり、各国がそれぞれ50万ドルずつ出資する「ASEAN ICT 基金」の設立が合意された。これは、e-ASEAN 枠組み合意地域における ICT プロジェクトを促進することを目的としている。また、2004年には、加盟国同士でサイバーセキュリティに関する情報を効率的に共有するために、「標準的な運用手順」の策定を開始した。さらに、地域内の民間セクター代表者が参加する e-ASEAN ビジネス協議会 (e-ABC)<sup>24</sup>を設立し、IT インフラの整備や e ラーニングによる学位認定などについて意見交換を行ってきた。

ASEAN はまた、ASEAN 以外の地域・国々とのパートナーシップにも積極的に乗り出している。2005年、ASEAN と中国による ICT のパートナーシップに関する北京声明を発表し、従来の①政府間の協力、②技術協力と製品の貿易、③人材開発、④インフラストラクチャ、での協力に加え、さらなる関係強化に向けた6分野（インフラストラクチャ開発、ユニバーサルサービスの実現、人材開発、ネットワークセキュリティ、貿易と投資の促進、政府間の対話と情報交換）での協力を決定した。また、ベトナム・ハノイで同年に開催された第5回 ASEAN 電気通信情報閣僚会議では、「e-ASEAN 実現のためのオンラインサービス/アプリケーションの促進に関するハノイ・アジェンダ (Ha Noi Agenda on Promoting Online Services and Applications to Realize e-ASEAN)」が採択され、加盟国間における協力継続を宣言した。

2006年は、ASEAN 加盟国及び欧州 ICT プレイヤーの意見交換の場の「The Euro-Southeast Asia ICT Forum (EUSEA2006)」が、ASEAN と EU によってシンガポールにて開催された<sup>25</sup>。同フォーラムでは、電子政府、e-ヘルス、次世代ネットワーク、オープンスタンダード、相互互換性といったテーマにおけるビジネスや規制内容、研究活動といった、ASEAN 及び EU 圏の ICT プレイヤーに共通する事案についてオープンに意見交換が交わされた。

2006年9月18日・19日、ブルネイにて第6回 ASEAN 電気通信情報閣僚会議が開催され、具体的なアクションプランが発表された<sup>26</sup>。このアクションプランは9項目で構成されており、主に電子商取引を含む ICT 競争力強化に向けた制度面からのインフラ整備（情報インフラ整備、電子商取引の実現、E-ソサエティ環境の構築、ユニバーサルアクセス、電子政府、デジタルデバイス解消）を目指したものである。

- ① ASEAN における ICT 競争力基盤を構築する
- ② 情報社会の構築にむけてインフラを構築する
- ③ ICT アクセスを広域化し、経済的・社会的利益が享受できる環境を整備する
- ④ 法制度インフラや ASEAN 圏内の非関税障壁の整備により、電子商取引を促進する
- ⑤ ASEAN 加盟国間にて、ICT 競争力強化に必要な施策・規制情報を交換する

---

<sup>24</sup> <http://www.eabc.biz/>

<sup>25</sup> "Euro-Southeast Asia Forum on Information and Communication Technologies 2006, "Forging ICT Alliances between Europe and Southeast Asia", Singapore, 20 June 2006," <http://www.aseansec.org/18490.htm>

<sup>26</sup> "Brunei Action Plan, 'Enhancing ICT Competitiveness: Capacity Building'", <http://www.aseansec.org/18849.htm>

- ⑥ 民間セクター及び若年層を対象に、ICT 環境を強化する
- ⑦ ASEAN 加盟国の ICT プレイヤーとその戦略パートナー、及び ICT 関連国際機関とのリンクを強化する
- ⑧ 上記アクションプラン実現のための資金基盤を強化する

## (2) 2007 年の主な動き

### <ASEAN・中国間での ICT パートナーシップに関するアクション・プランの採択>

2005 年 5 月に発表された上述の ASEAN と中国間での ICT のパートナーシップに関する北京共同声明の実現に向け、2007 年、ASEAN・中国の両者は 5 ヶ年（2007 年～2012 年）のアクションプラン（実行計画）を採択した<sup>27</sup>。以下は、アクションプランの 8 項目と、関連プロジェクトである。

#### I. ICT インフラ開発

- ① 「GMS (Greater Mekong Subregion) Information Superhighway Project」——GMS 情報インフラを 2008 年までに構築、2010 年に運営
- ② 「ASEAN-China Information Superhighway Project」——ワーキンググループの設置
- ③ NGN——次世代ネットワークへの以降に向けた調査、関連研究開発を開始
- ④ ブロードバンド通信——ASEAN・中国間におけるコミュニケーション強化
- ⑤ 無線通信——ASEAN 諸国に対する中国による周波数帯管理ノウハウの伝授
- ⑥ 研究開発——通信装置開発のための共同研究開発センター構築を目指す

#### II. ユニバーサル・サービス（デジタル格差の是正）

- ① デジタル格差是正を目的としたユニバーサル・サービスの目標を設置
- ② 共同でテレコム・ユニバーサル・サービス・フォーラムを設置
- ③ 農村地・遠隔地における通信コミュニケーションの促進

#### III. 人材育成

- ① 中国政府主導による ASEAN における ICT 技術者の育成
- ② 民間セクターの人材育成資源の活用
- ③ E ラーニング、オンライン研修の推進
- ④ 情報共有を目的としたウェブサイト・リンクの掲載
- ⑤ カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV 諸国）の遠隔地におけるボランティア要員の活用
- ⑥ CLMV 諸国における現地研修センターの推進
- ⑦ 現行の ASEAN e-Youth Forum の拡大を検討（「ASEAN-China ICT Youth Leaders Forum（若手 ICT リーダー・フォーラム）」へ）
- ⑧ 若手 ICT 専門家を対象とした技術コンテストの設置

<sup>27</sup> "Plan of Action to Implement the Beijing Declaration on ASEAN-China ICT Cooperative Partnership for Common Development (2007)," <http://www.aseansec.org/19283.htm>

- ⑨ 中小企業における ICT 研修センター設置を推進
- IV. ネットワーク及び情報セキュリティ
  - ① ネットワークセキュリティの強化
  - ② ASEAN・中国間における「ネットワーク及び情報セキュリティにおける緊急対応 (Network and Information Security Emergency Responses)」共同体制の設置を検討
  - ③ ASEAN・中国における情報セキュリティ専門家グループによるフォーラムを開催
  - ④ 研究開発並びに情報セキュリティ関連製品推進における協力
  - ⑤ 雑誌、ウェブサイト、TV 番組などを利用したネットワーク及び情報セキュリティの認知度を高める
- V. 貿易及び投資基盤の構築
  - ① ICT 関連製品の ASEAN・中国間での貿易促進を目指した定例円卓会議を拡大
  - ② ICT 通信装置技術の相互認証方法を構築
  - ③ 電子政府、電子商取引といったオンライン・アプリケーション及びサービスを促進
  - ④ 電子署名関連法に関する情報交換推進
  - ⑤ BtoB による ASEAN・中国間 ICT ビジネス・フォーラムを設置
- VI. 政府間での情報交換
  - ① ICT 関連事案に関する情報交換体制を維持
  - ② 関連政府機関との協力・助言体制の強化
  - ③ ASEAN サミットにて、各国におけるイニシアチブの導入状況を検討
- VII. 資金
  - ① アクション・プラン資金は ASEAN-China Cooperation Fund (ACCF) にてまかなう
  - ② その他民間セクターや国際金融機関からの資金援助を目指す
- VIII. アクション・プランの実行とレビュー
  - ① 施策の詳細は毎年構築する
  - ② アクション・プランの定期レビューは ASEAN TELMIN + China 並びに ASEAN TELSOM + China and ASEAN TELSOM ワーキング・グループが実施する
  - ③ 必要に応じてアクション・プランを変更する

### 1.1.5 アジア太平洋経済協力 (APEC)

名 称	アジア太平洋経済協力 (APEC)	設立年度	1989年1月
本 部	シンガポール	加盟国数	21カ国・地域
活動目的	アジア・太平洋地域内での経済協力の障害を解消し、貿易、投資、経済発展、地域開発を推進することで、域内の通貨、サービス、資本の移動を活性化する		
EC 関連 政策提案	1997年3月 電子署名に関する法的・技術的構造について提言 2002年10月 閣僚会議にて「オンライン環境での自主的な消費者保護ガイドライン」に合意 2003年2月 プライバシー原則とメカニズムを実施するデータ・プライバシー小委員会を設置 2004年2月 チリのサンチアゴにて ECSG 第9回会議を開催 2004年7月 タイにて「ペーパーレス貿易のための ebXML に関するシンポジウム」を開催 2005年2月 韓国のソウルにて ECSG 第11回会議を開催 2005年9月 韓国の慶州にて ECSG 第12回会議を開催 2005年11月 韓国の釜山で開かれた首脳会議で「プライバシーフレームワーク」を承認 2006年2月 「電子政府・電子商取引におけるプライバシー情報の保護」ワークショップを幹部向けに開催 2007年1月、6月 APEC 国家・地域間における個人情報保護と規則に関する勉強会を開催 2007年8月 ペーパーレス貿易・知的財産保護に関するシンポジウムを主催 2007年 作業部会 ECSG (電子商取引運営グループ) が貿易・投資委員会と連携		
URL	<a href="http://www.apec.org/">http://www.apec.org/</a>		

#### (1) 概要

アジア太平洋経済協力 (Asia Pacific Economic Cooperation : APEC) は、1997年11月に開催された「第5回 APEC 首脳会議」の宣言文において、APEC 経済において電子商取引が重要な役割を担っていくとの認識を示し、加盟国が電子商取引による利益を最大化できるように一貫性ある法的規制を作り、また域内電子商取引促進のための広範な原則を制定することを決定した。この決定に基づき、APEC ではその後、政策作りの経験や情報、ベストプラクティスの共有支援、政策や立法に関するガイドラインの作成、そして勧告事項の提示といった活動を進めてきた。

APEC 内で電子商取引に関する取り組みを進めるのは電子商取引運営グループ (Electronic Commerce Steering Group : ECSG) と呼ばれる作業部会である。ECSG では、APEC における電子商取引活動の支援や「電子商取引に関する活動の青写真」としてまとめられた行動計画の実行支援を行なっている。ECSG は1996年6月に、ニュージーランドのオークランドで第1回会議を開催したのを皮切りに、関係各国の間で継続的な議論を行ってきた。この中で主に情報プライバシーや SPAM 対策、ペーパーレス貿易といったトピックを取り上げている。

ECSG が現在、積極的な活動を行っているのは、ペーパーレス貿易とプライバシー・セキュリティ保護に関連した取り組みである<sup>28</sup>。前者については、2020年までにAPEC加盟諸国地域において、

<sup>28</sup> [http://www.apec.org/apec/apec\\_groups/som\\_special\\_task\\_groups/electronic\\_commerce.html](http://www.apec.org/apec/apec_groups/som_special_task_groups/electronic_commerce.html)

貿易に関連する情報の電子的やり取りを促進する「国境を越えたペーパーレス貿易環境のための戦略とアクション」実施に向けた努力が進められている。すでに、6 カ国が個別アクション計画を準備している。これらの計画では、税関、国境を越える貿易管理、及びその他多くの国際的な海上輸送・航空輸送・陸上輸送に関わる書類を削減するため、加盟諸国が行うべき段階的施策のアウトラインを示している。

APEC はまた、国際連合貿易促進・電子ビジネス・センター (United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business) と協力し、ペーパーレス貿易のための電子通信スタンダードに関する技術提携や情報共有を行い、ペーパーレス化を促進するための努力を行っている。

一方、プライバシー・セキュリティ対策に関する ECSG の取り組みについては、近年、APEC が作成したプライバシーフレームワークに関するものが中心となっている。2004 年 2 月にチリのサンチャゴで開催された会議で、2005 年 11 月の首脳会議で承認されるプライバシーフレームワークの草案に関する検討作業が行なわれた。その後、2005 年 11 月、韓国の釜山で開催された首脳会議では、電子商取引の強化と個人情報の保護を目的とした APEC プライバシーフレームワークが承認された。このフレームワークは、①個人情報の適切な保護対策を開発すること、②情報の流通に対して不要な障害が作られることを防止すること、③多国籍企業がデータの収集、利用及び処理に対する一貫した取り組みを実践することを可能にすること、④情報プライバシーの保護を国内及びグローバルに促進及び実施するための努力を容易にすることという 4 つの主な目的を持ち、以下 9 原則を定めている。

- ① 害悪の防止 Preventing Harm
- ② 通知 Notice
- ③ 収集制限 Collection Limitation
- ④ 個人情報の利用 Uses of Personal Information
- ⑤ 選択 Choice
- ⑥ 個人情報の完全性 Integrity of Personal Information
- ⑦ 安全保護 Security Safeguards
- ⑧ アクセスと修正 Access and Correction
- ⑨ 責任 Accountability

さらに、APEC の eSecurity タスクグループは 2005 年 4 月、安全な国際電子商取引に関するガイドラインを発表し、契約書や出荷関連書類、税関や検疫、課税などの分野で公開鍵基盤 (PKI) を利用することを提唱した。この PKI ガイドラインはすでにヨーロッパで利用されており、それを APEC の加盟諸国でも利用できるように設計したものであり、ガイドラインの最終的な内容は、“APEC Guidelines for Schemes to Issue Certificates Capable of Being Used in Cross Jurisdiction Ecommerce”<sup>29</sup>と題された報告書にまとめられている。

2006 年 2 月 20 日から 3 日間に亘り、ECSG は「電子政府・電子商取引におけるプライバシー情

---

<sup>29</sup> [http://www.apectelwg.org/contents/documents/eSTG/04\\_tel\\_PKIGuideline.pdf](http://www.apectelwg.org/contents/documents/eSTG/04_tel_PKIGuideline.pdf)

報の保護」と題したセミナー・ワークショップをベトナムにて主催した。このシンポジウムは、2006年3月1日・2日のAPEC幹部会議に向けた勉強会として位置づけられており、電子政府・電子商取引におけるプライバシー情報保護の他、顧客・市民の個人情報保護を目的とした法規制や情報保護技術などについて包括的に取り上げられたほか、APEC首脳会議にて2005年に承認されたAPECプライバシーフレームワーク導入に際する課題などについても意見交換された。

2006年5月18-21日には、中国政府の主催で第2回APEC電子商取引ビジネス連合フォーラム(APEC E-Commece Business Alliance Forum)が青島市にて開催された。同連合は、電子商取引の促進において官民の役割の違いを認識しながら、関係各国の連携を強化、電子商取引のアプリケーション・レベルについてAPEC諸国間の格差を減らし、電子商取引を普及させることを狙い、2001年10月、APEC閣僚会議の了承を得て設置された。同連合の第1回フォーラムは2004年6月15日・16日、「デジタル・エンタープライズ電子商取引の発展のための基盤」と題し、300名以上の政府関係者、企業代表、研究者を集め、中国煙台市において開催された。第2回目となった2006年のフォーラムは、「環境の最適化、連携の強化、イノベーションの促進、アプリケーションの普及」というテーマを掲げ、以下の3つの分野について議論した

- ▶ パブリック・サービスの環境構築
- ▶ 企業における電子商取引アプリケーション及びその開発
- ▶ 企業とサードパーティによる電子商取引サービス

2006年のその他の活動として、官民共同で行ってきたペーパーレスに対する取り組みに関する活動がある。2月には、官民共同のペーパーレス貿易実現に向けたプロジェクトの成功事例や戦略、関連するイニシアチブについて情報を共有する「ペーパーレス貿易に関するパブリック・プライベート・パートナーシップのための対談」会議が開催<sup>30</sup>、9月には信頼性の高いペーパーレス貿易環境を構築する上で鍵を握る事項(標準と相互接続性、技術、インフラストラクチャ、ソリューション及びプロセス)について議論するシンポジウム「ペーパーレス・ビジネス取引に関するシンポジウムー公的セクターと民間セクターの両者に適合したメリット」が開催された。

## (2) 2007年の主な動き

### <ECSGが貿易・投資委員会と連携>

APECにて電子商取引に関する取り組みを進めてきた作業部会ECSG(電子商取引運営グループ、Electronic Commerce Steering Group)は、2007年に貿易・投資委員会(Committee on Trade and Investment:CTI)<sup>31</sup>と正式に連携していくことを発表した。これにより、ECSGはより貿易・投資事案を強化した電子商取引推進活動を進めることとなった<sup>32</sup>。

<sup>30</sup> [http://www.apec.org/apec/apec\\_groups/som\\_special\\_task\\_groups/electronic\\_commerce.html](http://www.apec.org/apec/apec_groups/som_special_task_groups/electronic_commerce.html)

<sup>31</sup> [http://www.apec.org/apec/apec\\_groups/committees/committee\\_on\\_trade.html](http://www.apec.org/apec/apec_groups/committees/committee_on_trade.html)

<sup>32</sup> [http://www.apec.org/apec/apec\\_groups/som\\_special\\_task\\_groups/electronic\\_commerce.html](http://www.apec.org/apec/apec_groups/som_special_task_groups/electronic_commerce.html)

#### <ペーパーレス貿易並びに知的財産保護を主題としたシンポジウムを主催>

ECSG は、2007 年 8 月に中国・北京にて、APEC 加盟国・地域を対象としたシンポジウムを開催し、ペーパーレス貿易の実現とそれに係わる知的財産保護問題に関する意見交換の場を提供した。このシンポジウムでは、APEC 加盟国・地域におけるペーパーレス貿易の成功例や知的財産保護政策などを紹介する他、今後の提言として、以下 4 点を提唱した。これら提言は、今後 ECSG にて検討される予定である。

- APEC 内におけるペーパーレス貿易の構築並びに知的財産保護実現に向けたロードマップの作成
- ペーパーレス貿易における知的財産資源に関する枠組みの構築
- APEC 内における、ペーパーレス貿易が可能な製品やサービスの一覧表の作成
- APEC 内にデジタル著作権管理推進委員会 (Digital Rights Management Promotion Committee) の設置

#### <研修・勉強会の主催>

ECSG では、「国境・地域間でのプライバシー規則とそれに関する協力体制 (Cooperation and Cross-Border Privacy Rules : building confidence in an accountable system for personal information moving between economies)」と題した個人情報保護に関するセミナーを 2 回開催している。ここでは、民間セクター、政府関係者並びに規制当局などが一同に会して、APEC 内の国家・地域間での個人情報保護制度 (Cross-Border Privacy Rules : CBPR) の構築を目指した話し合いの場が設置された。第一回は 1 月に豪州キャンベラ、第二回は 6 月に豪州ケインズで開催された<sup>33</sup>。

---

<sup>33</sup> [http://www.apec.org/apec/apec\\_groups/som\\_special\\_task\\_groups/electronic\\_commerce.html](http://www.apec.org/apec/apec_groups/som_special_task_groups/electronic_commerce.html)

### 1.1.6 電子商取引に関する世界ビジネス会議（GBDe）

名 称	電子商取引に関する世界ビジネス会議（GBDe）	設立年度	1999年
本 部	メリーランド州（米国）	加盟企業数	18企業
活動目的	電子商取引の世界的な発展に関わる課題を年次総会で討議、その結果を政策提言として各国政府、国際機関に提出し、これにより官民の対話を行なっていく。		
EC 関連 政策提案	1999年9月 第1回総会開催（フランス、パリ） 2000年9月 第2回総会開催（米国、マイアミ） 2001年9月 第3回総会開催（日本、東京） 2002年10月 第4回総会開催（ベルギー、ブリュッセル） 2003年11月 第5回総会開催（米国、ニューヨーク） 2004年11月 第6回総会開催（マレーシア、クアラルンプール） 2005年10月 第7回総会開催（ベルギー、ブリュッセル） 2006年11月 第8回総会開催（台湾、台北） 2007年11月 第9回総会（日本、東京）		
URL	<a href="http://www.gbde.org/">http://www.gbde.org/</a>		

#### (1) 概要

電子商取引に関する世界ビジネス会議（Global Business Dialogue on e-Business：GBDe）は、民間及び公的機関における電子商取引発展を目的とした国際的な非政府組織であり、電子商取引における①税制、②関税、③知的財産権、④暗号化、⑤認証、⑥データ保護、⑦責任・義務に関する問題について議論や共通ルールの構築に取り組んでいる。GBDe は、1998年に欧州委員会（European Commission：EC）のマルティン・バングマン（Martin Bangemann）委員長が世界のビジネスリーダーに、世界的な通信問題を議論する円卓会議への参加を呼びかけたことがきっかけとなって設立されたもので、アジア、太平洋、北米、欧州、アフリカなど世界各国から39社が加盟している。日本の参加団体・企業としては、公的機関からは独立行政法人情報処理推進機構（Information-technology Promotion Agency, Japan：IPA）が、民間機関からは富士通、日立製作所、日本電気株式会社（NEC）、日本ユニシス、野村総合研究所、NTT データ通信、東京電力、松下電器産業が参加している。

GBDe では1999年以来、電子商取引に関する政策提言をまとめる総会を毎年開催している。第1回総会（1999年）から第8回総会（2006年）における提言書の内容は表1-4の通りとなっている。

表1-4 GBDe 年次総会における提言書の内容

第1回年次総会（1999年・パリ）		
以下の9つの分野に関して、電子商取引の世界的なルールは民間主導で行なうべきであると提言。		
①認証・セキュリティ	④情報インフラ	⑦責任・義務
②消費者保護	⑤知的財産権	⑧個人情報保護
③コンテンツ・商用通信	⑥裁判管轄権	⑨税・関税

第2回年次総会（2000年・マイアミ）		
以下の9つの分野におけるガイドラインを提言。		
①個人データ保護	④知的財産権	⑦デジタルデバイド
②裁判外紛争解決法（ADR）	⑤貿易	⑧サイバーセキュリティ
③トラストマーク	⑥税制	⑨権利擁護
第3回年次総会（2001年・東京）		
以下の11分野におけるガイドラインを提言。①消費者信頼では、「GBDe 個人データ・プライバシー保護ガイドライン」「ADR」「トラストマーク」と3分野にわたって提言するなど、消費者信頼に重点を置いた提言となっている。		
①消費者信頼	④サイバー倫理	⑧知的財産権
②通信と放送の融合 （コンバージェンス）	⑤サイバーセキュリティ	⑨インターネット決済
③文化的多様性	⑥デジタル・ブリッジ	⑩税制
	⑦電子政府	⑪貿易・WTO
第4回年次総会（2002年・ブリュッセル）		
以下の9つの分野におけるガイドラインを提言。第4回総会では、ADRとプライバシーの2点が議論の中心となっており、第3回総会に引き続き、消費者信頼に重点が置かれた提言となっている。		
①有害コンテンツの規制	④サイバーセキュリティ	⑦知的財産権
②消費者信頼	⑤デジタルデバイドの解消	⑧税制
③コンバージェンス	⑥電子政府	⑨貿易・WTO
第5回年次総会 2003年（2003年・ニューヨーク）		
従来の9～11の分野でのガイドラインを提言するという方式から、各国政府や民間企業に行なっている啓蒙活動の成果を報告すると共に、以下の2分野に絞った政策提言を行なっている。		
①インターネットの展望： ブロードバンドの重要性やサイバーセキュリティにおける政府の役割、RFID（無線ICタグ）の展望などについて議論を展開。		
②消費者信頼の構築： 消費者信頼を構築する案件としてインターネット支払い、スパムメール、ADRを取り上げた。		
第6回年次総会 2004年（2004年・クアラルンプール）		
以下の4分野で提言を発表。		
①電子政府 e-Participation 実現のために政府、民間部門が行なうべきことを提言。		
②ニュービジネスモデル ブロードバンド環境に対応した革新的で商業的に発展しうるビジネスモデル実現のための提言。		
③安全な電子商取引 国際的に利用できる電子決済の信用基盤の構築を進めるための提言。		
④ユビキタス社会フレームワーク 電波リソースの配分と免許、センサー、RFIDに関わる利用とプライバシー問題等について課題を検討。		
第7回年次総会 2005年（2005年・ブリュッセル）		
以下6分野での政策提言を行なうとともに、政策実現における課題を挙げている。		
① ユビキタスの普及『ユビキタスネットワークソサエティ ビジョン』		
② 電子政府		
③ 国際小額取引		
④ 安全な電子商取引		
⑤ サイバーセキュリティ		
⑥ 次世代ネットワーク		

## 第8回年次総会 2006年（2006年・台北）

以下5分野での政策提言や過去の活動における総括。

- ① 消費者信頼  
国家間の電子商取引の普及における消費者の信頼を得るための国際連携の必要性。
- ② サイバー・セキュリティ  
ユーザの意識改革、法の執行、被害の緩和、脅威に対する共同対抗策の必要性。
- ③ 電子政府  
2001年～2005年におけるGBDeの電子政府関連の提言総括。
- ④ 国際小額取引  
税制上の奨励策、金融政策の策定、サイバー犯罪予防、技術標準の統一の必要性。
- ⑤ ユビキタス・ネットワーク・ソサエティ・ビジョン  
ユビキタス・ネットワークの利用環境におけるeビジネスの可能性の議論。

出典：GBDeの資料を基に作成

### (2) 2007年の主な動き

2007年の第9回GBDe年次総会は、2007年11月9日に東京（日本電気社＝NECが全体会長）にて開催された。「Web Commerce 2.0」<sup>34</sup>と題された第9回年次総会では、以下5つの議題のもとで提言がなされた。特徴的なのは、2001年から取り組まれてきた電子政府関連アジェンダが2006年年次総会にて総括され、2007年からは新たなアジェンダとして「デジタル・ホーム環境における課題や新規事業の可能性」が取り上げられている点が挙げられる。その他、2006年から引き続きアジェンダとして挙げられているトピックとして、「国際的な電子決済」や「ユビキタス・ネットワーク社会におけるビジネスや政策」がある。

- ① ユビキタス・ネットワーク社会（The Ubiquitous Network Society）  
ユビキタス・ネットワーク社会における、Web2.0やビジネスモデル、政府政策といった複数のステークホルダーの意見を取り入れた政策提言の必要性を提唱する。
- ② デジタル・ホーム（The Digital Home）  
ブロードバンド通信やハードウェア、通信、コンテンツの統合などによって一般家庭に実現されたデジタル・ホーム環境であるが、これに付随する課題が解決される前に関連サービスが普及している。このようなデジタル・ホーム環境におけるエンターテインメント業界、ヘルスケア業界、教育機関といった関連業界への課題や新規事業の可能性について議論する。
- ③ 国際小額取引（International Micro Payments）  
国際小額取引の拡大に向けた課題解決を目指す。特に不均衡税制の解決、安全なプロトコールの統一、紛争解決政策の統一などを課題として挙げる。更に、ICカードを利用した国際小額取引の促進に向け、複数の技術標準へのサポート体制整備、プリペイド電子財布の利用、不均衡税制の解決、などを課題としている。
- ④ サイバー・セキュリティ（Cyber Security）  
サイバー・セキュリティにおける課題と対応策を、政府機関や民間セクター、プロバイダ

<sup>34</sup> [http://www.gbd-e.org/events/2007/Summit2007/events\\_summit2007.html#IGs](http://www.gbd-e.org/events/2007/Summit2007/events_summit2007.html#IGs)

一、ユーザに広く認知させることを目指す。

⑤ 消費者信頼 (Consumer Confidence)

BtoC 電子商取引市場拡大を目指した個人情報保護の啓蒙を目指す。

## 1.2 北米

### 1.2.1 米国

主な法的枠組み、法律・法案	1997年7月	「グローバルな電子商取引のための枠組み」成立
	1998年10月	「1998年デジタル・ミレニアム著作権法」成立
	1999年7月	「統一電子取引法」成立
	2000年4月	「子供オンライン・プライバシー保護法案」成立
	2000年6月	「国際・国内取引における電子署名法」成立
	2002年11月	「サイバーセキュリティ研究開発法」成立
	2003年2月	「安全なサイバー空間のための国家戦略」発表
	2003年12月	「スパム規制法」成立（2004年1月施行）
	2004年4月	インターネット接続税の一時禁止措置の4年間延長
	2004年4月	報告書「米国イノベーションの新世代」（A New Generation of American Innovation）の中で、3つの柱のひとつとしてブロードバンドの普及に言及
	2004年6月	上院「知的所有権保護法」可決
	2004年7月	「ID窃盗厳罰化法」成立
	2004年9月	下院「海賊行為抑止・教育法」（PDEA）可決
	2004年9月	上院商務・科学・運輸委員会「スパイウェア・ブロック法案」可決
	2004年10月	下院「スパイウェア規制法案」可決
2006年5月	政府説明責任局が電子商取引における現行の個人情報保護体制の強化を推奨する報告書を発表	
2007年	州外のオンライン販売事業者などに対して州政府の課税を禁止する時限立法が7年延長、「2007年インターネット非課税改正法」が発効	

#### (1) 概要

米国ではクリントン政権下の1997年7月、「グローバルな電子商取引のための枠組み（A Framework for Global Electronic Commerce）」が発表され、その後この枠組みをベースとして電子商取引関連の政策や法整備が着々と進められてきた。まず1998年に「1998年デジタル・ミレニアム著作権法（Digital Millennium Copyright Act）」が制定されたのを皮切りに、1999年には「統一電子取引法（Uniform Electronic Transactions Act：UETA）」、2000年には「子供のオンライン・プライバシー保護に関する法（Children's Online Privacy Protection Act：COPPA）」と「電子署名法（Electronic Signatures in Global and National Commerce Act：E-SIGN）」などの電子商取引に必要となる一連の法律が整備された。

2001年初めに誕生したブッシュ政権では、9月11日の同時多発テロ事件以降、安全保障関連問題が同政権の最優先課題となっており、それに関連してコンピュータセキュリティ問題などに重点がシフトしている。2002年11月には、サイバーセキュリティ研究開発法（Cyber Security Research and Development Act）が施行され、国内の重要な情報インフラをテロリストから守るため、今後5年間で約9億ドルを充てることが定められたほか、2003年2月に発表された「安全なサイバー空間のための国家戦略（A National Strategy to Secure Cyberspace）」では、サイバーセキュリティ確保における連邦政府の役割や州・地方政府や民間企業、大学、その他関連機関や市民が取るべき行動を「勧告（recommendation）」の形で提示している。

また、2003年12月には、スパムメール問題の深刻化を受けて、米国内のスパムメールの取り締まりを目的とする「スパム規制法 (Can Spam Act : Controlling the Assault of Non-Solicited Pornography and Marketing Act of 2003)」が成立し、スパムメールを送信する企業に対して、消費者にメールの受信を拒否する権利を与えることを義務付けたほか、これに違反した場合に最大5年の懲役や最高200万ドルの罰金などが課せられることになった。

2005年以降も、電子商取引そのものというよりも、セキュリティ、スパム対策、スパイウェア対策といった、安全保障の観点から出された政策が続いている。2006年の予算教書における情報セキュリティ関連予算強化でも、国土安全保障省 (DHS) 予算のうちサイバーセキュリティに関する情報の収集や分析を担当する情報分析・インフラ保護局 (Information Analysis and Infrastructure Protection : IAIP) の予算が、前年の1億3,200万ドルから2億400万ドルへと大幅に増額された。

さらに同年12月、FTC (米連邦取引委員会) はスパム規制法 (CAN-SPAM 法、2004年1月施行) の効果に関するレポート<sup>35</sup>を発表し、スパム規制法の罰則制度に罰金だけでなく懲役も課せられるようになり取り締まりが厳しくなった点を評価し、スパム規制法は一定の効果があったと報告している。また、スパム規制法だけではなく、それを土台にして実施された州や地方自治体のスパムメール対策や民間企業の技術を加えた総合力が効果を上げたと分析している。ただし、海外から発信されたスパムは増加しており、今後の対策として、消費者をスパムやスパイウェア、詐欺行為から保護するために、保護FTCが米国外で運営されているスパム組織についても追求できるようになる「US SAFE WEB 法」の成立や、消費者がスパムやスパイウェアから自衛できるようにする教育プログラムの向上、スパム対策技術向上に向けた取り組みの必要性を訴えている。

2006年5月、政府説明責任局 (Government Accountability Office : GAO) が、電子商取引における現行の個人情報保護体制の強化を推奨する報告書「SSN : インターネット再販業者によるSSN 情報提供における基準の必要性 (Social Security Numbers : Internet Resellers Provide Few Full SSNs, but Congress Should Consider Enacting Standards for Truncating SSNs GAO-06-495, May 17, 2006<sup>36</sup>)」を発表した。これは、米国で展開される顧客情報再販業サービスにて、米国人に与えられる年金番号である「社会保障番号 (Social Security Number : SSN) <sup>37</sup>」もインターネット経由で容易に他人の手に渡る可能性が高いことを危惧したものである。このことから同局では、主に①インターネットを利用して個人情報を再販する業者を特定し、②これら再販業者 (Resellers) のうち「社会保障番号 (SSN)」も提供している業者を抽出、③こうしたインターネット再販業者に適用できる既存の連邦法を特定することを目的として調査を実施した。結果、インターネットを利用して個人情報を提供する再販業者のうち、SSN 情報の外部提供も行なう業者

<sup>35</sup> "Effectiveness and Enforcement of the CAN-SPAM Act: A Report to Congress", <http://www.ftc.gov/reports/canspam05/051220canspamrpt.pdf>

<sup>36</sup> "Social Security Numbers: Internet Resellers Provide Few Full SSNs, but Congress Should Consider Enacting Standards for Truncating SSNs (GAO-06-495)", <http://www.gao.gov/new.items/d06495.pdf>

<sup>37</sup> SSN は社会保証を受けるための番号であるが、戸籍制度を導入していない米国においては、個人を特定する方法として重要な番号であり、銀行口座開設、運転免許証取得、身分証明書発行、納税など数多くで利用されている。そのため、最低限必要な場合以外は他人に同情報を漏らすべきではないとされている。

が154社存在することが確認できた。これら再販業者は、インターネット検索サイトに入力されたデータなどから個人情報を読み出し、個人・企業・弁護士事務所・金融機関などの顧客に対して、SSNを含む個人情報（氏名、住所、運転免許証番号、電話番号など）を信用調査や犯罪歴調査の一部として提供している。政府説明責任局では、現行の連邦法ではこのような個人情報の再販業者を取り締まることは難しいが、これら個人情報のうち、再販業者がSSNの提供に応じる際の基準を設定する法規制が存在しないことから、例えば、全9桁のSSN番号のうち下4桁のみだけが提供可能、あるいはインターネット上で表示不可能とするような法規制が早急に必要と提唱している。

この他、電子商取引における消費者保護やプライバシー保護については、連邦取引委員会（FTC）が取り組みを行っている<sup>38</sup>。

## (2) 2007年の主な動き

### <電子商取引への売上税に反対する法案が可決、インターネット課税が2014年まで延長>

米国では、オンライン・ショッピングの普及以前から、通信販売からの売上税の徴収に関して議論がされてきた。すなわち、購入者が居住する州内に事業拠点のない業者が、当該購入者から売上税を徴収し、その売上税を州政府に支払うか否かが問題となっているものである。現在、各州政府によってその税法が異なっていることから、通販業者はサービスを展開する（すなわちマーケットを展開する）州の税法に従うという形式が取られている。

このような中、オンライン・ショッピングといった電子商取引の普及に伴い、通信販売と同様に、州内の事業拠点の有無などを基準に売上税を徴収するか否かの議論が挙がってきた。これは、売上税を徴収している州においては電子商取引業者と通信販売業者との不公平の是正を目的としている場合が多く、その他にも州政府の新たな収入源として電子商取引に対する課税が着目されたという背景がある。インターネットや電子商取引の普及から約10年が経過した現在でも、国内7500余りの課税管轄区域（州や市など）がインターネット税を設けることを禁じた時限立法「インターネット非課税法（The Internet Tax Freedom Act）」により、州外に拠点をもち業者に対しては、電子商取引からの売上げに対する課税はなされていない。これは、公正な税制を求める大手小売店などによる課税推進派と、オンライン売上減やブロードバンド普及への障害などの懸念を示すIT業界による課税反対派における意見の相違が大きく、連邦法による課税制度への設置が行われていないという背景がある。

時限立法「インターネット非課税法（The Internet Tax Freedom Act）」が、2007年11月に期限を迎えることから、2007年は連邦議会上下院にて同法に関する法案が相次いで提出された。これらは全て、「インターネット非課税法」を恒久化し、電子商取引への課税を禁止することを求めている。例えば、上院では、2007年1月4日、同法の期限を無期限化することを求める法案<sup>39</sup>「無

<sup>38</sup> FTCの取り組みについては、第2章のFTCインタビューを参照。

<sup>39</sup> 「インターネット非課税法」Section 1101(a)条項「2003年11月から2007年11月まで」とする箇所を削除し、無期限化するもの。出典：法案S. 156  
<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:S.156>:

期限インターネット非課税法案 S. 156 (Permanent Internet Tax Freedom Act of 2007)」<sup>40</sup>、同年 10 月 2 日にも、同法の期限に猶予を与える「無期限インターネット非課税法案 S. 2128 (Permanent Internet Tax Freedom Act of 2007)」<sup>41</sup>などが提出された。下院でも同様、2007 年 1 月 31 日に現行の「インターネット非課税法」を無期限化して州政府などに対し電子商取引からの課税を禁止する「無期限インターネット非課税法案 H. R. 743 (Permanent Internet Tax Freedom Act of 2007)」<sup>42</sup>が、2 月 15 日には同じ目的の「インターネット消費者保護法案 H. R. 1077 (Internet Consumer Protection Act of 2007)」<sup>43</sup>などが提出された。

結果、下院より 2007 年 9 月 27 日に提出されていた、インターネット課税への期限を延長させる法案「インターネット非課税法を改正しインターネット並びに電子商取引に関連する特定の課税を延長する法案 H. R. 3678 (To amend the Internet Tax Freedom Act to extend the moratorium on certain taxes relating to the Internet and to electronic commerce)」<sup>44</sup>を、下院が 10 月 16 日、上院が 10 月 25 日に相次いで可決し、同法案を元にインターネットへの課税を延長する方向となった。同法案は、上下院による修正を経て、課税延長期限を 7 年延長の 2014 年 11 月 1 日までとし、2007 年 10 月 31 日に大統領が署名して翌 11 月 1 日より「2007 年インターネット非課税改正法 (Internet Tax Freedom Act Amendments Act of 2007)」として発効された<sup>45</sup>。

「2007 年インターネット非課税改正法」の成立は、オンライン・ショッピングの活性化を目指す情報通信業界（具体的にはワイヤレス業界、インターネットサービスプロバイダ、オンラインショッピング店舗運営会社など）や米最大の IT 業界団体 CompTIA (The Computing Technology Industry Association)<sup>46</sup>からの強い支持（ロビイング活動）により実現したものである。尚、これら通信業界は、最終的にはインターネットへの非課税を恒久化させることを求めているという<sup>47</sup>。

---

<sup>40</sup> [http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:S.156:](http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:S.156)

<sup>41</sup> [http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:S.2128:](http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:S.2128)

<sup>42</sup> [http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:H.R.743:](http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:H.R.743)

<sup>43</sup> [http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:H.R.1077:](http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c110:H.R.1077)

<sup>44</sup> [http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d110:h.r.03678:](http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d110:h.r.03678)

<sup>45</sup> <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d110:HR03678:@@R>

<sup>46</sup> <http://www.comptia.org/>

<sup>47</sup> <http://www.informationweek.com/news/showArticle.jhtml?articleID=202801131>

## 1.2.2 カナダ

主な法的枠組み、法律・法案	1998年9月	「電子商取引戦略」発表
	1998年10月	「電子商取引における暗号政策の枠組み」発表
	1999年9月	「統一電子商取引法」成立
	2001年1月	「個人情報保護と電子文書法」施行
	2001年4月	「2001年電子取引法」施行
	2004年5月	「カナダにおけるスパム対策行動計画」発表、スパム・タスクフォース設置
	2004年5月	「電子認証原則」発表
	2004年5月	「安全な電子署名規制」発表
	2004年9月	「EコマースからE経済へ：21世紀における戦略」コンファレンス開催
	2005年5月	スパム・タスクフォースの報告書を発表
	2005年7月	メキシコ・米国と「電子商取引のための共通原理のフレームワーク」を締結
	2006年6月	プライバシー委員会が個人情報管理強化のための組織強化を要請
2007年1月	政府機関のウェブサイトが新たなルック&フィール基準「CLF 2.0」を承認、2008年12月31日までの導入が義務付けられる	
2007年8月	プライバシー委員会、情報漏えい時の対応ガイドラインを発表	

### (1) 概要

カナダ政府は1998年9月に「電子商取引戦略 (Electronic Commerce Strategy)」を作成し、この戦略に基づいて電子商取引関連政策を進めてきた。その後まずカナダ政府は1998年10月に「UNCITRALモデル法」を基に「統一電子商取引法 (Uniform Electronic Commerce Act)」を制定しており、これをベースに各州及び準州は、それぞれ電子商取引法を制定している。また2001年1月には「個人情報保護と電子文書法 (Personal Information Protection and Electronic Documents Act : PIPEDA)」が施行され、電子商取引を行なう際に使われるプライバシー保護や電子商取引における電子署名の有効性が定められ、同年4月には、「2001年電子取引法 (Electronic Transactions Act, 2001 : ETA)」の施行によって電子文書と電子署名が紙の文書の署名と同様の実行力を持つことが定められた。

セキュリティや暗号については、カナダ政府では1998年10月に、暗号技術に関する政策指針として「電子商取引における暗号政策の枠組み (Cryptography Policy Framework for Electronic Commerce)」を発表し、電子商取引を行なう際に暗号技術や認証技術を使うことを奨励した。近年は、スパム対策などのセキュリティ関連や電子認証、電子署名などが電子商取引に関する重要な政策課題となっている。

カナダ政府は2004年5月、スパムメールと戦うための行動計画「カナダにおけるスパム対策行動計画 (Anti-Spam Action Plan for Canada)」を発表するとともに、こうした行動計画を実行するスパム・タスクフォース (Spam Task Force) を立ち上げた。そして、2005年5月、最終報告書「スパムを止める：強力で安全なインターネットの創造 (Stopping Spam: Creating a Stronger, Safer Internet)」<sup>48</sup>を発表した。この報告書では、スパムを止めるために必要な対策として、①

<sup>48</sup> [http://e-com.ic.gc.ca/epic/internet/inecic-ceac.nsf/en/h\\_gv00317e.html](http://e-com.ic.gc.ca/epic/internet/inecic-ceac.nsf/en/h_gv00317e.html)

既存法制度による取り締まり強化と新制度の導入、②強力な罰則規定、③ISP などが利用できる業界標準や成功事例の確立、④消費者への周知と教育、⑤国際協力、という5点を挙げている。その上で、政府が主導権を取るべきこと、法制度の制定と取り締まり、ISP などにおけるベストプラクティス、e メールマーケティングのベストプラクティス、利用者への周知と教育、国際協力、調整機関の設立について22項目の提言を行なった。

同年7月、カナダ産業省は、米国商務省及びメキシコ経済省との間で「電子商取引のための共通原理のフレームワーク (Framework of Common Principles for Electronic Commerce)」を締結した<sup>49</sup>。これは同年3月に三国首脳が発表した「安全と繁栄のパートナーシップ (the Security and Prosperity Partnership)」の成果の一部であり、ビジネス活動のための安全な基盤としてインターネットを強化すること、オンライン・マーケットプレイスに対する信用を高めること、国境をまたがる電子商取引のプロセスを合理化することを目的としている。また、スパムや電子認証、プライバシー保護といった重要な問題についても共同で取り組んでいくことを宣言した。

2006年、カナダ政府プライバシー委員会 (Privacy Commissioner) は、6月に発表した年次報告書 (Annual Report) <sup>50</sup>において、カナダ国民の個人情報他国に多く流出している問題を指摘した。特に米国愛国者法 (Patriot Act) 施行後、米国企業がカナダを含む他国の個人情報を容易に入手している点を懸念し、プライバシー検査官の組織 (Commissionar's Office) 強化の必要性を訴えている。具体的には、今後2年間で人員・予算の倍増を求めており、すでにカナダ議会は同要求に対し前向きな姿勢を見せている。

## (2) 2007年の主な動き

### <情報漏えい時の対応に向けたガイドラインの発表と法律の検討>

2006年に設置したプライバシー委員会を核として、プライバシー保護に向けた取り組みを始めている。具体的な取り組みの例として、2007年8月、プライバシー委員会は、企業等のプライバシーにかかわる情報が漏えいされた場合に、当該組織が迅速で適切な対応を取れるようにするため、ガイドライン「Key Steps for Organizations in Responding Privacy Breaches」を発表した<sup>51</sup>。同ガイドラインでは、情報漏えいにあつた場合の4つのステップとして、以下のステップを推奨している。なお、各ステップに加え、詳細な対応項目が複数挙げられている。

- Step 1 : 漏えいの封じ込めと初期評価
- Step 2 : 漏えいと関連したリスクの評価
  - 漏えいされた個人情報の内容
  - 漏えい原因の特定
  - 漏えいによって影響を受ける個人の特定

<sup>49</sup> <http://www.ic.gc.ca/cmb/welcomeic.nsf/0/85256a5d006b97208525702d0054ef77?OpenDocument>

<sup>50</sup> [http://www.privcom.gc.ca/information/ar/200506/200506\\_pa\\_e.pdf](http://www.privcom.gc.ca/information/ar/200506/200506_pa_e.pdf)

<sup>51</sup> Rederal Privacy Commissioner of Canada Key Steps for Organizations in Responding to Privacy Breach, August 2007, URL:

[http://www.privcom.gc.ca/information/guide/2007/gl\\_070801\\_02\\_e.pdf](http://www.privcom.gc.ca/information/guide/2007/gl_070801_02_e.pdf); これに関するプレスリリース; [http://www.privcom.gc.ca/media/nr-c/2007/nr-c\\_070801\\_e.asp](http://www.privcom.gc.ca/media/nr-c/2007/nr-c_070801_e.asp)

- 漏えいの結果として予測される被害の推定
- Step 3：通知
  - 影響を受ける個人への通知
  - 通知のタイミング、方法、対象者の決定
  - 通知されるべき情報の内容
  - その他通知されるべき関係者の特定
- Step 4：将来の漏洩発生の防止

さらに、同月、小売業者向けに、消費者情報の保護等のオンライン・トレーニング・プログラムを無料で提供するサイトも開始している<sup>52</sup>。

#### <カナダ政府機関のウェブサイトを対象とした新たなルック&フィールを発表>

カナダ政府は2007年1月、政府機関のウェブサイトを対象としたルック&フィールを6年ぶりに更新した。「ルック&フィール」とは、コンピュータの操作画面の見た目(Look)や操作感(Feel)を指す言葉で、画面デザインやアイコンの配置、操作方法、画面や音による反応などが全体として与える印象などを含んでいる<sup>53</sup>。カナダ政府では、政府機関ウェブサイトの見た目や操作を統一してアイデンティティを確立することを目的として、1998年6月よりカナダ財政委員会(Treasury Board of Canada)が最初のルック&フィールの構築に着手した歴史がある。この最初のルック&フィールである「The Common Look and Feel (CLF) 1.1」<sup>54</sup>は、2000年5月にカナダ財政委員会にて承認され、全てのカナダ政府機関のウェブサイトに対して2002年12月31日までの導入が義務付けられた<sup>55</sup>。

2007年1月より適用されている新たなルック&フィール「Common Look and Feel Standards for the Internet (CLF 2.0)」<sup>56</sup>は、前バージョン時からの技術革新といった背景を反映させた内容になっており、2008年12月31日までに、政府機関ウェブサイト(傘下の地方事務所など全てを含む)に対して導入が義務付けられている<sup>57</sup>。

<sup>52</sup> [http://www.privcom.gc.ca/media/nr-c/2007/nr-c\\_070820\\_e.asp](http://www.privcom.gc.ca/media/nr-c/2007/nr-c_070820_e.asp);  
[http://www.privcom.gc.ca/privacy\\_comm/0001\\_home\\_e.asp](http://www.privcom.gc.ca/privacy_comm/0001_home_e.asp)

<sup>53</sup> ルック&フィールの定義出典：IT用語辞典  
<http://e-words.jp/w/E383ABE38383E382AFEFBC86E38395E382A3E383BCE383AB.html>

<sup>54</sup> [http://www.tbs-sct.gc.ca/clf-nsi/2index\\_e.asp](http://www.tbs-sct.gc.ca/clf-nsi/2index_e.asp)

<sup>55</sup> [http://www.tbs-sct.gc.ca/clf-nsi/back-cont\\_e.asp](http://www.tbs-sct.gc.ca/clf-nsi/back-cont_e.asp)

<sup>56</sup> <http://www.tbs-sct.gc.ca/clf2-nsi2/index-eng.asp>

<sup>57</sup> [http://www.tbs-sct.gc.ca/clf2-nsi2/qaa-qer/qaa-qer-eng.asp#cn\\_1.1](http://www.tbs-sct.gc.ca/clf2-nsi2/qaa-qer/qaa-qer-eng.asp#cn_1.1)

## 1.3 アジア・太平洋

### 1.3.1 韓国

主な法的枠組み、法律・法案	1994年1月	「公共機関により管理された個人情報の保護に関する法」制定
	1999年2月	「1999年電子署名法」制定。
	1999年2月	「電子商取引基本法」制定
	1999年4月	情報化政策「サイバー・코리아 21」発表
	2000年12月	「韓国におけるE ビジネス・イニシアチブ」
	2002年4月	「e コリア・ビジョン 2006」
	2002年10月	「2003年度電子商取引政策推進計画」制定
	2003年8月	「電子金融取引法」の制定内容発表（財政經濟部）
	2003年12月	「Broadband IT Korea Vision 2007」を公表
	2004年1月	「e ラーニング産業発展法」成立
	2004年3月	「IT839 戦略」発表
	2004年6月	「u-Korea (ユビキタス・코리아) プロジェクト」発表
	2004年7月	「不法スパムメール受け付けセンター」開設
	2006年10月	M コマース利用に際するガイドライン作成を発表
2007年9月	大都市を対象とした「ユビキタス・シティ」義務化構想を提示	

#### (1) 概要

韓国では1999年4月に発表された包括的IT推進計画「サイバー・코리아 21」で、2002年までに世界10位圏の情報化先進国に入ること为目标として掲げると共に、高速情報通信向けのインフラ整備や電子政府構築への取り組みが示された。こうした積極的な情報化政策を背景に世界有数のインターネット大国への成長を遂げた韓国は、2002年4月、「サイバー・코리아 21」に続く情報化政策として「e コリア・ビジョン 2006」を発表し、グローバル情報社会を牽引する韓国の優位性をさらに確固たるものにするを目標とした2006年までの国家IT政策戦略を示した。

2004年6月、韓国情報通信部（Ministry of Information and Communication : MIC）は、「サイバー・코리아 21」、「e コリア・ビジョン 2006」に続く新たなIT国家戦略として「u-Korea (ユビキタス・코리아) プロジェクト」と呼ばれる事業を発表した。同事業は、情報産業を国家発展の推進力に位置づけ、2007年までに「何時でも何処でも」インターネット、固定電話及び移動体ネットワークへの連続・高速アクセスを提供するテレコムネットワークに繋がることが可能な「ユビキタス社会」を実現することにより、国民平均所得を2万ドルまで高めることを目標に掲げている。また、u-Koreaを実現するために韓国は同年、IT839戦略を発表した。IT839戦略の8・3・9とは、8大新規サービス、3大インフラ、9大新成長動力（製品）を意味する。8大新規サービスの中には、無線ブロードバンドサービス、RFID、デジタルテレビなどが含まれ、3つのインフラとはブロードバンド統合網、ユビキタスセンサーネットワーク、IPv6であり、9大新成長動力には次世代通信網やデジタルテレビ、デジタルコンテンツなどが含まれている。

電子商取引については、1999年2月に、電子商取引に関連する初の法律として「1999年電子署名法」及び「電子商取引基本法（Basic Law on Electronic Commerce）」が制定され、これらによって電子署名及び電子文書による商取引に法的効力が与えられることになった。また2002年末に発表された「2003年度電子商取引政策推進計画」において、韓国政府は今後も、法制度、物流、

決済など、e-ビジネス拡大のための基盤拡充に引き続き取り組み、2005年までに全商取引額に占める電子商取引の割合を30%まで引き上げ、企業経営の効率化を図り、経済の透明性を高める方針を示しており、これを受けて韓国政府は「電子金融取引法」の内容発表、「eラーニング産業発展法」の制定といった活動を相次いで行なった。

上述したように、韓国における現在のICT促進政策は、2002年4月の「eコリア・ビジョン2006」を具体化した「Broadband IT Korea Vision 2007」（2003年12月）、「IT839戦略」（2004年3月）が中心になっている。このIT839戦略の中には、8大産業の一つとして「RFID」が、3大インフラの一つに「次世代インターネットIPv6」が含まれている。韓国政府は、2005年、RFIDやIPv6に関する具体的な動きを見せている。RFIDについては、2005年3月に韓国電子通信研究院（Korea Electronics and Telecommunications Research Institute：ETRI）がRFID郵便システムの実験を行なった<sup>58</sup>。これは、現行のバーコードのシステムを代替するもので、郵便の仕分け、配送業務を自動化することが目的である。また、IPv6については、韓国は2004年下半年からIPv6試験事業「コリアバージョン6」（KOREAv6）に取り組んでおり、モバイルIPv6技術を適用した韓国オリジナルの無線LAN標準であるWiBro（Wireless Broadband）の試験サービスなどを実施した。

2006年には、韓国公正取引委員会（The Fair Trade Commission：FTC）が、携帯電話を利用した商取引、Mコマース利用に関するガイドライン作成計画を発表した<sup>59</sup>。このガイドラインは、主に携帯電話からアクセス可能なポータルサイトやサイバーモールの運営者を対象とするもので、Mコマースの利用増が期待される若年層が、トラブル等により利用離れしないようにルール作りをする目的で作成されている。ガイドラインでは、例えば「商取引によるトラブルの際に消費者を保護する」といった内容や、消費者に事前に注意事項を知らせること（例えば、オーダーがキャンセル可能であること、携帯電話を利用して長時間買物をした場合に電話代が高騰すること、など）、及び商取引の際には消費者側の携帯電話端末が正常に利用できるかを確認することなどを盛り込むとしている。韓国公正取引委員会では、現在作成中のガイドラインの順守は「自主的なもの」としているが、今後のMコマースの普及により消費者が何らかのトラブルに巻き込まれた場合はガイドライン順守を法的に義務付けることも視野に入れていているとしている。

## （2）2007年の主な動き

### <ユビキタス・ネットワークの義務化構想を提示>

韓国政府は2007年9月、中央政府・地方政府に対して「ユビキタス・ネットワーク」構築を義務付ける法律の立法化構想を明らかにした<sup>60</sup>。この構想では、330万平方メートル以上の広さを持つすべての都市を対象に、市民がいつでもどこでも情報を入手できるようにセンサーを組み込んだ通信ネットワークを敷設して「ユビキタス・シティ」を構築することを目指している。主体となるのは交通建設部（The Ministry of Construction and Transportation）で、ユビキタス・ネットワークから最新の交通情報などを得られるようなシステムを構想している。

<sup>58</sup> [http://ipc.go.kr/ipceng/public/public\\_view.jsp?num=2182&fn=&req=&pgno=1](http://ipc.go.kr/ipceng/public/public_view.jsp?num=2182&fn=&req=&pgno=1)

<sup>59</sup> "FTC e-commerce guidelines expanded to make m-shopping safe," [http://www.korea.net/News/News/NewsView.asp?serial\\_no=20061011029](http://www.korea.net/News/News/NewsView.asp?serial_no=20061011029)

<sup>60</sup> [http://www.korea.net/news/news/newsView.asp?serial\\_no=20070916009&part=107&SearchDay=&page=3](http://www.korea.net/news/news/newsView.asp?serial_no=20070916009&part=107&SearchDay=&page=3)

### 1.3.2 中国

主な法的枠組み、法律・法案	1993年3月	「三金プロジェクト」開始
	2000年	「中国における電子商務の発展についての指導的意見（初稿）」起草
	2001年1月	暗号化技術使用に関する規制発表
	2001年7月	新特許法施行
	2001年12月	WTOに正式加盟
	2003年12月	「コンピュータネットワーク上の著作権紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈」を改訂
	2004年6月	「不法・不適切情報センター」開設
	2004年8月	全国人民代表大会にて「電子署名法」可決
	2005年1月	「電子商取引の発展加速に関する若干意見」公布
	2005年4月	「電子署名法」施行
	2006年6月	電子商取引に代表される、ビジネス技術プラットフォーム開発を対象とした投資インセンティブ施策の作成を発表
	2007年9月	中国インターネット協会（ISC）がジャンク・メール撲滅のためのE-stamp導入を検討

#### (1) 概要

中国における情報化政策は、1993年の「三金プロジェクト」から始まる。同プロジェクトは、「金」を頭文字とした情報化プロジェクトで、1993年から現在に至るまで同プロジェクトの下で10以上のプロジェクトが実施されてきた。

- ① 金橋プロジェクト（国家情報通信ネットワークの構築）
- ② 金関プロジェクト（EDI／貿易情報ネットワークの構築）
- ③ 金カード・プロジェクト（クレジットカードやキャッシュカードの普及促進）

1996年には国家の情報化推進をリードするために、「国務院情報化指導グループ」が設立され、その後の中国における情報化の発展に大きく寄与してきた。1998年には、情報産業部が設立され、さらに2001年には、前述の「国家情報化指導グループ」の一環として再編され、朱鎔基総理をはじめとする国家のトップリーダーがメンバーとして任命されて、国家情報化推進の体制が強化された。2001年から始まった第10次五ヵ年計画（2001年～2005年）では、情報通信のインフラ整備や情報産業の育成などを優先課題として取り上げている。

電子商取引については、中国では、1999年10月に成立した「商業契約法（Contract Law）」によってエレクトロニック・データ・インターチェンジ（Electronic Data Interchange：EDI）により作成された契約が合法化されたものの、電子商取引を体系的に法制化する動きは比較的遅れていた。しかし、2004年8月に全国人民代表大会にて「電子署名法」が可決され、2005年4月から施行された。これは電子署名が手書きの署名や印鑑と同レベルの法的効力を持つように定めたもので、中国における電子商取引の基礎になる法制度であると考えられている。また、「電子署名法」が施行される4月を控えて国務院弁公庁が1月に公布した、「電子商取引の発展加速に関する若干の意見」の中では、中国政府は電子商取引関連分野の発展原則についてまとめ、電子商取引

を発展させるためには、関連法規、税務、投融資、電子支払、セキュリティ認証、物流などの分野での協力が必要であることを主張している。同年2月、国家発展改革委員会は「電子商取引の実施に関する特別通知」を公布し、国家が企業を対象に電子商取引専用資金を助成することを発表した。これは、電子商取引の基礎となる企業内部の情報化や大型企業集団における電子商取引の推進、第三者が運営する電子商取引プラットフォームなどの分野で申請のあった企業を審査して支援するもので、91件のプロジェクトが採用された。

一方で、電子商取引先進国における情報セキュリティや消費者保護については、中国の法制化は遅れている。2004年6月に市民が違法・不適切な情報を掲載するサイトを通報できる「不法・不適切情報センター」を設立したが、電子商取引に関する消費者保護の制度や機関は、2004年に上海で設立されたものの、全国レベルでは未対応とみられる。

中国科学技術部（Ministry of Science and Technology<sup>61</sup>）は2006年7月25日、物流、設計、金融といったサービスセクター向けの投資インセンティブ施策の作成を発表した<sup>62</sup>。この施策は、電子商取引に代表されるような、ビジネス技術プラットフォーム開発強化を狙いとしている。同部は今後、革新技术への投資を促すようなインセンティブ施策の作成に取り組む。また、このような新技術の標準化と実用化のためにも、これら新技術を積極的に市場で試験利用していく考えも明らかにしている。

## (2) 2007年の主な動き

### <インターネット業界がジャンク・メール撲滅のためのE-stamp導入を検討>

2007年9月に開催された中国のインターネット業界における最大の年会「中国インターネット大会（China Internet Conference）」にて、増大するジャンク・メールへの対応策の一つとして「E-stamp」の採用が検討されていることが発表された<sup>63</sup>。このE-stampは、電子メールを送信する際に自動的に貼られるもので、送信者を特定することができる。送信者の特定は、受信者ではなく、例えば中国政府機関や中国インターネット協会（中国互联网协会／Internet Society of China：ISC）<sup>64</sup>のスパム対策委員会（反垃圾邮件工作委员会／Anti-Spam Working Committee）といった、第三者のみが可能となる仕組みである。また、E-stampを貼った電子メールは、他の電子メールとは異なったルート（green passage）を経由して送信されるため、通常の電子メールよりも早く送信されるという利点もあるという。

中国では、2007年第2四半期に送信された電子メールの58%<sup>65</sup>がジャンクメールとの統計結果も出ており、うち11%がコンピュータ・ウィルスを運んでいることから危険視されている。現在、中国ではジャンクメールの送信者に対して最大3万ウォンの罰金刑（2006年3月時点）が科せられているが、特に中小企業などが手軽な広告手段として多く活用しており、また電子メールアド

<sup>61</sup> <http://www.most.gov.cn/eng/>

<sup>62</sup> "New technologies encouraged in service sector," [http://english.gov.cn/2006-07/25/content\\_345722.htm](http://english.gov.cn/2006-07/25/content_345722.htm)

<sup>63</sup> [http://english.gov.cn/2007-09/28/content\\_764089.htm](http://english.gov.cn/2007-09/28/content_764089.htm)

<sup>64</sup> <http://www.isc.org.cn/>

<sup>65</sup> うち、40%が性玩具、薬のオンライン販売を促進するもの。出典：  
[http://english.gov.cn/2007-09/28/content\\_764089.htm](http://english.gov.cn/2007-09/28/content_764089.htm)

レスも頻繁に変更していることから送信者の追跡が非常に困難な状況にある。

E-stamp 技術そのものはまだ実用化されておらず、前出の中国インターネット協会スパム対策委員会ではすでに7つの研究機関に対して、技術開発について働きかけているという。一方で、E-stamp の導入となると、インターネット・プロバイダーや通信ネットワーク業者に対して関連費用が重くのしかかることから、最終的に利用者が「郵送料」を別途負担する可能性も示唆されている。

### 1.3.3 台湾

主な法的枠組み、法律・法案	1994年6月	「国家情報インフラ開発プロジェクト」発足
	2002年4月	「電子署名法」施行
	2002年5月	「チャレンジ2008」発表
	2002年6月	「e-Taiwan 計画」発表
	2003年8月	デジタルデバイド是正監督委員会設立
	2004年3月	中小企業を対象とした「デジタルデバイド解消のための4カ年計画」発表
	2004年5月	財務省インターネット販売を対象とした初の税務調査を開始
	2004年8月	「デジタルデバイド解消のための行動計画」
	2005年1月	反スパム法の草案発表
	2006年9月	「ユビキタスネットワーク社会（“Ubiquitous Networks Society” (UNS)）」イニシアチブを開始する計画を発表
	2007年5月	APEC 主導の電子請求書推進プロジェクトを共同主催すると発表

#### (1) 概要

台湾における情報化政策は、1994年に始まった「国家情報インフラ（National Information Infrastructure：NII）開発プロジェクト」から本格化したといえる。「NII 開発プロジェクト」では、既存の電気通信ネットワークの近代化、広帯域ネットワークの建設、新しいアプリケーションの開発を通じて高度情報通信基盤を構築することを目標としており、これをベースにその後ITインフラの整備が進められた。2002年5月には「チャレンジ2008」と題された6カ年の包括的な国家戦略を打ち出した。この6ヶ年計画は、IT関連の発展の枠組みとして「ブロードバンド600万世帯」「e-社会」「e-ビジネス」「電子政府」「e-交通」の5つの目標を設定し、それに付随する39のプロジェクトには総額2兆6,000万台湾ドル（約750億ドル）規模の予算を割当てるとした。「チャレンジ2008」の1つとして台湾政府が同年6月に発表した「e-Taiwan 計画」では、今後6年間で合計366億台湾ドルをIT関連への投資に割り当て、そのうち300億台湾ドルを情報サービスビジネスやソフトウェア産業の活性化を目的として計画実行を担う民間企業に振り分けることとしている。

また、台湾では2003年8月に行政院が「デジタルデバイド是正監督委員会（Bridging Digital Divide Supervising Committee）」を設立し、デジタルデバイド是正のための取り組みが始まった。2004年3月には、国内の中小企業を対象としたデジタルデバイド解消のための4カ年計画が発表された。また、行政院は2004年度から2005年度におけるデジタルデバイド是正に関する予算として、45億台湾ドルを配分した。さらに、2004年8月には、遠隔地におけるブロードバンド普及政策を支援する「デジタルデバイド解消のための行動計画」が立ち上がり、インターネット補助金、過疎地域における学生を持つ家庭でのコンピュータ普及率の向上、ブロードバンドインフラの整備などの取り組みが始まった。

電子商取引関連の法整備が始まったのはインターネットの普及と共に電子商取引市場が急速な成長を見せ始める2000年以降で、2002年4月に施行された「電子署名法」では電子署名に法的効力が認められることになったほか、電子署名や電子書類の法的効力、認証局（CA）の運営規則が定められた。2004年5月にはインターネット販売を対象とした初の税務調査を開始し、電子

商取引の課税問題にも取り組んだ。

台湾では、以前から「チャレンジ2008」の重要な計画の一つとして、e-Taiwan 計画のほかに、M-Taiwan (mobile Taiwan) 計画を立案していたが、2005年にはこのM-Taiwan 計画を一層本格的に展開した。2010年までのM-Taiwan 計画が計画どおり実施されれば、携帯電話で自分の好きなときに好きな場所から、支払をしたり、商品を購入したり、ニュース等の情報にアクセスできるようになるとしている。5年間のM-Taiwan 計画のための予算は10億米ドルにのぼる。台湾政府はまた、同年1月、反スパム法の草案（違反者は2,000万台湾ドル（約63万米ドル）の罰金が科せられ、被害者は送信者に対してスパム1通につき500台湾ドルから2,000台湾ドル（上限2,000万台湾ドル）の損害賠償を請求することができる）が発表されたが、可決には至らなかった。

2006年には、2002年に発表されたe-Taiwan 計画、2005年に発表されたM-Taiwan 計画に続き、「ユビキタスネットワーク社会（“Ubiquitous Networks Society” (UNS)）」イニシアチブの策定計画が発表された<sup>66</sup>。UNS イニシアチブでは、①高速インターネット・ネットワーク基盤の構築、②インターネット社会を規制するための基本法の作成、③ITベースのサービスセクターを推進するためのキラアプリケーションの開発、④エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (Economist Intelligence Unit) が毎年発表する「E-レディネスランキング」で上位5ヶ国入りを目指す、という4つの目標を設定している。なお、2006年度の電子商取引環境調査(2006 Network Readiness Index : NRI) にて台湾は調査対象の115ヶ国中7位につけているが、まだ上位に上昇する余地はあるとの判断から、今回のイニシアチブ構築に至ったとしている。

## (2) 2007年の主な動き

### <APEC 主導の電子請求書推進プロジェクトを共同主催>

台湾経済部 (Ministry of Economic Affairs) は2007年5月、APEC が展開する電子請求書推進プロジェクトを共同主催 (Co-sponsor) することを発表した<sup>67</sup>。このプロジェクト「Seminar to Advance & Promote APEC Work on e-Invoicing Framework」は、APEC 加盟国であるペルーが発案したもので、加盟国間での電子請求書受入れ枠組みを構築するとともに、電子請求書の利用を推進することを目的としている。今後は、1年間 (12ヶ月) かけてAPEC 加盟国における経済状況を鑑みた電子請求書の手続きやベスト・プラクティスを調査し、調査結果は2008年ペルーで開催されるSOMIII (第三回APEC 高級実務者会合) 会議にて発表される予定である。

<sup>66</sup> “TAIWAN SEEKS TO IMPROVE E-COMPETITIVENESS WORLD RANKING,” September 4, 2006, NATIONWIDE INTERNATIONAL NEWS

<sup>67</sup> <http://ekm92.trade.gov.tw/BOFT/OpenFileService>

### 1.3.4 シンガポール

主な法的枠組み、法律・法案	1992年4月	「IT2000計画（IT2000 インテリジェント・アイランド構想）」発表
	1996年6月	「シンガポール・ワン構想」発表
	1996年8月	「電子商取引環境整備プログラム」導入
	1998年4月	「電子商取引の政策枠組み」発表
	1998年7月	「電子商取引法」施行
	1998年7月	「電子商取引マスタープラン」発表
	1998年9月	産業界の自主規制である「個人情報・インターネット商業における消費者コミュニケーション保護に関する規約」発表
	1999年2月	「1999年電子取引規制」（電子署名の合法化と認証局の規制細目）
	2000年3月	「Infocomm21」発表
	2001年3月	国家信頼協議会を設立し、TrustSgプログラムを開始
	2004年2月	電子商取引法に関して一般からの意見を募る「Public Consultation Paper」（第一段階）を発表
	2004年6月	電子商取引法に関する「Public Consultation Paper」（第二段階）を発表
	2005年6月	電子商取引法に関する「Public Consultation Paper」（第三段階）を発表
	2005年3月	情報通信開発局が10年計画「iN2015」の開始を発表
	2005年9月	スパムコントロール法案の草案を発表
2006年2月	「次世代国内ブロードバンド・ネットワーク（Next Generation National Broadband Network（Next Gen NBN））構想を発表	
2006年6月	「iN2015」の基本計画（マスタープラン）を正式に発表	
2007年6月	「2007年スパム防止法」施行	

#### (1) 概要

シンガポール政府は、1992年の「IT2000計画（IT2000 インテリジェント・アイランド構想）」で21世紀に向けた情報化政策の枠組みを示した後、1996年に発表した「シンガポール・ワン構想」では、シンガポールの全世帯にブロードバンドによるマルチメディアサービスを提供することを目標として具体的に情報インフラ整備の方針を示した。さらに2000年には、シンガポール政府は「Infocomm21」と題されたIT振興のための国家戦略を発表し、同国家戦略に基づいたIT振興政策を行ってきた。

シンガポール政府が電子商取引を活性化する具体的な取り組みを本格化させたのは、1996年の「電子商取引環境整備プログラム（E-commerce Hotbed Program）」や1997年の電子商取引政策委員会の発足後からで、その後短期の間に電子商取引関連の法律や法的枠組が相次いで整備されていった。1998年4月に電子商取引に関連する法整備などに関する枠組みを定めた「電子商取引の政策枠組み」を発表した後、1998年7月に電子商取引を取り巻く法的基盤を定めた「電子商取引法（Electronic Transaction Act : ETA）」、1998年7月にシンガポールを電子商取引の中心地にするための「電子商取引マスタープラン（E-Commerce Master Plan）」、1999年2月に電子署名を合法化する「1999年電子取引規制（Electronic Transactions Regulations of 1999）」を発表した。1998年9月には、産業界が個人情報に関する自主規制として「個人情報・インターネット商業における消費者コミュニケーション保護に関する規約（E-Commerce Code for the Protection of Personal Information and Communications of Consumers of Internet Commerce）」を発表した。

また、2001年3月には、国家信頼協議会（NTC）を設立して TrustSg プログラムを開始し、トラストマークによる消費者保護の取り組みも始めた。

シンガポール政府はその後、情報通信開発庁（Infocomm Development Authority : IDA）<sup>68</sup>を中心として、サイバーセキュリティ対策を強化している。2005年2月に、3年間の「Infocomm Security Masterplan」を発表し、3年間に3,800万シンガポールドルを投資することを決めた。同年3月には、情報通信技術の10年計画である「iN2015」（Intelligent Nation 2015）の開始を発表し、専用のウェブサイト<sup>69</sup>を開設した。

その他の取り組みとして情報通信開発庁（IDA）と法務長官執務室（Attorney General's Chambers : AGC）は、2004年5月より、「スパムメールを規制する法的枠組み」を公表して一般市民の意見も取り入れながらスパム防止法案の作成を行ってきた（同法案のその後の動きについては後述）。

シンガポール政府は2006年2月、国内にデジタル・高速ブロードバンドを敷設する新計画「次世代国内ブロードバンド・ネットワーク（Next Generation National Broadband Network（Next Gen NBN））」を公表した<sup>70</sup>。同計画は、官民共同でシンガポール国内の次世代ネットワーク網を構築するもので、同年3月から6月にかけて民間業者からプロジェクトの概観を公募（Request For Concepts）した（進捗については後述）<sup>71</sup>。

2006年6月には、2005年に作成した情報通信技術の10ヵ年計画「iN2015」の基本計画（マスタープラン）を正式に発表した。基本計画は、2015年を期限とした6つの目標と、その目標に向けた4つの戦略で構成されている。

#### 【6つの目標】

- 情報通信技術を効果的に利用することで経済・社会へ付加価値をつけ、またこの分野で世界トップとなる。
- 情報通信セクターを2倍の260億シンガポールドル規模に拡大し、GDPへ貢献させる。
- 情報通信セクターの輸出高を3倍の600億シンガポールドルに拡大する。
- 新規雇用を8万件創出する（うち情報通信セクターの新規雇用は5万5千件。残る2万5千件は同セクターの周辺するセクターにて新規創出する）。
- シンガポールの一般家庭の9割にブロードバンドを普及させる。
- 就学児のいるすべての家庭にコンピュータ利用を普及させる。

#### 【4つの戦略】

- 情報通信技術をより革新的に利用する事で、経済セクター、政府、及び社会全体をシンガポールの変革を牽引する鍵とする。
- 超高速且つ高性能で、信頼性の高い情報通信インフラを構築する。

<sup>68</sup> <http://www.ida.gov.sg/home/index.aspx>

<sup>69</sup> <http://www.in2015.sg/>

<sup>70</sup> <http://www.ida.gov.sg/idaweb/marketing/infopage.jsp?infopagecategory=&infopageid=I3757>

<sup>71</sup> <http://www.ida.gov.sg/News%20and%20Events/20070302155141.aspx?getPagetype=20>

- グローバル規模で競争力の高い情報通信産業を発展させる。
- グローバル規模で競争力が高い情報通信技術者を育成する。

## (2) 2007 年の主な動き

### <スパム防止法の施行>

2004 年より取り組みが進んでいた「スパムメールを規制する法的枠組み」であるが、2007 年 4 月 12 日、「2007 年スパム防止法 (The Spam Control Act 2007)」として議会で正式に承認され<sup>72</sup>、2007 年 6 月 15 日より施行された<sup>73</sup>。同法は、情報通信開発庁 (IDA) と法務長官執務室 (AGC) という 2 つの政府機関が主導となって約 3 年がかりで作成したもので、電子メール及びに携帯電話メールへのスパムメール抑制を目的とした法的枠組みとして位置づけている。

「2007 年スパム防止法」の施行により、マーケティング業者は以下 2 点が義務付けられる。

- マーケティング業者への義務付け：
  1. 電子メール並びに携帯電話メールに広告メールを送信する場合は、件名の頭に「<ADV>」と表記、あるいは広告メールであることを明記する。
  2. メールを受信を希望しない消費者のための、利用可能な返信アドレスを明記する。

一方の消費者は、上記のような表題 (<ADV>) メールをフィルターにかけることでスパムメール受信を防ぐことができる。また、携帯電話メールの場合は、「<ADV>」件名のメールを受信すると自動的に SMS (ショートメッセージング) にスパムメール警告が出される。

「2007 年スパム防止法」に違反したマーケティング業者は、1 件につき 25 シンガポールドルあるいは最大 100 万シンガポールドルの罰金刑が課せられる。

シンガポール政府は、同様の法律が米国や豪州などで施行されているにも係わらず、スパムメールが減少していないことを認識しているという。このため、業界主導による自主規制での解決を望んでいることから、「2007 年スパム防止法」は「あまり踏み込んでいない (a light-touch approach)」内容に留めたとしている。

### <「次世代国内ブロードバンド・ネットワーク (Next Gen NBN) 構想の進捗>

2007 年末には民間業者からベンダを選定し、2012 年までにネットワークを敷設する計画であった<sup>74</sup>「次世代国内ブロードバンド・ネットワーク」構想であるが、その後発表された情報通信技術の 10 ヶ年計画「iN2015」の基本計画 (マスタープラン) (先述) の影響から、そのネットワーク敷設目標時期が 2015 年へと延長された。また、ベンダの選定もそれに伴い遅延しており、2007 年 12 月 11 日にベンダを選定するための入札依頼書 (request for proposal : RFP) が発表された。入札依頼書 (RFP) は 2008 年 3 月 25 日に締め切られる。ベンダには、最大 7 億 5,000 万シンガポールドルがシンガポール政府より提供され、2015 年までにネットワークを敷設することが求めら

<sup>72</sup> <http://www.ida.gov.sg/News%20and%20Events/20060919202026.aspx?getPagetype=20>

<sup>73</sup> <http://www.ida.gov.sg/News%20and%20Events/20070608182820.aspx?getPagetype=20>

<sup>74</sup> <http://www.ida.gov.sg/News%20and%20Events/20070302155141.aspx?getPagetype=20>

れている。尚、IT 教育などを必要とするため、すべてのシンガポール市民がこれらネットワークを利用できるようになるのは 2010 年頃になるとみられている<sup>75</sup>。

---

<sup>75</sup> <http://www.ida.gov.sg/News%20and%20Events/20071211184512.aspx?getPagetype=20>

### 1.3.5 マレーシア

主な法的枠組み、法律・法案	1991年2月	「ビジョン2020」発表
	1996年8月	「マルチメディア・スーパーコリドー (MSC)」計画発表
	1998年10月	「1997年電子署名法 (Digital Signature Act of 1997)」施行
	1999年4月	「コミュニケーション・マルチメディア法 (Communications and Multimedia Act)」施行
	1999年4月	「1997年改正著作権法 (The Copyright Amendment Act 1997)」施行
	2000年6月	「1997年コンピュータ犯罪法 (Computer Crime Act 1997)」施行
	2003年4月	「個人データ保護法 (Personal Data Protection Act)」提出
	2004年8月	スマートカード「マイキー」を国内企業に配布
	2005年12月	2010年までの通信・マルチメディア戦略「MyICMS886」発表
	2006年9月	マレーシア国内のVoIPインフラの構築計画を発表

#### (1) 概要

マハティール首相が1991年に発表した「2020年までに先進諸国入りする」という目標を掲げた野心的な国家戦略「ビジョン2020」では、IT産業の発展こそがマレーシア経済の発展に不可欠であるとし、マレーシア政府は、国を挙げて情報化政策を進めている。マレーシア政府は、ビジョン2020における目玉プロジェクトとして1996年に「マルチメディア・スーパーコリドー (Multimedia Super Corridor : MSC)」計画を発表し、同計画の下、新首都と新空港の建設に伴う隣接地域一体をIT産業集積地域として発展させる取り組みを行ってきた。マレーシア政府では、MSC地区のIT企業を対象に税制上の特典や知的所有権の保護といった特別優遇を適用することでIT産業育成のための最善の環境を整備した。2003年に第2段階に突入したMSC計画は、当初目標の約2倍となる200以上のMSC認定企業 (MSCにおけるIT技術活動がマレーシア政府によって認められた企業で政府による支援を受けられる) が誕生するなど順調な進捗をみせた。

MSC計画のような積極的なIT推進政策を背景として、マレーシア政府では、電子商取引関連の法規に関しても、他のアジア地域と比べて早期から整備を進めてきた。まずマレーシア政府は1998年10月に、初の電子商取引関連法規となる「1997年電子署名法 (Digital Signature Act of 1997)」を成立させ、これにより電子署名が合法化されたほか、政府による認証局監査官の指名権や認証局の役割、認証局申請手続き、監査許可証申請方法などの項目が定められた。その後、電子商取引関連の法案を相次いで成立させており、このような法律の例として不法通信傍受や暗号化などに関する「1998年コミュニケーション・マルチメディア法 (Communications and Multimedia Act)」、インターネット上の著作権への対応措置を取り決めた「1997年改正著作権法 (The Copyright Amendment Act 1997)」、ハッキングなどのサイバー犯罪の罰則を定めた「1997年コンピュータ犯罪法 (Computer Crime Act 1997)」などがある。

エネルギー・水道・通信省 (Ministry of Energy, Water and Communications) は、2005年12月、2006年から2010年間の通信とマルチメディアに関する青写真となるMy ICMS 886<sup>76</sup>を発表した。My ICMSは、マレーシア情報通信マルチメディアサービス戦略 (The Malaysian Information, Communications and Multimedia Services strategy) を表しており、886は8つのサービス、8

<sup>76</sup> <http://www.cmc.gov.my/Admin/WhatIsNew/55077762MyICMS%20final%20191205.pdf>

つのインフラ、6つの成長領域を示している。8つのサービスとは、高速ブロードバンド、3G携帯電話、モバイルTV、デジタル・マルチメディア放送、デジタルホーム、RFIDを使った短距離通信、VoIPとインターネット電話、ユニバーサルサービスの提供であり、これらを支えるために、統合ネットワーク（multi-convergence networks）、3G移動体通信ネットワーク、衛星通信ネットワーク、IPv6、情報ネットワークセキュリティなどの8つのインフラを整備することが宣言された。そして、マレーシア政府が狙う6つの成長領域とは、コンテンツ開発、ICT教育ハブ、デジタル・マルチメディア受信機（セットトップボックス）、VoIPなどの通信機器、RFIDなどの組込部品、海外ベンチャーである。

エネルギー・水道・通信省は2006年9月、年内を目処にマレーシア国内のVoIPインフラを構築する計画であることを発表した。ここで構築されるインフラは、国内で事業を展開するインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）及びインフラを所有する事業者が対象となる。現在、マレーシア国内のインターネット環境が不十分であるため、例えば電子メールやVoIPを国内で利用する場合、これら電子メールやVoIPは一度シンガポールや米国を経由している。中でも、マレーシア国内で利用されているVoIPの8割が、一度シンガポールを経由しているため、多大なサービスコストを支払っているとみられていることが、同計画の背景にある。

## (2) 2007年の主な動き

### <個人データ保護法案は2008年にも連邦議会に提出される可能性>

マレーシア政府が現在取り組んでいるサイバー関連法は、電子政府法、電子取引法案、個人データ保護法案の3つであり、特に「個人データ保護法（Personal Data Protection Act）」の法案作りには数年間に亘る取り組みが行なわれている。このような中、エネルギー・水道・通信省シャジマン・アブ・マンソル副大臣（Datuk Shaziman Abu Mansor, Deputy Energy, Water and Communications Minister）は2007年11月、「個人データ保護法案が年明け（2008年）にも連邦議会に提出できると思う」と発言し、同法案が最終段階にまで詰められている段階にあることを明らかにしている<sup>77</sup>。

---

<sup>77</sup> <http://thestar.com.my/news/story.asp?file=/2007/11/6/parliament/19387238&sec=parliament>

### 1.3.6 インド

主な法的枠組み、法律・法案	1998年7月	「Information Technology Action Plan」発表
	1999年10月	情報技術省 (Ministry of Information Technology) 新設
	2000年7月	「Common Action Plan to Promote IT in India」策定
	2000年10月	電子署名の合法性・拘束力を認め電子商取引の枠組みを固める「IT Act 2000 (Information Technology Act of 2000)」を施行
	2002年12月	第10次5カ年計画発表
	2004年4月	「ブロードバンド・インド：インターネット及びブロードバンド普及を加速させるための提言」策定
	2005年9月	「データ保護法」審議開始
	2006年5月	電子政府プロジェクト「National e-Governance Plan (NeGP)」を承認
	2006年9月	農村部などを対象に、インターネットを利用できるコンピュータ・サービスセンターを10万箇所を設置すると発表

#### (1) 概要

インドでは、政府が産業振興の重要分野として IT 産業育成政策を積極的に推進する一方で、貧困問題を背景に通信インフラの整備が大きく遅れをとっていることが課題となっており、政府は IT 産業の発展のためにも国家イニシアチブを取って、国民への IT 普及に乗り出している。

インド政府は 1998 年 5 月に設置した国家情報技術・ソフトウェア開発タスクフォース (National Task Force on Information Technology and Software Development) の下で、ソフトウェアやハードウェア、そして長期的な政策の枠組みに関するアクションプランの策定を行っており、1998 年 7 月に発表されたソフトウェアに関するアクションプランでは、光通信ネットワークや衛星情報ネットワーク、無線ネットワーク整備によって世界レベルのインフラを実現させることを目標としたほか、「2008 年までに全ての国民に IT を (IT for All by 2008) 計画」の名の下で、2008 年までにすべてのインド市民がインターネット及びコンピュータを使えるようにすることを目標としている。なおインド政府は 1999 年 10 月に、IT 推進体制を更に強化すべく、新たに情報技術省 (Ministry of Information Technology) を設立した。情報技術省は、その後 2002 年に通信情報技術省 (Ministry of Communications & Information Technology) となっている。

電子商取引推進に関する法整備については、1998 年に「1998 年電子商取引法 (Electronic Commerce Act of 1998)」法案を提出したが法制化には至らず、2 年後の 2000 年になって「IT Act 2000 (Information Technology Act of 2000)」がようやく成立した。これは電子商取引をはじめとするインドの IT 政策において重要な位置を占める法律で、同法によって電子署名の合法性・拘束力が認められ、電子商取引に対する枠組みがほぼ固められた。これは、ハッカーなどによるコンピュータ・ネットワーク犯罪に対する規制やネットワーク上における紛争処理のための仲裁機関 (Cyber Regulation Appellate Tribunal) 設立などを含む包括的なものとなっており、特にハッキングに対する処罰は、目的の如何に関わらず高額な罰金が課せられるなど極めて厳しい対応がなされている。

2002 年 12 月に発表された 2002 年から 2007 年までを対象とした国家戦略「第 10 次 5 カ年計画」

では、年間 8%の GDP 成長率を実現することを最重要目標として掲げているが、これによると、インド政府は、電子商取引に関し、今後、情報通信インフラの増強や法的枠組みの確立、IT セキュリティに関する技術開発と実施により、更なる電子商取引の普及に取り組む必要があるとしている。

2005 年 9 月、通信情報技術省 (Ministry of Communications & Information Technology) の情報技術部 (Department of Information Technology) は、「IT Act 2000 の改正に関する専門家委員会報告書 (Report of the Expert Committee on Amendments to IT Act 2000)」を発表した<sup>78</sup>。これは、データ保護指令が定められている EU 諸国やデータ保護について厳しい米国の企業からインド企業が受託するオフショア・アウトソーシングのビジネスを拡大させるためには、インドでもデータ保護に関する法制度の整備が必要という問題意識のもとで検討されてきたものである。一時はデータ保護のために独立した法律を制定するという動きもあったが、結局は IT Act 2000 や関連法律を改正することで対応することになった。この報告書では、データ保護の実効性を高めるために、センシティブな個人情報の適切な取扱いに関する条項を追加すること、コンピュータ犯罪やデータ漏えいに関する罰則を厳しくすることなどについて、具体的な提案が示されている。

インド情報通信規制局 (Telecom regulatory Authority of India) は、2005 年 10 月「インド農村部における通信サービスの発達に関する提案 (Recommendations on Growth of Telecom services in rural India)」<sup>79</sup>を発表した。このレポートによれば、インドのテレ・デンシティ (人口百人あたりの電話回線の数) は、都市部では 1998 年から 2004 年の間に 5.8 から 21.3 へと高まったが、農村部では同期間に 0.4 から 1.7 へと改善されたにすぎず、2005 年時点でも 2.0 以下であり、都市部と農村部の通信環境の格差が拡大している。電子商取引を拡大するためにも通信環境の整備は不可欠の前提条件であり、このレポートでは、通信インフラの共同使用、基幹インフラの整備、地方の移動体通信業者に対する無線使用料の割引、VSAT (超小型衛星通信地球局) の活用、といった提言が行なわれている。

このように、デジタルデバイド是正を目指すインド政府は 2006 年 9 月、農村部などを対象に、インターネットを利用できるコンピュータ・サービスセンターを 10 万ヶ所設置すると発表した。サービスセンターでは、すべての政府関連サービスがインターネット経由で利用できる。この計画は、2006 年 5 月に承認された電子政府プロジェクト「National e-Governance Plan (NeGP)」の一環として展開されるが、同プロジェクトを通じてデジタルデバイドを是正することにより、将来的には農村部におけるデジタルサービスの普及や経済成長の機会提供などを目的としている。サービスセンターは 2008 年 3 月までに設置される予定である。

## (2) 2007 年の主な動き

### <National e-Governance Plan (NeGP) 促進に向けた標準化への取り組み>

インド政府は、2006 年に開始された NeGP を通じて、G2G (政府間)、G2B (政府-企業間)、G2E

<sup>78</sup> <http://www.mit.gov.in/itact2000/index.asp>; 専門家委員会には、欧米企業からアウトソーシング・ビジネスを受注している企業の団体であるインド・ソフトウェア・サービス協会 (National Association of Software and Service Companies: NASSCOM) の会長もメンバーとして参加した。

<sup>79</sup> <http://www.trai.gov.in/recom3oct05.pdf>

(政府－職員 : Government to Employee)、G2C (政府－市民) サービスを向上させるための環境を整えることを狙っている。しかし、一方で、複数の政府機関がそれぞれ独自にイニシアティブを進めることにより、異なるプラットフォームやアプリケーションが存在することになった。そのため、個々のシステムを見ると似たような機能や特徴を備えているにもかかわらず、統合することが難しい状況が発生する結果が生じていた。この状況を改善するため、インド政府は電子ガバナンス標準化に取り組んでおり、その中心的役割を果たしているのが、通信情報技術省情報技術局 (Department of Information Technology, Ministry of Communications and Information Technology) の下にある国家情報科学センター (National Informatics Centre) である。同センターでは、電子ガバナンス標準 (e-Governance Standards) に関する6つのワーキング・グループの活動を通じて、インド政府の電子政府関連サービスの向上を図るための標準化などに取り組んでいる<sup>80</sup>。ワーキング・グループは以下の通り。

- ネットワーク及び情報セキュリティ標準 (Network & Information Security Standards) <sup>81</sup>
- 応用分野のためのメタデータ及びデータ標準 (Metadata & Data Standards for Applied Domain) <sup>82</sup>
- 現地化及び言語技術標準 (Localisation & Language Technology Standards) <sup>83</sup>
- 品質及び文書化標準 (Quality & Documentation Standards) <sup>84</sup>
- 技術標準及び電子政府アーキテクチャ (Technical Standards & E-Governance Architecture) <sup>85</sup>
- 情報通信技術システムにおける法的可能性 (Legal Enablement of ICT Systems) <sup>86</sup>

---

<sup>80</sup> [http://egovstandards.gov.in/egovernance\\_div](http://egovstandards.gov.in/egovernance_div); 同センターの活動が具体的にいつ開始されたかについては、同センターの公式ページの中で、明示されていない。ただし、2006年にNeGPが承認され、各種政府機関主導のイニシアティブを実施した結果、標準化の必要性が高まったということから判断して、ここでは、2007年の活動として整理している。

<sup>81</sup> [http://egovstandards.gov.in/network\\_wg/network\\_std](http://egovstandards.gov.in/network_wg/network_std)

<sup>82</sup> [http://egovstandards.gov.in/network\\_wg/metadata\\_wg/metadata\\_std](http://egovstandards.gov.in/network_wg/metadata_wg/metadata_std)

<sup>83</sup> [http://egovstandards.gov.in/metadata\\_wg/localisation\\_wg/localisation\\_std](http://egovstandards.gov.in/metadata_wg/localisation_wg/localisation_std)

<sup>84</sup> [http://egovstandards.gov.in/metadata\\_wg/quality\\_wg/quality\\_std](http://egovstandards.gov.in/metadata_wg/quality_wg/quality_std)

<sup>85</sup> [http://egovstandards.gov.in/legal\\_wg/technical\\_wg/technical\\_std](http://egovstandards.gov.in/legal_wg/technical_wg/technical_std)

<sup>86</sup> [http://egovstandards.gov.in/metadata\\_wg/legal\\_wg/legal\\_std](http://egovstandards.gov.in/metadata_wg/legal_wg/legal_std)

### 1.3.7 オーストラリア

主な法的枠組み、法律・法案	1998年12月	「情報経済のための戦略的枠組み：優先すべき行動の特定」発表
	1998年12月	「認証局標準認定」発行
	1999年8月	「1999年連邦電子取引法」施行
	2000年4月	「2000年の統一電子取引法案」可決、電子的契約が合法化
	2000年5月	「オーストラリア電子商取引ベスト・プラクティス・モデル」発表
	2001年1月	「オーストラリア能力開発 (Backing Australia's Ability)」計画開始
	2000年1月	オンラインコンテンツ検閲法案「1999年放送サービス改正法案」施行
	2001年3月	「著作権改正 (デジタル・アジェンダ) 法」施行
	2001年4月	税制改正。情報技術産業に関する条項追加
	2001年12月	「プライバシーに関する改正法」施行。同法に基づき「全豪プライバシーの原則」制定
	2002年2月	「将来の情報通信技術の枠組み」発表
	2004年3月	「国家ブロードバンド戦略」発表
	2004年4月	「2003年スパム法」施行
	2004年7月	「オーストラリアにおける情報経済に向けた戦略的枠組み 2004～2006年」発表
	2005年	ITOL (Information Technology Online) で9つのプロジェクトを支援
	2005年8月	「コネクト・オーストラリア (Connect Australia)」プロジェクトを発表
	2005年9月	スパイウェア対策ガイドライン発表
	2006年8月	情報通信技術 (ICT) の顧問委員会 (Advisory Board) を強化
	2006年9月	「コネクト・オーストラリア (Connect Australia)」フェーズ II 開始
	2007年6月	「コネクト・オーストラリア」からより強化された新イニシアチブ「オーストラリア・コネクテッド」が開始

#### (1) 概要

オーストラリアにおける情報化政策で重要になるのが、まず、1998年12月に発表された「情報経済のための戦略的枠組み：優先すべき行動の特定 (A Strategic Framework for the Information Economy: Identifying Priorities for Action)」である。この中で設定された情報化の目標は順調に達成されたという認識のもとで、オーストラリア通信・情報技術・芸術省 (Department of Communications, Information Technology, and the Arts) は、2004年7月、2004年度から2006年度までの新たな政策枠組みとして、「オーストラリアにおける情報経済に向けた戦略的枠組み 2004～2006年 (Australia's Strategic Framework for the Information Economy 2004-2006)」を発表した。この枠組みでは、政府やコミュニティ、社会、ビジネス、対象分野、地理、国家に焦点を当てながら、「世界の情報経済に参加できる能力、ネットワーク、ツールを持つ」「情報インフラのセキュリティ及び相互運用性を確保し、デジタルサービスにおける信頼性を確保する」「生産性向上と産業変革のためのプラットフォームとなる革新的なシステムを開発する」「情報・知識・ICTの効率的な活用によって公共部門の生産性、協調性、アクセシビリティを向上する」という4つの優先課題を特定している。

電子商取引関連の法整備は、1998年の「情報経済のための戦略的枠組み：優先すべき行動の特定」に基づいて制定された「1999年連邦電子取引法（Commonwealth's Electronic Transactions Act 1999）」にはじまり、その後比較的短期間で着々と進められてきた。2000年4月、電子的な契約を合法化する「2000年統一電子取引法案」が可決された。さらに2001年には3月に著作権法、4月に税法、12月にはプライバシーに関する法律がインターネット環境に対応する形で改正されている。

さらにオーストラリアでは2004年に「2003年スパム法」が施行したが、2005年には韓国や日本などのアジア太平洋諸国との間で反スパムに関する覚書（MOU）を締結するなどの活動を行なっている。また、2005年9月にはスパイウェア対策ガイドラインの発表といった消費者保護活動も行なわれた。

またオーストラリア政府は、こうした直接的な法律制定以外にも、世界レベルの安全な電子商取引のための環境作りを目的として様々なガイドラインを策定している。1998年に、認証局の公式標準を定めた「認証局標準認定（Accreditation Criteria for Certification Authorities）」を発表したほか、2000年5月には、企業や団体を対象とした電子商取引の利用ガイドラインとして「オーストラリア電子商取引ベスト・プラクティス・モデル（Australian E-commerce Best Practice Model：BPM）」を発表した。

ICTの利活用については、2001年度から始まった5年計画である「オーストラリア能力開発プログラム（Backing Australia's Ability：BAA）」が重要な位置を占めている。これは、教育、科学分野を通じて革新的なアイデアに基づく研究能力を支援するプログラムで、必ずしもICTや電子商取引に限定されたものではない。また、主に中小企業のB2B電子商取引に関するeビジネス関連のプロジェクトを支援する「Information Tecnonology Onilne（ITOL）」プログラムも、開始は1996年であるが現在はBAAの一部となっている。2006年5月、第14回を迎える「ITOL」のビジネス支援プロジェクトの資金援助対象事業が発表され、12件のEビジネスに対し、総額196.5億豪ドルが補助金として支払われる事となった。なお、前年の2005年には5月に4つのプロジェクトに対して総額68万3,000豪ドルが、また8月には5つのプロジェクトに対して総額82万豪ドルが、補助金として支払われている。

2006年8月、オーストラリア通信・情報技術・芸術省は、情報通信技術（ICT）の顧問委員会（Advisory Board）に、新たに豪州マイクロソフト社常務取締役のヴァモス氏（Mr Steve Vamos, Managing Director of Microsoft Australia）を委員長に迎えた<sup>87</sup>。これは、業績の良い企業から多くのメンバーを迎えることで、情報通信技術利用者のニーズを関連政策により反映させることが目的である。

また、2005年8月より実施している「コネクト・オーストラリア（Connect Australia）」（地方都市や農村部へのブロードバンド普及に補助金（合計11億豪ドルを予定）を支給するプロジェクト）では、第一弾（フェーズI）が2006年より開始された。この第一弾では、ブロードバンドの敷設が遅れている地域や顧客にブロードバンドサービスを提供したインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）に対し、新規顧客毎に補助金が支給される（補助金は2006年内で終了）。

---

<sup>87</sup> <http://www.computerworld.com.au/index.php?id=559847830&eid=-255>

2006年9月からは、第二段（フェーズII）として、インフラ敷設プロジェクトを対象にした補助金（6億豪ドル）の支給が開始する予定であった（進捗については後述）。

## (2) 2007年の主な動き

### <「コネクト・オーストラリア」がより強化された新イニシアチブ「オーストラリア・コネクテッド」へ>

オーストラリア政府は2007年6月、2005年からのイニシアチブ「コネクト・オーストラリア（Connect Australia=オーストラリアを繋げる）」の名称を変更し、新たなブロードバンド普及イニシアチブとして「オーストラリア・コネクテッド（Australia Connected=オーストラリアは繋がった）」を発表した<sup>88</sup>。新名称となったイニシアチブは、2009年6月までにオーストラリア人口の99%に対する高速インターネット通信（12Mbps）へのアクセスを保証するもので、発表と同時に農村部を対象にブロードバンドの敷設作業が着手されている。

「オーストラリア・コネクテッド」の具体的なアクション・プランは以下のとおり。

- 農村部を対象とした国設のホールセール向けブロードバンドの敷設：農村部や遠隔地を対象に、国が光ファイバー、ADSL2+、無線ブロードバンドなどを敷設する。イニシアチブの前名称「コネクト・オーストラリア」時代に確保されていた予算6億豪ドル（上述）に、3.58億豪ドルの補助金が追加された。尚、ブロードバンド敷設ベンダは、2007年6月にオペル・ネットワークス社<sup>89</sup>に決定している<sup>90</sup>。
- 都市部を対象とした商用向け光ファイバー・ネットワークの敷設：都市部へのネットワーク敷設は、オープンな競争入札で業者を決定する予定。
- ブロードバンド保証：残り1%にあたる最も遠隔地に居住する国民に対し、ブロードバンド利用のための補助金（1世帯あたり2,750豪ドル）を提供する。補助金総額は1.625億豪ドル<sup>91</sup>。
- ワンストップサービス「BroadbandNow」の設立：消費者を対象としたサービスセンター「ブロードバンドナウ（BroadbandNow）」を設立。電話やインターネットサービスの選択肢情報などを提供する。
- 通信基金20億ドルの確保：農村部に住む国民への確実なサービス提供や将来的な技術アップグレードの必要性などのために、通信用予算として20億ドルを確保する。

<sup>88</sup> <http://www.minister.dcita.gov.au/media/news/issues/07/06/newsletter>,  
[http://www.minister.dcita.gov.au/media/media\\_releases/australia\\_connected\\_fast\\_affordable\\_broadband\\_for\\_all\\_australians](http://www.minister.dcita.gov.au/media/media_releases/australia_connected_fast_affordable_broadband_for_all_australians)

<sup>89</sup> <http://www.opelnetworks.com.au/>

<sup>90</sup> <http://www.wi-fiplanet.com/news/article.php/3686196>

<sup>91</sup> <http://www.minister.dcita.gov.au/media/news/issues/07/04/newsletter#61647>

### 1.3.8 日本

主な法的枠組み、法律・法案	2000年2月	「不正アクセス行為禁止等に関する法律」施行
	2000年7月	情報通信技術戦略本部を内閣に設置／IT戦略会議を設置
	2000年10月	「商業登記法の一部を改正する法律」施行
	2001年1月	「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」施行
	2001年4月	「電子署名及び認証業務に関する法律」施行
	2001年4月	「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」施行
	2001年12月	「不正競争防止法の一部を改正する法律」施行
	2001年12月	「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」施行
	2002年4月	「短期社債等の振替に関する法律」施行
	2002年5月	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行
	2003年7月	「e-Japan 戦略 II」発表
	2003年10月	「情報セキュリティ総合戦略」発表
	2004年2月	「e-Japan 戦略 II 加速化パッケージ」発表
	2004年5月	総務省「u-Japan 構想」発表
	2004年6月	「e-Japan 戦略重点計画－2004」発表
2004年6月	「電子商取引等に関する準則改訂版」発表	
2005年2月	「IT 政策パッケージ－2005」発表	
2005年12月	IT 戦略本部評価専門調査会が報告書を発表	
2006年1月	「IT 新改革戦略」発表	
2006年7月	「重点計画－2006」発表	
2007年4月	「IT 新改革戦略」に基づく「政策パッケージ」発表	

#### (1) 概要

日本政府の情報化政策は、2000年11月に成立した「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）」により本格化している。IT基本法は、日本を世界有数のIT国家となることを目標として高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する基本方針を提示すると共に、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）の設置や国や地方公共団体の負うべき責務、今後のロードマップなどを定めている。2001年1月には、IT戦略本部主導の下で「2005年までに世界最先端のIT国家となること」を主要目標とした「e-Japan戦略」が取りまとめられ、この中で、2005年までに超高速インターネットの利用可能1,000万世帯、高速インターネットを3,000万世帯で利用可能とすることなどが具体的な目標として設定された。その後IT戦略本部は、ネットワーク環境の整備などにおいて一定の成果を挙げたことを受け、2003年7月にITインフラの整備よりもITの利活用促進に重点を置いた新たなIT国家戦略として「e-Japan戦略II」を発表し、この中で「元気・安心・感動・便利」社会の実現を目標とした医療、食、生活、中小企業金融、知、就業・労働、行政サービス等の7分野におけるIT活用の先端的な取り組みを策定した。さらに、2004年6月には「e-Japan重点計画－2004」が発表され、「e-Japan戦略II」のアクションプランを明確にした。

また電子商取引関連の制度についても、e-Japan戦略と平行して整備されてきた。まず2000年2月に「不正アクセス行為禁止等に関する法律」が施行されたのをはじめとして、2000年10月に

商業登記の電子認証制度を設置を定めた「商業登記法の一部を改正する法律」が施行されたほか、2001年4月には電子署名の法的効力を規定する「電子署名及び認証業務に関する法律」と「書面による交付・通知義務」等の規制を緩和する「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（IT書面一括法）」が施行された。また2001年12月には、ドメインネームの不正使用を規制する「不正競争防止法の一部を改正する法律」と入力ミスやクリックミスによる誤契約から消費者を保護する「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」が施行された。2002年5月には、プライバシーや著作権侵害に対するプロバイダの責任範囲を規定する「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が成立した。また、上述した「e-Japan 重点計画-2004」では重点5分野の3番目として「電子商取引等の促進」が取り上げられ、電子署名制度の円滑な実施、公開鍵基盤（PKI）の整備、電子タグの活用、アジア地域における ebXML の普及など、広範な領域にわたって具体的な取り組みが、法務省や総務省、経済産業省などを中心に所轄官庁を明確に定めた上で、定められた。

IT戦略本部は、2005年2月に、「IT政策パッケージ-2005—世界最先端のIT国家の実現に向けて—」を公表した。これは、2005年が、2001年の「e-Japan 戦略」で「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となる」と宣言した最後の年になることから、利用者の視点でラストスパートをかけるとともに、引き続き世界最先端であり続けるための取り組みを行なっていくことを目的に策定されたものである。この政策パッケージの中では、国民の生活に身近な分野での取り組みを強化するとして、行政サービス、医療、教育・人材、生活、電子商取引、情報セキュリティ・個人情報保護、国際政策、研究開発という8つの分野を主に取り上げている。電子商取引に関しては、「事業活動においてITの利用を阻害する残された課題への取組」と「ITの利用・活用による中小企業の活性化」が大きな項目として挙げられている。前者については、2005年度末までに、総会議決権行使等を電子的方法で可能にすること、銀行の決算公告・信託業務に係る公告及び保険会社が行なう公告を電子的方法でも可能とすることが定められた。また、後者については、まず、異なった分野の経営資源を有する中小企業同士がIT等を活用し、強みを相互補完しながら高付加価値の製品等を創出する新たな連携を推進するため、中小企業新事業活動促進法（4月成立）の認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画に参加する中小企業に対して支援を行なうこととなった。さらに、各地域に新連携支援地域戦略会議を設置し、支援体制を整備した。また、IT利用・活用の促進によって中小企業の経営革新を進めるため、「IT経営応援隊」による普及啓発等を実施し、中小企業において必要となるCIO機能の明確化及びその育成に必要な教育プログラムを整備した。さらに、中小企業の資金調達環境の整備として、電子的手段による債権譲渡の推進によって中小企業等の資金調達環境を整備するため、電子債権法（仮称）の制定に向けた検討を進めた。

上述したように2005年は「e-Japan 戦略」が目標と定めた年にあたるため、戦略の成果を評価する組織である評価専門調査会の報告書が年末に発表された。この報告書では、「e-Japan 戦略」で定められた重点5分野、すなわち、インフラ、電子商取引、電子政府・電子自治体、教育・人材、情報セキュリティごとに評価が行なわれているが、そのうち電子商取引については、「我が国の電子商取引市場は米国に次ぐ世界第2位の規模に発展」として、一定の評価を与えている。

課題としては、異なる業界間や中小企業間での IT 利活用促進や利用者視点を重視したサービス提供、法制度・ルール整備について検討する必要がある、紙や印鑑を用いた商取引の見直し、利用者視点を強く意識したビジネスモデルの構築を推進することが今後求められるとした。重点5分野のうち、電子政府・電子自治体と教育・人材については、他の分野よりも残された課題が多いとされたが、これらの分野も電子商取引と無関係ではない。電子商取引の一部に B2G（企業－政府間）という領域があるように、政府調達電子化は電子商取引の普及にとって大きな意味を持つ。また、税務申告など諸手続きの電子化も企業にとって電子商取引を進めるインセンティブとなるであろう。教育・人材についても、評価の中では企業が求める人材と大学等の教育機関で教えられる知識とのギャップが問題視されたが、電子商取引についてもこの問題はあてはまる。報告書の中の提言にもあるように、専門職大学院の充実やインターンシップ制度拡大、産業界からの講師派遣などは、エンジニアだけでなく、電子商取引に関わる人材を育成するためにも有効な政策であると言える。

2005 年で「e-Japan 戦略」が終了したことから、日本政府 IT 戦略本部は 2006 年 1 月、新たな IT 戦略「IT 新改革戦略」を発表した<sup>92</sup>。同戦略は、「いつでも、どこでも、だれでも、IT の恩恵を実感できる社会の実現」を目指し、将来的な自立的 IT 社会の実現に向けた IT 構造改革力を追求したものとなっている。具体的には、ネットワークインフラの整備により IT 化を妨げる社会的制約を排除し、子供たちや技術へ投資していくことを定めている。このような概観をふまえ、「IT 新改革戦略」の 3 つの重点を挙げている。

- 重点①：IT によって日本社会が抱える問題（医療、環境、災害、事故、電子行政、企業競争力、豊かな生活など）を解決する。
- 重点②：ユビキタスネットワーク社会への基盤整備。
- 重点③：IT 構造改革における日本のプレゼンスを向上し、国際貢献へつなげる。

更に同年 7 月に、上記「IT 新改革戦略」の実行に向けたより具体的なアクションプランを含む「重点計画－2006」<sup>93</sup>も発表した。

## (2) 2007 年の主な動き

### <「IT 新改革戦略」に基づく政策パッケージを発表>

日本政府高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）<sup>94</sup>は 2007 年 4 月、IT 新改革戦略に基づく政策パッケージを発表した<sup>95</sup>。

本政策パッケージが目指す政策目標は以下のとおりである。

<sup>92</sup> <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119gaiyou.pdf>

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>

<sup>93</sup> <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060726gaiyou.pdf>

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060726honbun.pdf>

<sup>94</sup> <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>

<sup>95</sup> <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai40/40siryou7.pdf>

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai40/40siryou6.pdf>

- 効率性・生産性向上と新価値の創出：IT の活用により、公的部門、民間部門を問わず、社会の多様な分野、特にサービスセクターにおける効率性・生産性向上、新たな付加価値の創出を図る。
- 健全で安心できる社会の実現：老後や暮らしに心配なく、老若男女を問わず全ての人が安心して質的にも豊かな生活を送ることができる社会を実現する。
- 創造的発展基盤の整備：社会経済活動や国民生活に必須のユビキタスネットワークや世界最先端の利活用が可能なモバイル等の IT 基盤の一層の高度化や、未来の我が国の成長を担う「頭脳」である高度 IT 人材の育成等の発展基盤を整備する。

## 1.4 ヨーロッパ

### 1.4.1 欧州連合 (EU)

主な法的枠組み、法律・法案など	1995年10月	「個人データ処理に係わる個人の保護及び当該データの自由な移動に関するEU指令」発表
	1997年6月	「情報とコミュニケーション・サービス法」
	1997年12月	「個人情報処理及び電気通信セクターにおけるプライバシー保護に関するEU指令」発表
	1998年10月	「セクターにおけるプライバシー保護に関するEU指令」発表
	1999年12月	「電子署名の共通枠組みに関するEU指令」発表
	1999年12月	「eEurope-An Information Society for All」発表
	2000年3月	「eEurope 2002」発表
	2000年5月	「eEurope+」発表
	2000年6月	「電子商取引に関するEU指令」発表
	2001年5月	「著作権指令 (Copyright Directive)」発表
	2002年1月	「反スパム法」発表
	2002年6月	「eEurope 2005」発表
	2003年7月	域外インターネット販売におけるVAT課税開始
	2003年	「個人データの電子通信におけるプライバシー保護を支持したEU指令」発表
	2005年6月	「i2010：欧州情報社会2010」発表
	2006年	デジタルデバイド是正を目的として、ブロードバンド普及を推奨
2006年10月	WHO (World Health Organization) と共同で「World Health IT」を開催	
2007年5月	「プライバシー保護技術 (PET)」の支持と推進を正式に表明	

#### (1) 概要

欧州連合 (European Union : EU) における IT 推進政策は、1999年12月に欧州委員会が発表した「eEurope - An Information Society for All」から始まっている。この構想が目指す目標は、①あらゆる市民・家庭・学校、企業、政府機関をオンラインで結び、デジタル時代へ導く、②新しいアイデアに資金を供給、発展させるような進取の気性に富んだ文化を創造し、ヨーロッパにおけるデジタル・リテラシーを向上させる、③情報化に向けた取り組みが社会全体に組み込まれ、消費者の信頼を構築し、社会の結束を強化するの3つであった。この構想は、2000年3月に発表された行動計画「eEurope 2002」に引き継がれた。この計画では、EU諸国が情報化の面で米国より立ち遅れていることの危機感から策定されたもので、今後10年以内にヨーロッパを知識と新技術に基盤を置いた世界最高の競争力をもつ社会にするという目標を掲げた。また2ヵ月後の2000年5月には、バルト3国や東欧諸国など、EUに加入する予定の加盟候補国（当時）がEU加盟国との情報格差を解消し、効果的なEU統合を目指す「eEurope+」を発表した。

さらにEUは、「eEurope 2002」や「eEurope+」に続くEU情報化計画として、「eEurope 2005」計画を2002年6月に発表し、2003年1月から同行動計画の実施に動き出した（「eEurope 2005」に続く情報化計画については後述）。「eEurope 2002」がインターネットの普及を主眼としていたのに対して、「eEurope 2005」ではインターネットの経済活動における活用と、それによる新規市場の創出、コスト削減及び生産性の向上に重点を置き、2005年までに実現すべき主要な課題とし

て、電子政府、eラーニング、eヘルスオンライン、eビジネス、ブロードバンド普及、セキュリティ・インフラの整備を挙げている。その後、2004年11月には、eEurope 2005 終了後の新しい指針「Challenge for the European Information Society beyond 2005」を発表した。この指針では、すべての市民が適切な価格で IT にアクセスできるようにすること、公共サービスに ICT を活用すること、ネットワークなどの相互接続運用性を確保すること、情報セキュリティの向上など信頼性の向上をはかること、ビジネスへの ICT 活用をさらに進めること、が課題として挙げられている。

電子商取引については、EU ではインターネットの普及が始まった 1990 年代後半から法制度の検討・整備が始まっている。まず電子署名に関しては、1997 年 6 月の「情報とコミュニケーション・サービス法 (Information and Communication Services Act of 1997)」によって電子署名及び認証局に関する事項が明示され、1998 年 10 月に「データ保護法 (Data Protection Law)」が採択された。また 1999 年 12 月に採択された「電子署名の共通枠組みに関する EU 指令 (EU Directive on Community Framework for Electronic Signatures)」では、電子署名と手書き署名を同等と認めることや、電子署名の使用対象を商品に加えてサービスにも提供するなど定めており、EU 加盟国は、この指令に合わせて 2001 年 7 月までに関係法令を整備するよう義務づけられた。

2000 年 6 月に公布された「電子商取引指令 (Certain Legal Aspects of Information Society Services, in particular Electronic Commerce in the Internal Market : Directive on electronic commerce)」も重要な施策であった。これは「サービスの移動の自由及び創設の自由」という EU 単一市場の原則に基づき、情報社会サービスが EU 全域で提供されることを目的としたもので、主として、「情報社会サービス」提供事業者の本拠地、事業者の透明性確保義務、商業通信の透明性、電子的契約の締結とその有効性、インターネット接続事業者の責任要件について規定しており、EU 各加盟国に対して 2002 年 1 月 17 日までに同法への移行措置をとるよう定めた。

電子商取引の税務についても検討が行なわれており、2002 年 5 月、「2003 年 7 月以降、EU 圏外の企業がインターネットを介して電子的な製品・サービスを販売する際に付加価値税 (Value Added Tax : VAT) を課す」ことに合意し、2003 年 7 月から課税が開始された。EU では、これまで付加価値税の課税義務は、EU 圏内を拠点とする企業が EU 圏内の消費者に対して販売を行なう場合に限定されていたが、2003 年 7 月 1 日以降は EU 圏外に拠点を持つ企業が EU 圏内の消費者にインターネットを介した電子的な製品・サービスの販売を行なう場合にも付加価値税の課税が義務付けられることになった。

またオンライン上のプライバシーに関しては、1995 年 10 月に採択、1998 年 10 月に発効した「個人データ処理に係わる個人の保護及び当該データの自由な移動に関する EU 指令 (EU Directive on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data)」において、十分なレベルの個人情報保護を行っていない EU 域外の第三国に対して EU 域内の個人情報の移転を禁ずることを定めた。その他、1997 年 12 月に「個人情報処理及び電気通信セクターにおけるプライバシー保護に関する指令 (Directive on the processing of personal data and the protection of privacy in the telecommunications sector)」、1998 年 10 月には「セクターにおけるプライバシー保護に関する EU 指令 (EU Directive on Privacy Protection Telecommunication Sector)」が採択された。

さらに2002年には、「反スパム指令 (EU Directive on privacy and electronic communications)」が採択されており、2003年10月31日までにEU域内でのスパム送信を禁止するとともに、ユーザのPCへのクッキーのインストールに一定のルールが定められた。しかし、2006年11月時点においても加盟国内における同指令への対応状態は「よくない (“a problem”）」<sup>96</sup>とし、欧州委員会では依然として蔓延するスパム対策をより強化する考えも示している。

デジタルコンテンツの取引に不可欠な著作権問題については、2001年から4年計画で進められてきた「eContent」の後継プロジェクトとして、2004年2月に、言語や地理的条件、メディアフォーマットなどに制限されることなく、EU全域で楽しめるデジタルコンテンツの普及を目指すプロジェクト「eContentplus」を発表した。「eContentplus」は、2005年から2008年までの4年間で1億6,300万ユーロが投入される予定で、国や言語、プラットフォームの違いを超えて、同じデジタルコンテンツを楽しめる環境の整備が進められている。同プロジェクトの促進により、ブロードバンドの利用が伸びるほか、経済的な効果も期待されている。また、2004年3月、EU加盟国が25ヶ国に拡大することを受けて、著作権と知的所有権に関わる法律の内容をEU全体で統一することを狙った違法コピー防止指令が可決された。同指令は、ISPの記録を求める召喚状請求を許可する法執行機関の権限強化に加え、法廷での評決後に製品偽造者の資産を凍結させる権限など、厳しい民事罰則が含まれている。

欧州委員会は2005年6月1日、情報化計画「eEurope2005」に続く新たな行動計画、「i2010：欧州情報社会2010」を発表した。i2010は、欧州情報社会・メディア政策の重点分野として「単一欧州情報空間」、「イノベーションと研究投資」「参画、よりよい公共サービスと生活の質」の3つを掲げている。中でも、単一欧州情報空間では、デジタルコンバージェンスへの対応として、手始めに①速度：高精細ビデオのようなリッチコンテンツを配信するためのブロードバンドの高速化、②リッチコンテンツ：新しいサービスやオンラインコンテンツを促進するための法的・経済的な確実性の増大、③相互運用性：インタラクティブなデバイス・プラットフォームと可搬性あるサービスの促進、④セキュリティ：投資家及び消費者の信頼を高めるため、詐欺、有害コンテンツ、技術的障害に対してインターネットをより安全にすること、の4点を掲げている<sup>97</sup>。

欧州議会と欧州委員会は2005年5月、「The Safer Internet plus プログラム (2005-2008)」を策定した。同プログラムは、2002年に策定した「Safer Internet Action Plan (2002-2005)」の後継プログラムとして、違法あるいは有害なコンテンツへの対策を講じるとともにインターネットの利用を安全なものにすることによって、インターネット関連ビジネスの発展を促す基盤を作ることを目的としている。予算は、2005年から2008年までの4年間で4,500万ユーロの計画となっている。このプログラムは大きく4つに分けられる。

<sup>96</sup> <http://news.zdnet.co.uk/security/0,1000000189,39284908,00.htm>

<sup>97</sup> 具体的目標として挙げられている政策としては、①情報社会とメディアサービスを管轄する現行及びアキ・コミュニテールの早急かつ効率的なインプリメントの促進、②欧州コンテンツの創造と流通の継続的支援、③セキュアな欧州情報社会のための計画の策定とインプリメント、④デジタル著作権管理 (Digital Rights Management : DRM) をはじめとする相互運用性に係る計画の促進、⑤アクセシビリティとブロードバンドカバレッジに関する政策ガイドラインの発行、⑥e参画に関する欧州イニシアチブの提案、⑦電子政府と電子化された公共サービスの戦略的方向性に関する行動計画の採択、⑧公共サービスを電子化するための技術的、法的、組織的解決策を実地レベルで試験するためのプロジェクトの開始。

- ① 違法コンテンツの取り締まり：すでに 2002 年に開始された同プログラムにおいて違法、あるいは有害なコンテンツを発見した場合に通報するための「ホットライン」を整備しているが、これを強化拡大する。
- ② 不要あるいは有害コンテンツに対する対策：受け取りたくないスパムを自動的に排除できるようなフィルタリング技術や有害情報へのアクセスを制御する技術の開発への資金的援助が含まれる。また、フィルタリング技術の有効性の評価や成功事例に関する情報交換、プライバシーを守るための技術の利用促進なども含まれる。
- ③ より安全な環境の整備：不必要あるいは有害・違法コンテンツに対する対策は、第一に各国が自主的に対策のための仕組みを活用することにあるが、こうした取り組みを改善するために、2004年に設置した Safer Internet Forum を情報交換の場として活用する。
- ④ 普及啓発活動：消費者保護、情報保護、情報セキュリティ（コンピュータ・ウィルスやスパムなど）にも配慮しつつ、違法なコンテンツ、不必要あるいは有害なコンテンツに対する対策が必要であることを啓発していく。

上述のように、これまで欧州は 2005 年に採択された「i2010：欧州情報社会 2010」など、電子商取引環境を整えてきており、その努力を継続している。そうした中、2006 年以降、欧州委員会では「電子商取引」そのものだけでなく、ブロードバンド普及や eHealth の推進といった、周辺環境の整備への注力も強めている。例えば、デジタルデバイド是正を目的としたブロードバンド普及を、ウェールズ地方（大英帝国）<sup>98</sup>、アイルランド<sup>99</sup>、スペイン<sup>100</sup>に対し推奨した。2006 年 10 月には、世界保健機構（World Health Organization：WHO）と共同で「World Health IT」<sup>101</sup>を開催し、欧州、アフリカ、中東地域における、e-Health 政策と実際の運営状況との乖離を埋める活動を行った。また、2006 年 10 月には、e 調達との連携を強めることによってさらなる調達の効率化が図れると期待されている RFID の利用促進を目指し、欧州圏内における利用やプライバシー保護技術の開発を奨励することを目指す会議も開催された。

## (2) 2007 年の主な動き

### <プライバシー保護技術（PET）の支持と推進を表明>

情報通信技術の発展に伴う新たなリスク（アイデンティティ・セフトや監視社会による個人情報流出）から個人のプライバシーを保護する必要性が高まっている現状を鑑み、欧州連合は 2007 年 5 月、プライバシー保護技術（Privacy Enhancing Technologies：PET）による個人情報

---

<sup>98</sup> <http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/214&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

<sup>99</sup> <http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/284&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

<sup>100</sup> <http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/06/91&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

<sup>101</sup> <http://www.worldofhealthit.org/>

保護効果を正式に認める声明を発表した<sup>102</sup>。欧州連合は今後、プライバシー保護技術（PET）の推進と、同技術の開発と利用を支援するための明確なアクション・プランを作成していく。

欧州連合におけるプライバシー保護を目的とした法的枠組み構築の取組みは、個人情報のデータ処理における個人情報の保護を支持した EU 指令「Directive 95/46/EC」（1995 年）<sup>103</sup>や、個人データの電子通信におけるプライバシー保護を支持した EU 指令「Directive 2002/58/EC」（2002 年）などが最初である。これら指令は主に、データを保管・管理する側に対する個人情報保護を法的に義務づけるものであった。しかし一方で、2つの EU 指令導入後の調査結果（2003 年）<sup>104</sup>では、データ管理業者が EU 圏外に位置する場合などにおける個人情報保護が現実問題として難しいといった問題が懸念されてきた。このような背景から欧州連合では、データ管理業者が個人情報管理の法的義務を負うと共に、データ交換の場において個人情報を入力する必要がない場合は、それに代替する情報（例えば無記名データ）にてデータ処理が可能になるような「プライバシー保護技術（PET）」を利用することを検討する方向へと進んできた<sup>105</sup>。

上記のような背景を経て欧州連合では、2007 年に個人情報保護を目的としたプライバシー保護技術（PET）を正式に支持することを表明するに至り、具体的に以下のような技術を推奨している<sup>106</sup>。

- 個人情報の自動匿名化（Automatic anonymisation）：データ通信後、事前に収集していた個人情報の必要性がなくなった後に自動的に匿名化する技術
- 暗号化ツール（Encryption tools）：インターネットを經由して送信された個人情報へのハッキングを防止する技術
- クッキーの排除（Cookie-cutters）：利用者が知らない間にパソコンに指示を送るクッキーを防ぐ技術
- P3P（Platform for Privacy Preferences）：インターネット利用者が、ウェブサイトにおける個人情報保護状況を分析し、自身で判断して個人情報を提供できる技術

欧州連合では今後、プライバシー保護技術の推進にあたり、技術開発への資金援助や業界団体を通じてのプロモーション活動、公的機関による利用啓蒙、消費者への認知度向上などを行っていく方針である<sup>107</sup>。

---

<sup>102</sup> [http://ec.europa.eu/information\\_society/newsroom/cf/itemdetail.cfm?item\\_id=3402](http://ec.europa.eu/information_society/newsroom/cf/itemdetail.cfm?item_id=3402)

<sup>103</sup> <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/07/159&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en#fn1>

<sup>104</sup> [http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/com/2003/com2003\\_0265en01.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/com/2003/com2003_0265en01.pdf)

<sup>105</sup> <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/07/159&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en#fn1>

<sup>106</sup> <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/07/159&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en#fn1>

<sup>107</sup> <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/07/159&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en#fn1>

## 1.4.2 イギリス

主な法的枠組み、法律・法案など	1994年11月	「未来のスーパーハイウェイ構築：イギリスにおけるブロードバンド通信の開発に向けて」発表
	1996年2月	包括的なIT施策「情報化社会イニシアティブ」発表
	1996年12月	貿易産業省「国民すべてのためのIT」4ヵ年計画を開始
	1998年5月	「情報化時代：政府のビジョン」を発表
	1999年9月	電子商取引に関する報告書「e-commerce@its.best.uk」発表
	1999年9月	e-Envoy局新設
	2000年3月	「1999年の電気通信[データ保護・プライバシー]規制」施行
	2000年7月	「2000年の電気商取引法」施行
	2000年9月	「UKオンライン」発表
	2002年3月	「2002年電子署名規制」施行
	2002年10月	「2002年電子商取引規制」施行
	2003年12月	「UKOnline Annual Report 2003」発表
	2003年12月	Digital Inculsion Panel 設置
	2003年	「2003年電子コミュニケーションにおけるプライバシー保護規制」施行
	2004年3月	新ポータルサイト「DirectGov」立ち上げ
2004年4月	e-Envoy局を廃止し、e-Government Unit (eGU) を設置	
2006年	e-Government Unit (eGU) の縮小	

### (1) 概要

製造拠点の相次ぐ海外移転による国内産業の空洞化に苦しんでいたイギリスは、インターネットや電子商取引といったIT技術を最大活用することで国内経済を強化しようと、1990年代後半から積極的なIT普及政策を推進してきた。1999年、トニー・ブレア首相(当時)は、英国内でのインターネット普及を目的として、電子商取引関連の政策を担当するe-Minister(電子大臣)を任命し、その指揮の下で内閣府内にe-Envoy局(envoyは「特使」という意味)を新設した(e-Envoy局のその後については後述)。2000年9月に、e-Envoy局が包括的な国家IT戦略として発表した「UK Online」では、2005年までにインターネット利用を望む全ての人にインターネット接続を可能とすること、英国を電子商取引にとって最適の場所とすること、行政サービスを電子的に提供すること、といった3点が宣言されている。

イギリスにおける電子商取引関連の法整備は、1990年代末から始まった。まず、欧州委員会の「1997年のEU電気通信データ保護指令」に基づいて、1999年に「電気通信[データ保護・プライバシー]規制(Telecommunications(Data Protection and Privacy)Regulations 1999)」が成立し、2000年3月に施行された。次に、2000年7月に電子署名の法的拘束力を認める「2000年電気通信法(Electronic Communications Act 2000)」が成立し、2002年3月には欧州委員会の指令の下、電子署名に関して「2002年電子署名規制(The Electronic Signature Regulations 2002)」が定められた。そして2002年10月には、EUメンバー間での電子商取引に関連する規則を定めた「2002年電子商取引規制(The Electronic Commerce Regulations 2002)」が施行された。

また、電子商取引と関連し、英国政府は、2002年に発行された個人データの電子通信におけるプライバシー保護を支持したEU指令「Directive 2002/58/EC」を受け、2003年に同国内におけ

るプライバシー保護規制も施行している。この「2003年電子コミュニケーションにおけるプライバシー保護規制 (Privacy and Electronic Communications (EC Directive) Regulations 2003)」<sup>108</sup>では、マーケティング業者に対して、個人に一方向的に電子通信（電子メール、SMS など）を送付するマーケティング活動を禁止した。また、電子通信を送付できるのは個人が求めたときのみ限定され、また電子通信によるマーケティングを受領した個人は、いつでもこのようなダイレクトメールを断れるオプトアウト (opt out) 権利を遂行できる。

イギリス政府は2004年4月、イギリスにおける電子商取引は十分活発になり、e-Envoy 局が総合的に電子商取引の振興を行なうという段階を終え、後はそれぞれの省庁が担当する政策を進めればよいと判断し、代わりに電子政府局 (eGovernment Unit : eGU)<sup>109</sup>を新設した（電子政府局のその後については後述）。電子政府局の役割は、e-Envoy 局とは異なり、中央政府、地方政府を含めた公共セクターにおける IT 利用を促進することにある。同局は2005年1月、電子政府構築に関する戦略的ガイダンスを発表した。このガイダンスは、郵便や電話、窓口でのサービスといった従来の行政サービスを、どのようにすれば、スムーズにインターネットを利用したサービスに移行できるかについて、解説したもので、行政機関における市民に対するマーケティング戦略の手引きというべきものである。また、その行政サービスが対象とする利用者のニーズを見きわめるためには、そのサービスの利用状況をきちんと把握することが重要であるとしている。

2004年に創設された電子政府局 (eGU) であるが、その成果が芳しくないため、2006年以降はその規模の縮小を余儀なくされてきた。インターネット事業の成果を測定する米キーノート・システムズ社 (Keynote Systems) が2006年7月に発表した調査では<sup>110</sup>、調査対象となった英国政府の38ウェブサイトのパフォーマンスは「省庁によって対応のレスポンス・タイムがまちまちであり、統一されていない」と指摘され、政府全体が参加するインターネット・プロジェクトにおける横のつながりの重要性が疑問視されることになった。また、同調査において、電子政府の旗振り役である電子政府局が36位にランキングされるという結果も出ている。このため、英国政府CIOのサフォーク氏 (John Suffolk) は、過去に最大で200名の職員を抱えていた電子政府局を、将来的に同局を75名体制へと更に縮小する意向を示している。同氏は、人員を削減することで、電子政府局関連予算から削減された人件費の一部を、省庁間の統一された電子メールシステム等の開発に充てるとしている<sup>111</sup>。

## (2) 2007年の主な動き

2007年は、英国政府における電子商取引関連の動きはみられない。また、前年度に縮小が発表された電子政府局 (eGU) による主な動きも特にない。

一方、電子商取引に特化した内容ではないが、情報プライバシー保護の分野については、1998年のデータ保護法 (Data Protection Act) と2000年の情報の自由に関する法律 (Freedom of

<sup>108</sup> [http://www.ico.gov.uk/Home/what\\_we\\_cover/privacy\\_and\\_electronic\\_communications/guidance.aspx](http://www.ico.gov.uk/Home/what_we_cover/privacy_and_electronic_communications/guidance.aspx)

<sup>109</sup> <http://archive.cabinetoffice.gov.uk/e-government/>

<sup>110</sup> "UK government websites embarrassed by performance," July 4, 2006, vnunet.com

<sup>111</sup> "Can one man make a difference?," August 1, 2006, Computer Weekly

Information Act) に基づき設立された情報検査官省 (Information Commissioner's Office : ICO) という独立機関が対応している<sup>112</sup>。同省では、主にデータ保護法に基づいた個人情報管理に特化した、数々のガイドライン (指針) を作成・発表している。2007 年に発表された主な個人情報管理関連ガイドラインは以下のとおり。

- データ保護法が適用される「個人情報」の定義に関する、情報検査官省の見解 (2007 年 8 月) <sup>113</sup>
- 個人情報を守るためにどのようなことに注意すればよいかという、一般市民向けのハウツー・ガイド (2007 年 7 月) <sup>114</sup>
- 危険可能性がある人物を記録する装置「危険警告マーカ (violent warning marker)」の管理方法に関するガイドライン (2007 年 1 月) <sup>115</sup>
- データ保護法に抵触しない個人情報の共有方法に関するガイドライン (2007 年 8 月) <sup>116</sup>
- 地方自治体が住民税の徴税目的で入手した個人情報の、データ保護法に抵触しない範囲内での他分野での利用方法に関するガイドライン (2007 年 1 月) <sup>117</sup>

---

<sup>112</sup> <http://www.ico.gov.uk/Global/faqs/general.aspx>

<sup>113</sup> [http://www.ico.gov.uk/upload/documents/pressreleases/2007/determining\\_what\\_is\\_personal\\_data\\_press\\_release\\_final.pdf](http://www.ico.gov.uk/upload/documents/pressreleases/2007/determining_what_is_personal_data_press_release_final.pdf)

<sup>114</sup> [http://www.ico.gov.uk/upload/documents/html\\_personaltoolkit/html/index.html](http://www.ico.gov.uk/upload/documents/html_personaltoolkit/html/index.html)

<sup>115</sup> [http://www.ico.gov.uk/upload/documents/pressreleases/2007/ico\\_releases\\_guidance\\_for\\_people\\_working\\_with\\_potentially...002.pdf](http://www.ico.gov.uk/upload/documents/pressreleases/2007/ico_releases_guidance_for_people_working_with_potentially...002.pdf)

<sup>116</sup> [http://www.ico.gov.uk/upload/documents/pressreleases/2007/iyi\\_info\\_sharing\\_aug%2007\\_final.pdf](http://www.ico.gov.uk/upload/documents/pressreleases/2007/iyi_info_sharing_aug%2007_final.pdf)

<sup>117</sup> [http://www.ico.gov.uk/upload/documents/pressreleases/2007/new\\_guidance\\_for\\_local\\_authorities\\_council\\_tax.pdf](http://www.ico.gov.uk/upload/documents/pressreleases/2007/new_guidance_for_local_authorities_council_tax.pdf)

### 1.4.3 ドイツ

主な法的枠組み、法律・法案	1996年2月	「Info-2000：ドイツ情報化への道」発表
	1997年8月	「マルチメディア法：情報通信サービスの基本条件の規制に関する法律（マルチメディア法）」により「テレサービス法」「テレサービス・データ法」「デジタル署名法」の3項目を規定
	1999年9月	「21世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用」（2005年までの5ヵ年計画）発表
	1999年12月	連邦経済技術省が「情報化社会」フォーラムを発足
	2000年9月	「Internet for All」を発表
	2001年5月	電子政府構想「Bund Online 2005」の骨子を発表
	2001年5月	「電子署名に関する概況法」施行
	2002年2月	「IT リサーチ 2006」発表
	2003年6月	「Deutschland-Online」発表
	2003年12月	「情報社会ドイツ 2006」発表
	2006年3月	「情報社会ドイツ 2010 (id2010)」発表
	2006年11月	「連邦データ保護法」施行

#### (1) 概要

ドイツ政府における IT 推進政策は、1999 年 9 月に発表された「21 世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用（Innovation und Arbeitsplätze in der Informations-gesellschaft des 21. Jahrhunderts）」という包括的な国家 IT 戦略を基にしており、同戦略では、知識情報化社会の建設と電子商取引発展を目標として、2005 年までに IT インフラの整備や教育プログラムの改定をはじめとする 7 つの重要部門に重点的に投資や研究を行なっていくことが定められている。その後、ドイツ政府は 2000 年 9 月に「すべての人のインターネットを（Internet for All）」を発表した。これはインターネットを女性や高齢者を含むすべての人に普及させるため、政府、経営者団体、労働組合、その他団体が連携して普及活動に取り組もうというものであった。これを受けて、2005 年までに入札システムや税申告サービスなどの 1,200 もの行政サービスをオンライン化することを目標として掲げた「Bund Online 2005」という電子政府構想が発表された。この構想の実現のために 2001 年 12 月には 2002 年から 2005 年までの実行計画「Implementation plan for "Bund Online 2005" eGovernment Initiative」があり、この実行計画によれば、2005 年までに 376 の行政サービスをインターネットで利用できるようにすると定められている（2005 年の情報化結果に関する報告については後述）。

また、ドイツ政府は 2003 年 12 月、「情報社会ドイツ 2006 (Information Society Germany 2006)」と題したドイツ国内の情報化に関する報告書<sup>118</sup>を発表、「21 世紀の情報社会におけるイノベーションと雇用」プランに従ってドイツ国内の情報化が着実に進んでいると報告した。

電子商取引については、1997 年 8 月に成立した「マルチメディア法：情報通信サービスの基本条件の規制に関する包括的な法律（Gesetz zur Regelung der Rahmenbedingungen für Informations- und Kommunikationsdienste）」（通称「マルチメディア法」）が基礎となっており、同法のもと、電気通信サービスの利用に関する「テレサービス法」、電気通信サービスにおける個

<sup>118</sup> <http://www.bmwi.bund.de/Redaktion/Inhalte/Pdf/information-society-2006,property=pdf.pdf>

個人情報保護に関する「テレサービス・データ法」及びデジタル署名に関する「デジタル署名法」が定められた。2001年5月には、欧州委員会で1999年12月に採択された「電子署名の共通枠組みに関するEU指令」に従って、「電子署名に関する概況法 (Act on Outline Conditions for Electronic Signatures)」と題した新たな電子署名法が施行され、デジタル署名法に安全性を確保するためのインフラに関する条項が加えられた。さらに同年12月には上述のEUによる2000年の電子商取引指令に従い、「テレサービス法」及び「テレサービス・データ法」を改正した「電子商取引法 (Act on Electronic Commerce)」が成立している<sup>119</sup>。

このほか、ドイツは、EUメンバーとして「個人データの自動処理に関する個人の保護のための協定」や「人権と基本的自由を保護するためのヨーロッパ協定」といったEU指令にも調印・批准しているほか、インターネット上のプライバシー問題に関して、OECDの「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」を採用している。

ドイツでもスパム対策に関する検討が行なわれている。ドイツは2002年のEU指令「反スパム指令 (EU Directive on privacy and electronic communications)」にも調印・批准し、期限であった2003年10月31日までに準備を整えた数少ないEU国の一つでもあった。また、連邦経済技術省が2005年1月にスパムに関するレポートを発表し、スパムの定義やインターネット利用者のスパム対策のための自衛策などについて説明している。現在はドイツでは、スパム対策は不正競争法による取り締まりが中心であるが、反スパム法を制定に向けた検討も行われており、2006年にも反スパム法案が提出されているが<sup>120</sup>、成立には至っていない。

連邦経済技術省は2006年3月、ドイツ国内の情報化に関する報告書「情報社会ドイツ 2010 (Information Society Germany 2010 : iD2010)」<sup>121</sup>を発表した。これは、2003年に発表された「情報社会ドイツ 2006」に続く報告書となる。同報告書によると、ドイツでは、2005年に企業（従業員10名以上）の94%、一般家庭の64%がインターネットを利用しており、また一般家庭の95%が携帯電話を所有している。このようなICTの利用率はEUの平均値を上回っている。また、ドイツのGNPに占めるICTセクターの割合は、1994年の4.7%から、2004年は6.8%にまで拡大しており、ドイツ経済におけるICTセクターのプレゼンスは高まりつつある、と述べている。今後も、ドイツ政府は情報化社会に向けたICTセクター強化を継続する意向であり、具体的には研究機関と民間セクターとの合同研究プロジェクトや電子政府プロジェクト、及びITセキュリティ分野に注力していくとしている。加えて同報告書では、現代の情報社会に対応した法規制の重要性についても指摘している。ドイツはこれまで電子署名法、電子商取引法を施行、2004年には電気通信法を改正しており、2006年はデジタルコンテンツなどを含む知的財産権法の改正作業の途上にあると記している。

---

<sup>119</sup> EUROPEAN UNION DIRECTIVE COUNTRY-BY-COUNTRY IMPLEMENTATION TABLE;  
<http://www.bakernet.com/ecommerce/directivecompindex.htm>

<sup>120</sup> [http://www.erp4small.com/2006\\_07\\_13\\_The\\_Federal\\_Government\\_developed\\_an\\_anti\\_spam\\_law-32-120-2.html](http://www.erp4small.com/2006_07_13_The_Federal_Government_developed_an_anti_spam_law-32-120-2.html)

<sup>121</sup> <http://www.bmwi.de/English/Redaktion/Pdf/handout-information-and-communication-technologies-in-germany,property=pdf,bereich=bmwi,sprache=en,rwb=true.pdf>;  
[http://www.bmbf.de/pub/aktionsprogramm\\_2006\\_gb.pdf](http://www.bmbf.de/pub/aktionsprogramm_2006_gb.pdf)

## (2) 2007 年の主な動き

### <電子データ保護・個人情報保護の最近の動き>

ドイツ政府における電子データや個人情報保護、並びに連邦政府の情報開示などを管轄するのは、連邦データ保護・情報の自由担当局（Der Bundesbeauftragte für den Datenschutz und die Informationsfreiheit : BfDI / The Federal Commissioner for Data Protection and Freedom of Information）<sup>122</sup>である。同局は、個人情報のデータ処理における個人情報の保護を支持した EU 指令「Directive 95/46/EC」（1995 年）をうけて 2006 年 11 月 15 日、「連邦データ保護法（Bundesdatenschutzgesetz（BDSG） / Federal Data Protection Act）」<sup>123</sup>を施行した。同法は、連邦政府機関、民間セクターを対象に、データ通信における保護のあり方を定めている。

連邦データ保護・情報の自由担当局ではまた、将来的に RFID 利用における個人データ保護規制の必要性も訴えている。2007 年 6 月、ペーター・シャール局長（Peter Schaar）は、「ユビキタス・ネットワーク社会の到来により、RFID を追跡することで個人がいつでもどこでも監視下におかれる危険性が考えられる。個人が購入した衣服や家電、食料品や医薬品に至るまで RFID が装着されていることで、RFID から個人が監視されたり個人情報が登録されることを未然に防ぐためにも明確な規則が必要」と述べている<sup>124</sup>。

---

<sup>122</sup> <http://www.bfdi.bund.de/>

<sup>123</sup> [http://www.bfdi.bund.de/cln\\_030/nn\\_946430/EN/DataProtectionActs/Artikel/Bundesdatenschutzgesetz-FederalDataProtectionAct\\_templateId=raw\\_property=publicationFile.pdf/Bundesdatenschutzgesetz-FederalDataProtectionAct.pdf](http://www.bfdi.bund.de/cln_030/nn_946430/EN/DataProtectionActs/Artikel/Bundesdatenschutzgesetz-FederalDataProtectionAct_templateId=raw_property=publicationFile.pdf/Bundesdatenschutzgesetz-FederalDataProtectionAct.pdf)

<sup>124</sup> [http://www.bfdi.bund.de/cln\\_030/nn\\_671600/EN/PublicRelations/PressReleases/2007/24-07-RFID-Chips-indispensable.html](http://www.bfdi.bund.de/cln_030/nn_671600/EN/PublicRelations/PressReleases/2007/24-07-RFID-Chips-indispensable.html)

#### 1.4.4 フランス

主な法的枠組み、法律・法案	1998年1月	「情報化社会のための政府行動プログラム (PAGSI)」
	2000年3月	電子署名法成立
	2000年6月	「インターネットにおける公共の秩序及び風紀に関するプロバイダの責任」を法制化
	2001年5月	「電子署名法」施行
	2002年11月	包括的 IT 推進計画「RE/SO 2007」発表
	2003年2月	電子政府推進庁の設立
	2004年2月	電子政府計画「AdeLE 2004/2007」
	2004年6月	「デジタル経済における信頼のための法律 (LCEN)」施行
	2005年9月	中小企業のための「TIC-PME 2010」アクションプラン発表
	2005年10月	「データ保護法」施行
2006年9月	「TIC-PME 2010」、2006-2007 プロジェクト開始	

##### (1) 概要

フランス政府では 1998 年 1 月に首相主導の下で設立された「情報化社会のための省庁間委員会」によって「情報化社会のための政府行動プログラム (PAGSI)」が策定され、2000 年代初頭までこれに基づいた情報化政策が進められた。しかし、そのような政策はあまり成果をみせず、2000 年代に入ってからインターネット普及において米国や他の西欧諸国に大きな差をつけられるようになった。こうした国内の IT 化の遅れを受けて、フランス政府は 2002 年 11 月、「フランスの情報化の遅れを挽回すること」及び「フランス国民のための情報社会を実現すること」を 2 大目標とした包括的 IT 推進計画「RE/SO 2007」を発表した。フランス政府はこの計画において、特に他の欧州諸国より遅れをとっている電子政府の構築などに重点を置き、政府が率先して IT を導入することで企業や市民の間での IT 普及を図ってきた。また 2003 年 2 月には、電子政府推進庁 (Agence pour le Developpement de l'Administration Electronique : ADAE) が新設され、2004 年 2 月には、フランス初の包括的な電子政府推進計画「AdeLE 2004/2007 (Administration eLEctronique 2004/2007)」が発表された。この計画には 2004 年から 2007 年にかけて行政サービスを改革するための約 140 もの具体的なイニシアチブが含まれており、その予算として 18 億ユーロ (1 年あたり 4.5 億ユーロ) を配分した。

電子商取引については、1998 年の「情報化社会のための政府行動プログラム (PAGSI)」に示された優先 6 分野の一つとなっており、変革する社会の中で企業が生き残る後押しをするための税制や金融、行政措置を適用することが目標として掲げられた。また電子商取引関連の法整備に関しては、EU 指令に従って順次整備を進めており、2001 年 5 月に、1999 年 12 月付の「電子署名の共通枠組みに関する EU 指令」に基づいて「電子署名法 (Electronic Signature Act)」が成立した。その他フランスは、EU 加盟国として「電子商取引指令」や「個人データの自動処理に関する個人の保護のための協定」と「人権と基本的自由を保護するためのヨーロッパ協定」に調印・批准しており、こうした指令の国内法制化に取り組んできた。

また、2004 年 6 月には、フランス政府は、欧州委員会が 2000 年 6 月に採択した「電子商取引指令」を国内法制化した「デジタル経済における信頼のための法律 (Loi N° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'economie numerique : LCEN)」を施行した。LCEN では、放送法

の一部を改正し、放送（視聴覚コミュニケーション）という概念の上位に電子的媒体による公衆へのコミュニケーションという概念を導入しており、電子商取引に関して、オンライン広告や電子契約等の電子商取引に適用可能なルール、暗号に関するルール、デジタルネットワークにおける表現の自由の条件について定めている。

2005年6月、フランス政府は2002年にEUで採択された指令（DIRECTIVE 2002/65/EC）に対応した国内法令（2004年に成立）を公布した<sup>125</sup>。これは、消費者向け金融サービスの電子ネットワークを通じたマーケティングに対してEU加盟国共通の基準で消費者を保護するためのもので、14日以内に消費者が金融取引に関する契約を解除できることなど、金融サービスに関する消費者向け電子商取引のルールを定めている。

2005年9月、フランスの経済金融産業省（Ministère de l'économie, des finances et de l'industrie）は、中小企業の情報化推進のためのアクションプラン「TIC-PME2010」を発表した<sup>126</sup>。TIC-PME2010とは、情報通信技術（Technologies de l'information et de la communication : TIC）を活用して、中小企業（Petite et Moyenne Entreprise : PME）の競争力を高めようというプロジェクトであり、700万ユーロをかけて、たとえば自動車産業におけるサプライチェーンのデジタル化などといった情報化プロジェクトに対して、優れた案件を募集して支援しようというものである。2006年対象プロジェクト<sup>127</sup>は、「物流」（貿易プロセスの再定義とモデル化、XMLやebXMLを利用した電子文書交換の標準化、RFIDの標準化、トレーサビリティ・ツールの標準化、中小企業におけるEビジネス利用の促進）、「靴業界」（既存のEDI利用から、より効率的なサプライチェーン利用の促進）、「中小企業」（業界内で相互依存する性質をもつ中小企業に対しEビジネス利用を促進）であった。尚、この施策は、フランスにおける中小企業電子商取引を促進するための施策として注目されており、2007年1月に行われた、欧州委員会内のEビジネス支援ネットワーク（eBSN - The European eBusiness Support Network for SMEs）の会議においても「欧州内のベスト・プラクティス施策」として取り上げられている<sup>128</sup>。

## (2) 2007年の主な動き

### <最近の個人情報保護の動き>

フランス政府における個人情報などのデータ情報保護は、1978年に設立された、独立機関のデータ保護・自由局（Commission Nationale de l'Informatique : CNIL / National Commission for Data protection and the Liberties）<sup>129</sup>が管轄している。同局は2005年10月、個人情報を記載した電子データの取扱い方法や、個人情報保護における個人の権利などを定めた「データ保護法（Data Protection Act）」<sup>130</sup>を施行している。

<sup>125</sup> [http://www.telecom.gouv.fr/internet/int\\_vd.htm](http://www.telecom.gouv.fr/internet/int_vd.htm)

<sup>126</sup> <http://www.telecom.gouv.fr/programmes/tic-pme2010/>

<sup>127</sup> [www.telecom.gouv.fr/index.php?langpair=fr%7Cen&hl=en&ie=UTF-8&oe=UTF-8&prev=%2Flanguage\\_tools](http://www.telecom.gouv.fr/index.php?langpair=fr%7Cen&hl=en&ie=UTF-8&oe=UTF-8&prev=%2Flanguage_tools)

<sup>128</sup> [http://www.cdep.ro/docs\\_comisii/IE/CE/SEC\\_2007\\_37\\_EN\\_DOCUMENTDETRAVAIL\\_p.doc](http://www.cdep.ro/docs_comisii/IE/CE/SEC_2007_37_EN_DOCUMENTDETRAVAIL_p.doc)

<sup>129</sup> <http://www.cnil.fr/>

<sup>130</sup> <http://www.cnil.fr/index.php?id=41>

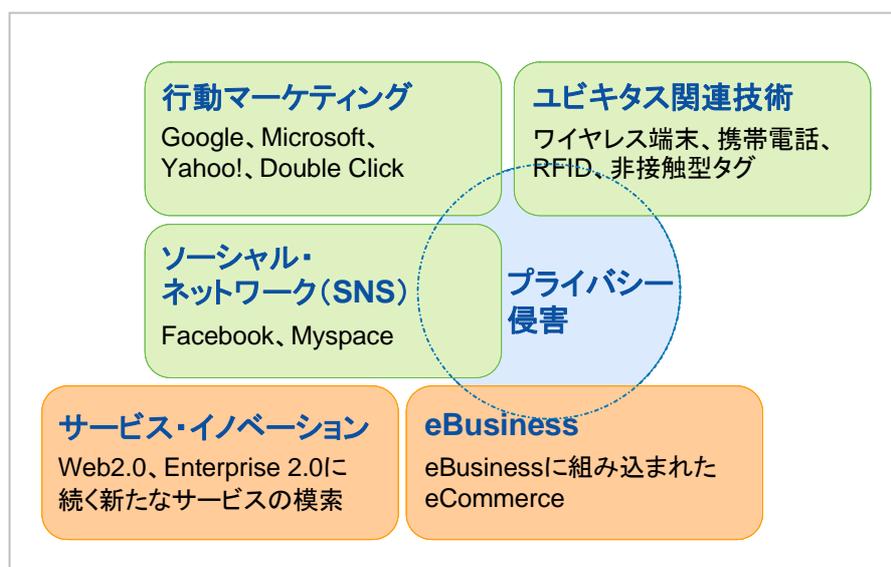
## 2. 北米 EC 関連団体・研究機関インタビュー

2006 年度調査の結果を通じ、北米の電子商取引関連団体や大学研究機関などでは、従来、電子商取引に特化していたが、電子商取引を eBusiness の一環として扱い、Web2.0 などを含むより幅広い分野へテーマを展開させている傾向が見られた。本年度は、その実態について、電子商取引に関連した政府機関、業界団体及び大学研究機関のエキスパートにインタビューをすることを通じて、北米の電子商取引関連分野の課題、今後の電子商取引や eBusiness に対する見方を、明らかにすることを狙った。

### 2.1 キー・ファインディングス

今回のインタビューでは、政府機関から連邦取引委員会 (FTC)、業界からカナダ商工会議所、アメリカ電子協会 (AeA)、大学研究機関ではバージニア工科大学グローバル電子商取引センター、ミネソタ大学デジタル技術センターのエキスパートにインタビューを行った。

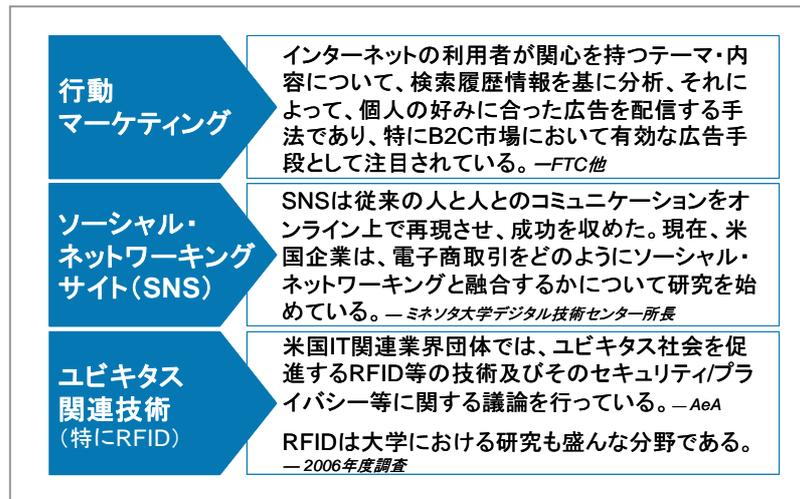
これらのインタビューを通じて、最近の電子商取引及びそれに関連した分野で注目すべきキーワードが浮かび上がってきた。



出典：ワシントン・コア作成

図 2-1 北米電子商取引関連エキスパート・インタビューのキーワード

まず、技術関連では、ビジネス—消費者 (B2C) 分野と深い関係を持つところで、行動マーケティングやソーシャル・ネットワーク・サイト (SNS) が、B2C 電子商取引をさらに成長させていく可能性を示唆するものとして挙げられた。また、消費者だけではなく、ビジネスにも共通する重要技術分野が、ワイヤレス端末、携帯電話、RFID などに関連したユビキタス技術に関連するものである。昨年度の調査において、米国大学研究センターが、大企業との支援の下、RFID 関連の研究プロジェクトを盛んに行い始めていた状況に符合するものであった。

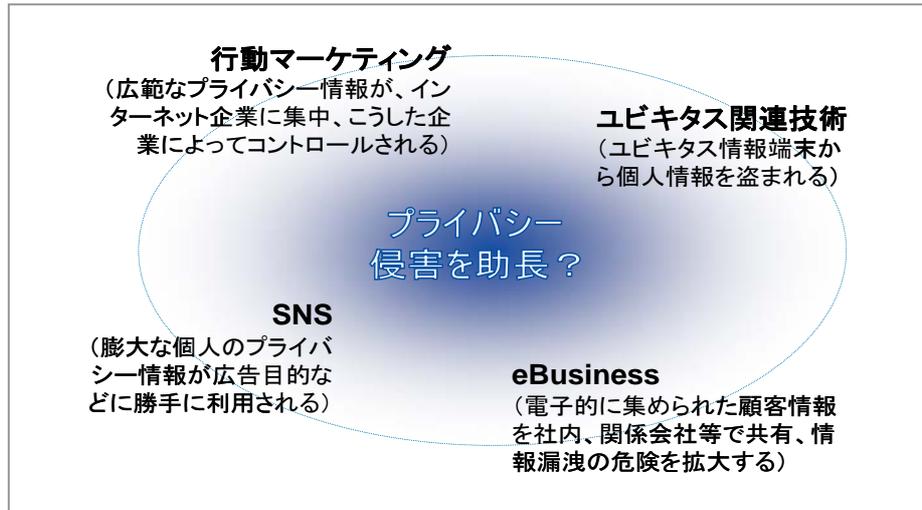


出典：インタビュー結果に基づきワシントン・コア作成

図2-2 次なるステップを導く新技術

また、B2B 電子商取引に焦点を当てると、電子商取引のみを個別の分野として考えるよりも、むしろ eBusiness という枠組みの中で考えるという姿勢が強くなっており、昨年度の大学調査の結果をこの点でも裏付ける内容となった。これは大学だけの傾向ではない。業界を代表するカナダ商工会議所も AeA も、もともとは電子商取引を中心に扱っていたグループが、従来の狭義の電子商取引という枠を超え、幅広く企業間でやり取りされるデータのプライバシー対策や中小企業への eBusiness 普及など、視野を広げた取り組みに変わってきている。これは、EDI を中心とする電子商取引が企業間でうまく利用されているということに加え、企業における IT システム導入が、全社的な観点から取り組まれていることにも影響を受けたものと考えられる。

こうした新技術や eBusiness が発展していく一方で、これらに横断的な懸念事項として、プライバシー・セキュリティの侵害への不安があり、ほぼすべてのエキスパートが、この問題について何らかの対応が必要と考えていることも明らかになった。



出典：ワシントン・コア作成

図 2-3 新技術とプライバシー侵害の懸念

これは、第 1 章で、特に先進国政府の政策がプライバシー対策に焦点を当てていることとも連動する。今回インタビューを行った FTC に代表される米国政府機関は、一般に、民間からのボトムアップを待っており、イノベーションが続いていて、新技術が成熟しきっていない時期には基本的に規制を避ける傾向が強い。そして、技術が普及していてもすぐには動かず、まずは市場で問題点が洗い出される状況を見守り、州レベルでの議論を見ながら、連邦政府としての規制や方針等を見極める。しかし、プライバシー問題では、後述するようにすでに『オンライン行動マーケティング方針 (案)』を発表、また APEC と連携した国境を越えるデータ・プライバシーに関する調査のパイロット・プロジェクトに参加するなど、アクションを採り始めている。

米国政府のハイテク技術に  
関連した政策・規制に関する  
最近の特徴

- 民間からのボトムアップを待つ。イノベーションが続いており、新技術が成熟しきっていない時期には基本的に規制を避ける。
- 技術が普及していてもすぐには動かず、まずは市場で問題点が洗い出される状況を見守る。また、州レベルでの議論を見ながら、連邦政府としての規制や方針等を見極める。
- 国内だけではなく、海外とも容易につながっている時代との認識から、国際的な連携にもこれまで以上に関心を持っている。

出典：ワシントン・コア作成

図 2-4 米連邦政府のハイテク技術関連政策・規制に対する最近の特徴

最後に、将来の新しいビジネス・モデルは見えているのかという大きな疑問については、北米の先端的研究機関や大手 IT 企業の間でも暗中模索の状況であり、明確な回答は出なかった。しかし、バージニア工科大学をはじめ、米国の大学研究センターでは、企業とも協力して、IT を使ったサービス分野での新たなビジネス・モデルの開拓を狙い、サービス・イノベーションのためのプログラムを設け、次なる「何か」を探し求めるステップを踏み出している。



出典：ワシントン・コア作成

図 2-5 新たなビジネス・モデルの可能性を模索する米国

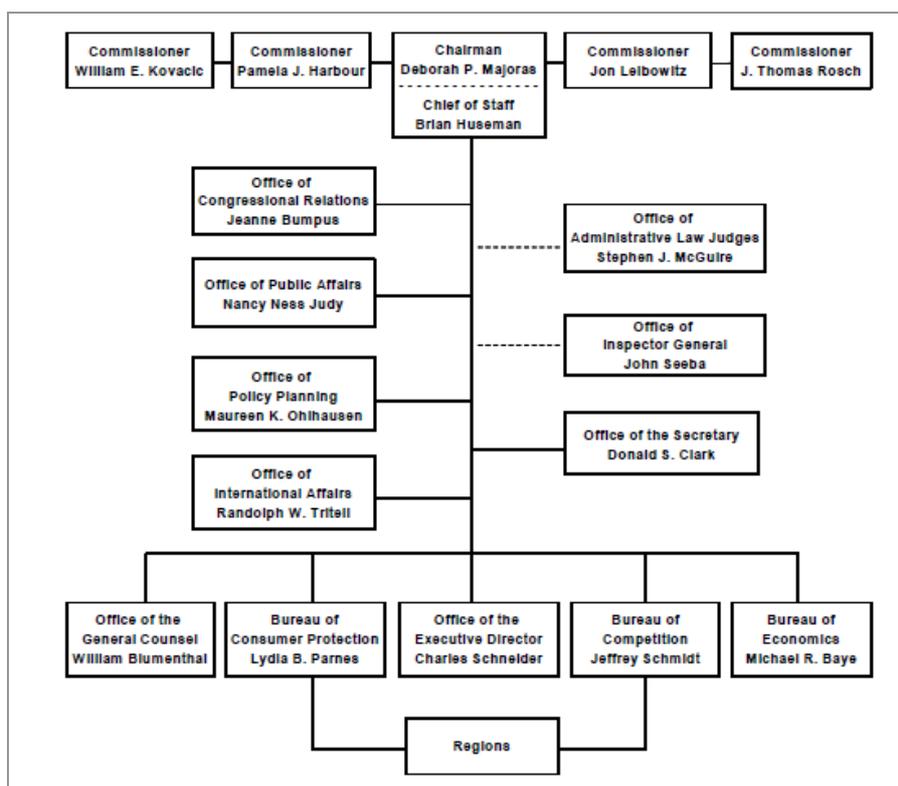
## 2.2 各インタビューの概要

### 2.2.1 政府機関：Federal Trade Commission

#### (1) 概要

名称	連邦取引委員会 (Federal Trade Commission)
所在地	米国ワシントン DC
住所	600 Pennsylvania Ave. NW, Washington DC 20580
URL	<a href="http://www.ftc.gov">http://www.ftc.gov</a>

FTC は消費者保護に携わる米国連邦政府機関である。消費者保護対策の主要な根拠は、FTC は国民を不正行為などから保護することを任務とすると定められている FTC 法第 5 条にある。これは当局に対する弾力的な委任であり、あらゆる産業分野における商業活動に適用し得るものであるとしている。



出典：FTC ウェブサイト<sup>131</sup>

図 2-6 FTC 組織図

FTC は、同機関が持つ消費者保護における法的権限を、電子商取引にも適用してきた。この 10 年間は、企業・消費者間 (B2C) の電子商取引により集中的に取り組んできた。

<sup>131</sup> <http://www.ftc.gov/ftc/ftc-org-chart.pdf>

## (2) インタビューのポイント

### <FTCの電子商取引関連の取り組み概要>

FTCの任務は消費者を不正・不当な商慣行から保護することである。しかし同時に、進化するビジネス手法に柔軟に対応できるように定められており、FTCは電子商取引が誕生して以来、消費者と各企業がどのような新技術を利用し、それが消費者にどのような脅威となり得るかについて積極的に調査を行ってきた。具体的にはFTCは詐欺的なプライバシー・ポリシー、スパムメール及びスパイウェアに関する活動に従事してきた。特に、最近、FTCは消費者に影響を与え、かつFTCとして新しい対応が求められる可能性のある、新たな技術の問題として、後述するように行動マーケティングの監視に力を入れている。

### <新技術への対応>

FTCは業界、消費者保護団体、学術研究者を集めて消費者に影響を及ぼす技術動向について議論する場を定期的に設けている。これはFTC自身がこうした新たな脅威から消費者を守るためにFTCがどのようなイニシアチブをとる必要があるかについて情報を得て、技術動向やベストプラクティス、消費者への脅威について学習できる機会ともなっている。

FTCはインターネットの商用化が話題に上り始めた1995年、今後10年間で大きな影響を及ぼす可能性のある新技術について話し合うための会議を主催した。そこでFTCはデータ・セキュリティとプライバシーの重要性について学んだという。

また2006年11月、FTCは1995年の会議の再検討の場として「次世代技術アプリケーション開発環境における消費者保護 (Protecting Consumers in the Next Tech-Ade)<sup>132</sup>」と呼ばれる会議を主催した。この会議でも1995年のそれと同様に、今後10年間で有力視される技術とそれらが消費者に与える影響についての調査が行われた。

FTCは、これらの会議で、消費者への脅威と消費者を守りながら電子商取引を実現するための商慣行についての知識を得られただけでなく、新技術における組織の消費者保護任務をどのように遂行するかと消費者保護に関するベストプラクティスの指針となる原則についても学習することができたとしている。

例えば、インディアナ大学 応用サイバーセキュリティ調査センター教授兼取締役 (Professor and Director of the Center for Applied Cybersecurity Research at Indiana University) のフレッド・ケイト (Fred Cate) 氏は、FTCが2006年に開催した会議において、いくつもの安全及びプライバシーの脅威を述べている。ケイト博士は、以下の脅威を指摘した。

- より洗練された個人からの情報取得方法 (フィッシング詐欺のこと)
- 窃取した情報のより洗練された利用 (組織的犯罪のこと)
- 盗用されたIDよりも、虚偽又は模造のID
- 情報及びプライバシーの所在 (携帯電話、電子タグ、及び自動車アプリケーション)

---

<sup>132</sup> Protecting Consumers in the Next Tech-Ade, URL:  
<http://www.ftc.gov/bcp/workshops/techade/agenda.html> (Presentations are available)

- 多様な情報源による個人の情報の収集
- 情報の国際的流出
- プライバシーに関する国内安全保障と法の執行の影響
- 説明責任と透明性の必要性

FTC は、各企業が消費者保護のためのベストプラクティスを独自に開発・採用する業界の自主規制を推進している。一方で FTC は、こうした自主規制を業界に浸透させるために、ベストプラクティスに従わず不正・不当な商慣行によって消費者を裏切る行為を行っている企業に対し法による制裁措置をとっている。

またこれらの会議で注目すべきある特定の技術についての情報が得られることから、FTC は会議後こうした技術に関する研究を行い、各会議で消費者への脅威となり得ると見なされた技術における消費者保護について議論するためのワークショップも開催している。FTC は上述した「Tech-Ade」会議で、以下を消費者への脅威となり得る技術として特定している。

- RFID (Radio Frequency IDentification)
- センサーネットワーク (Sensor Networks)
- 行動分析型ターゲット広告 (Behavioral Advertising)
- モバイルコマース (Mobile Commerce)
- ソーシャル・ネットワーキング (Social Networking)

FTC は 1 年前に開かれた Tech-Ade 会議の再審議を行うために 2007 年 11 月、「eHavioral Advertising<sup>133</sup>」と呼ばれる行動分析型ターゲット広告 (Behavioral Advertising) に関する会議を開催した。この会議で FTC は、消費者は通常オンライン行動が追跡されていることは知らないことから、行動分析型ターゲット広告は消費者のプライバシーを侵害する恐れがあることを認めた。ジョン・レイボウイズ (John Leibowitz) 委員は、この問題は複雑で、従来の問題、例えばスパムメールなどの問題に比べれば、解決策が自明ではないとの認識を示している<sup>134</sup>。

この会議を受けて、FTC は業界による自主規制を促すべき旨を定めた原則提案「オンライン行動マーケティング方針 (案)」<sup>135</sup>を公表した。また 1999 年に FTC の支援を受けて結成されたオンライン広告の業界団体である「ネットワーク広告イニシアチブ (Network Advertising Initiative : NAI)」は、FTC のこの新原則を採用し、オンライン広告に対する独自の政策方針を策定する計画を発表している。

<sup>133</sup> E-Havioral Advertising: Tracking, Targeting, and Technology, URL: <http://www.ftc.gov/bcp/workshops/ehavioral/index.shtml>

<sup>134</sup> *Speech to Tech-Ade by John Leibowitz, FTC Commissioner, "e-Havioral Advertising,"* November 7, 2007, URL: <http://www.ftc.gov/speeches/leibowitz/071031ehavior.pdf>

<sup>135</sup> <http://www.ftc.gov/opa/2007/12/principles.shtm>;  
<http://www.ftc.gov/os/2007/12/P859900stmt.pdf>

### <法律と現実のギャップへの認識>

こうした取り組みを行っているが、新たなオンラインの脅威に対する FTC の対応力は、法が当局に、脅威の責任がある者に対して罰則を科す権限を付与しているか否かに最終的には制約される。例えば、CANSPAM 法<sup>136</sup>はスパムメールを送る者に同法を適用する執行力を、当局に対し与えている。対照的に、スパイウェアに関する責任の所在する企業に対し、当局が同様の権限を行使することはできない<sup>137</sup>。

しかし、進化し続ける電子商取引技術の結果、当局が取り組むべき新たな問題が生まれ続けるのは当然のことである。したがって、時には現在の消費者保護法が新たな脅威に対応していないというギャップが生まれることもあるものと考えられる。

### <FTC の規制への取り組み>

FTC の消費者保護に対する取り組みは、前述のように業界の自主規制を奨励しつつ、不正・不当行為を行う悪徳企業に対して法的制裁措置を課すといった独自の政策をとっていることが他国のそれとは少し異なっている。FTC の業界との関係について、FTC は自主規制の推進という面では協調しているが、規制に従わない企業に対しては法的権限を行使し対決することも辞さない姿勢で臨んでいる。

不正・不当な商慣習によって消費者に損害を与えた可能性のある企業を捜査する場合、FTC はその企業が消費者保護に関する十分な政策をとっていたかについてまず調査し、その政策においては企業規模とその業種も考慮する。そして企業に消費者を守るための十分な政策がなかった場合、FTC はその企業を処罰できる。

### <消費者保護と国際協力>

FTC は消費者保護問題に関して、経済協力開発機構 (OECD) やアジア太平洋経済協力会議 (APEC) をはじめとする複数の国際団体と協力している。今回インタビューに回答して下さった FTC の関係者は、異なる規制方針をとる各メンバ諸国が柔軟に確かな法執行力を行使できるようにするためのプライバシー保護の枠組みを確立したとして APEC の功績を高く評価しており、この枠組みは業界から多数のアドバイスを得て策定されたものだとしている。

FTC は現在 APEC と共同で、国境を越えたデータ・プライバシーを調査するための「パスファインダー計画 (Pathfinder)」と呼ばれるパイロットプロジェクトを実施している。APEC が策定した枠組みによってデータ・プライバシーが国境を越えても保護されるかについて調べるために、米国、カナダ、メキシコもこのプロジェクトに共同で取り組んでいる。

また FTC は OECD と共同で RFID とセンサーネットワーク (sensor networks) についての理解を深めている。RFID の適用において、米国は現在日本および EU に後れをとっている。OECD は RFID

---

<sup>136</sup> 正式名称を“Controlling the Assault of Non-Solicited Pornography and Marketing Act”という、商業関連メールを送付する者などに一定の責任を課す法律である。

<http://www.cybertelecom.org/spam/canspam.htm>

<sup>137</sup> *Speech to Tech-Ade by John Leibowitz, FTC Commissioner, “The Changing Internet,”* November 6, 2006, URL: <http://www.ftc.gov/speeches/leibowitz/061103thechanginginternethipsdontlie.pdf>

とセンサーネットワーク技術の進展状況についての情報を収集・普及するための媒体となっている他、これらの技術を採用している国でのセキュリティおよびプライバシー保護に関するベストプラクティスについて FTC に多くの情報を提供している。

米国における RFID 導入は、ウォールマート (Wal-Mart) 社や米国防総省 (Department of Defense : DOD) の義務づけによるところが大きい。ウォールマート社と米国防総省は 2003 年にそれぞれ各サプライ・チェーンへの RFID 導入義務づけを発表している。

FTC は省庁間 RFID ワーキング・グループのメンバとなっている。この非公式のワーキング・グループは年に 2 度会合を開き、RFID をめぐる様々な活動や政策について議論を行っている。FTC はこのワーキング・グループにおいて、主に RFID に関するプライバシーおよびセキュリティ政策を主導しており、その作業報告書は現在まだ作成中であるという。

FTC は連邦政府の主要な標準組織である米国立標準技術研究所 (National Institute for Standards and Technology : NIST) と緊密に連携している。FTC 関係者によれば、効果的なセキュリティおよびプライバシー政策と標準とを切り離して考えることは不可能で、FTC と NIST が RFID のセキュリティおよびプライバシーで協力することは非常に重要だとしている。

FTC は 2004 年、RFID について学習するための会議を開いている。当時、RFID 技術は主にサプライ・チェーンの管理に用いられており、消費者に直接関わるアプリケーションにはまだ適用されていなかった。RFID タグにかかるコストが高額であることから、その適用範囲は非常に限定的となっているが、FTC では RFID 技術の現況と消費者保護との関係について理解するためにワークショップを開催する予定である。

FTC は新技術に対する政策取り決めを行うのに、従来と同様に技術そのものと消費者保護に関するベストプラクティスについて業界から情報を得る計画である。その上で、FTC は消費者のプライバシーを守るために、これらの技術を利用している企業がどのような対策を講じる必要があるかについて明確に規定する予定である。

### <ソーシャル・ネットワーキング>

FTC はソーシャル・ネットワーキングとそのプライバシーに対する影響について監視している。FTC は大部分のユーザは、ソーシャル・ネットワーキングサイトでの活動が追跡されていることを知らないことを懸念しており、こうしたサイトを利用するユーザのどのような情報が収集され、その情報がどのように利用されているかについてより高い透明性を確保する必要があると考えている。

### <データ・ブリーチ (Data Breach) 通知>

現在全米 42 州の州法で、顧客情報のセキュリティが侵害された場合、企業は各州の顧客にそれを通知することが義務づけられているとのことである。企業は各州でそれぞれ異なるデータ・ブリーチ法に準拠しなければならずそれが非常に困難であることから、こうした各州法に代わる連邦法として全米各州共通のデータ・ブリーチ通知義務が規定されることを望んでいる。

米国議会はデータ・ブリーチ通知法について検討中であるが、米大統領選挙の影響もあり、この法案が 2008 年内に通過するかどうかは未知数である。

#### <EU-米国間のセーフ・ハーバー協定 (EU-U. S. Safe Harbor Agreement) >

FTC による不正・不当な商慣行の取締り義務は、セーフ・ハーバー協定に従っている企業に対しても適用される。セーフ・ハーバー協定はEU と米国政府間のプライバシー原則であり、米国の各企業はEU 諸国の市民の個人情報保護基準を満たすために自主的に取り組むものである。FTC は、セーフ・ハーバー協定に参加している企業でこれらの基準を満たしていない企業を調査・処罰する権限を有している。

## 2.2.2 業界：American Electronics Association

### (1) 概要

名称	米国電子協会 (American Electronics Association: AeA)
所在地	米国ワシントン DC
住所	601 Pennsylvania Avenue NW Suite 600, North Building Washington, DC 20004, USA
URL	<a href="http://www.aeanet.org/">http://www.aeanet.org/</a>

AeA は 1943 年に設立された非営利の技術系企業のための業界団体である<sup>138</sup>。IT 系企業のメンバー（ソフトウェア：35%、半導体／電子部品：23%、電気通信：13%、コンピュータ：9%<sup>139</sup>）が多いことで知られる。米国競争力強化、環境政策、ブロードバンド政策、中国問題等の幅広いテーマに加え、プライバシーと電子商取引（Privacy & e-Commerce<sup>140</sup>）や RFID<sup>141</sup> は同団体の主要課題として挙げられている。AeA が特に電子商取引関連で取り組んでいることは、消費者のプライバシー保護に関するものである。オンライン・ベンダは消費者の購入情報をこれまで以上に収集するようになっており、こうして集められたデータや情報がどのように利用されているのか（社内外での利用状況など）、消費者の間に不安が広がっており、連邦・州政府では関連する法制化の動きが活発になってきている。AeA はこれに対し、IT 業界を代表する立場から、議会への働きかけを行っている。

AeA がプライバシーと電子商取引の問題について取り組む背景には、IT 関連企業の団体としての役割ということもあるが、加えて、電子商取引が一般消費者の間に普及し、それだけにプライバシー問題が発生した場合のインパクトが大きいことも無関係ではない。

### (2) インタビューのポイント

#### <一般市民生活に普及した電子商取引>

米国において、特に消費者市場において拡大し続ける電子商取引の象徴として、近年の「サイバー・マンデー (Cyber Monday)」の発生を挙げた。サイバー・マンデーとは、感謝祭 (11 月の第 4 木曜日の祝日) 休暇後の最初の月曜日であり、消費者がクリスマスの贈り物をオンラインで購入することで、大量の電子商取引が起こる日を指しており、電子商取引が普及する以前にはなかった現象である。オンライン小売業者は、今やサイバー・マンデーが、歳末商戦の重要な日であると認識しており、オンラインを使わない伝統的な小売店の書き入れ時であるブラック・フライデー (感謝祭翌日の休日。歳末商戦の開始日として、多くの小売業者が大々的な値下げを開始する日として知られる) に匹敵する激しさで、歳末商戦の重要な販売チャネルとなってきており、電子商取引が米国において一般の間に浸透していることを示しているとした。

<sup>138</sup> <http://www.aeanet.org/aboutaea/aboutstart.asp>

<sup>139</sup> [http://www.aeanet.org/aboutaea/ajl\\_membersegments0707.asp](http://www.aeanet.org/aboutaea/ajl_membersegments0707.asp)

<sup>140</sup> [http://www.aeanet.org/governmentaffairs/gamb\\_PrivacyOverview.asp](http://www.aeanet.org/governmentaffairs/gamb_PrivacyOverview.asp)

<sup>141</sup> [http://www.aeanet.org/governmentaffairs/gajl\\_rfidoverview1005.asp](http://www.aeanet.org/governmentaffairs/gajl_rfidoverview1005.asp)

#### <注目の技術：ソーシャル・ネットワーキング>

消費者による電子商取引を今後も伸ばしていく重要な技術として、ソーシャル・ネットワーキングの出現と今後の成長を挙げている。ソーシャル・ネットワーキングは、消費者が互いに交流しあうことを可能にするだけでなく、ソーシャル・ネットワーク上で買われる会話や評価等を分析することで、人々が何を購入するか予測することが現在よりも容易になり、また、消費者サイドも商品についてのより正確な情報を入手した上で商品が購入できるようになるメリットがある。AeA においてプライバシーと電子商取引に関わるテーマを扱う関係者は、この活用例の一つとして、米国の有力家電小売業者のサイトである BestBuy.com を挙げた。同サイトでは、消費者は、買った商品について自らのレビューを BestBuy.com のウェブサイトに掲載できる。一方、潜在的顧客は、投稿されたレビューを参考に、より豊富な情報を持った賢い消費者として、商品購入の決定を下すことができるようになってきている。消費者は、実際にオンラインで購入するか Best Buy の店に訪れるかに関わらず、オンラインで得る情報により利益を得ることができるのである。

#### <4つの課題：サイバー犯罪、情報漏えい、ID 窃盗、オンライン広告>

このように拡大し続ける電子商取引であるが、課題も見逃すことはできず、特に、サイバー犯罪、情報漏えい、ID 窃盗、オンライン広告の4項目を特に重要な課題としてあげている。

インターネットには常にサイバー犯罪が伴うものであり、この手の脅威が常に伴い続けるとする一方で、法的な対応が必要と考えている。国内法により、事業者がどのように消費者に情報漏えいを知らせるかを手当てすることが必要である。州政府は連邦政府よりこの点について進んでいる。結果として、現在、州によって要求の異なる 38 もの情報漏えい法が存在する。連邦法は州法に優越し、情報漏えいの通知方法等について統一した内容を適用させる必要がある。

ID 盗難とプライバシー侵害は、電子商取引における消費者の自信を損なわせる恐れがある。AeA の会員及びパートナーは、ID 盗難からいかにして自身を守るかについて国民に教育するためのキャンペーンへの支援や非営利団体への資金援助を行ってきた。

さらに最近注目されているのがオンライン広告である。消費者が閲覧しているウェブ・ページのコンテンツと関係性のより強い広告を提供する目的で、個人の行動が追跡記録されえおり、議会はこの問題に注目し始めた。AeA はこの問題についての立場をまだ決めていないが、2008 年には発表できるだろう。しかし、今回のインタビューに対応していただいた AeA 担当者の個人的見解としては、ほとんどのオンライン・コンテンツは無償であるため、広告収入はオンライン・サービスを支援するために必要であろうとの見方を示した。しかし、追跡記録を認められる情報の類型を明らかにすることについては、何らかの取り組みができるかもしれないとの考えも持っている。例えば、消費者がブラウジングしているあらゆるインターネット・サイトの訪問状況を追跡記録することは、問題の多い方法だとする認識が広まっているが、ウェブサイトのオペレーターが、自らのウェブサイトの範囲内で、広告目的で利用者の動きを追跡記録するのは、許容される可能性があるとしている。

### ＜新興成長市場における米国インターネット企業の活躍＞

最後に、インド及び中国における電子商取引市場の成長について触れ、電子商取引は、コンピュータのハードウェア又はソフトウェアの業界に比べて貿易障壁が遥かに少ない。イーベイ社、ヤフー社、グーグル社のような企業は、新興成長市場において大きな存在感を誇っているとコメントしている。

## 2.2.3 業界：Canadian Chamber of Commerce

### (1) 概要

名称	カナダ商工会議所 (Canadian Chamber of Commerce)
所在地	カナダ
住所	360 Albert Street, Suite 420 Ottawa, ON K1R 7X7, Canada
URL	<a href="http://www.chamber.ca/">http://www.chamber.ca/</a>

カナダ商工会議所は、1952年の設立以来、カナダのビジネス・コミュニティの競争力を高めるため、様々な啓蒙活動を行っており、カナダ国内でも非常に影響力の大きな団体である。同商工会は、メンバー企業とともにカナダ政府の政策立案プロセスに積極的に参加しており、現在、主に22のテーマについて活動が展開されている<sup>142</sup>。この中にIT関連で特化したテーマとして、電子商取引/E ビジネス (e-Commerce/eBusiness)、情報通信技術政策 (Information and Communications Technology Policy : ICT 政策) がある<sup>143</sup>。

特に、電子商取引関連では、同商工会議所は、カナダ e ビジネス・イニシアティブ (Canadian eBusiness Initiative<sup>144</sup>) の議長として、カナダ企業、特にカナダの中小企業の成長を促進し、生産性を高めるために、電子商取引/e ビジネスを普及させる活動で主導権を握ってきた実績を持つ。電子商取引が普及してきた今日、カナダ e ビジネス・イニシアティブの活動自体は大きな動きを見せていないが、そうした中でも導入が遅れている中小企業に焦点を充てた電子商取引及び e ビジネスの普及に向けて、カナダ商工会議所は引続き活動を行っており、このことは 2006年に発表した方針発表の中でも掲げられている<sup>145</sup>。

このように、電子商取引をこれまで1つの重要項目として掲げてきたカナダ商工会議所であるが、その取り組みは電子商取引だけを対象としたものではなく、より広く e ビジネス全般を企業、特に中小企業に普及させていくことに焦点が移ってきている。

### (2) インタビューの概要

#### <eBusiness を中小企業にも普及させることを狙う>

今日の発展した情報通信技術及び e ビジネスに関連する技術を中小企業が利用することによって、生産性だけではなく、利益率向上にも結びつけることができることの重要性を強調した。確かに、インターネットを通じた電子商取引 (B2C、B2B を含む) は、従来の販売チャネルに新たなチャネルを追加した点で重要な役割を果たしたが、これは e ビジネスの全体像の一部に過ぎないもので、e ビジネスがもたらすメリットの 8~9 割は、企業間取引の促進、調達、採用、及び管理

<sup>142</sup> <http://www.chamber.ca/article.asp?id=1184>

<sup>143</sup> この他、IT 関連のテーマと関連の深いものとして、プライバシー法 (Privacy Legislation) もある。

<sup>144</sup> <http://www.cebi.ca/>

<sup>145</sup> Canadian Chamber of Commerce, "Accelerating SME e-Business Adoption: Focus on Productivity and Profitability," 2006, URL:

<http://www.chamber.ca/cmslib/general/Ind%20Accelerating%20SME.pdf>

といった社内オペレーションの生産性向上から生み出されるものであるとの見方を示した。

こうしたeビジネスのメリットを享受するため、すでに大企業はかなりの投資を行ってきたが、いまだに中小企業のeビジネスに対する投資は大企業ほどに進んでいない。商工会議所は、中小企業におけるeビジネスの利用率が伸びることによって、eビジネスのメリットが、カナダ経済により広く配分されることにつながり、カナダ経済成長に貢献することになるだろうと見ており、その観点から、特に中小企業にターゲットを絞って、普及促進に向けた取り組みをしようとしている。

具体的には、近年、商工会議所は Canadian e-Business initiative を通じて、中小規模事業者の電子ビジネスの利用を促進することをめざし、ベル・カナダ社<sup>146</sup>やシスコ・カナダ社<sup>147</sup>といった大手通信・IT企業と提携関係を結び、中小規模事業者がeビジネスに関連した投資をしやすい環境を構築する活動を目指している。しかし、その一方で、中小企業サイドから、eビジネス技術を社内に導入しようにも、十分な資金に加え、人的資源が不足しているという問題が挙げられており、この解決が必要になってくるであろうとした。

この他、電子商取引に関連した課題として、ブロードバンド開発・普及 (Broadband development<sup>148</sup>)、ID 窃盗 (Identity theft<sup>149</sup>)、スパムメール (Spam<sup>150</sup>) に関連した問題にも、商工会議所は取り組んでいるとしている。

#### <プライバシー侵害問題への取り組み>

電子商取引を始め、あらゆる情報がデジタル化されてオンライン上を流通することが増える中、個人情報漏えい (data breach) 対策について、必要性がこれまで以上に高まっており、カナダ商工会は、上述の電子商取引や ICT 政策に加え、プライバシー法 (Privacy Legislation) も同組織の重要な啓蒙テーマのひとつに掲げている。

カナダではすでに「個人情報保護および電子文書法<sup>151</sup> (PIPEDA)」が 2000 年に施行されている。加えて、カナダ政府は現在、企業に情報侵害が起こった際に国民に通知する法案について、審議中である。これに関連し、カナダ商工会議所は、企業に対し、情報漏えいが起こった場合、これを消費者を含む関係者に通知した上で、改善策を実施することを要求する、カナダ政府プライバシー委員会 (Federal Privacy Commissioner of Canada) が発表したガイドライン<sup>152</sup>を遵守する

<sup>146</sup> カナダの主要通信会社の一つ。 <http://www.bell.ca/home/>

<sup>147</sup> 米国カリフォルニアの多国籍通信会社のカナダ法人。

<http://newsroom.cisco.com/dlls/global/canada/>

<sup>148</sup> *Chamber of Commerce*, "The Development and Deployment of Broadband Capabilities in Canada," 2006, URL: <http://www.chamber.ca/cmslib/general/Ind%20Broadband.pdf>

<sup>149</sup> *Chamber of Commerce*, "Measures to Control Spam and Other Threats to the Online Marketplace," 2007, URL: <http://www.chamber.ca/cmslib/general/INDSPAM.pdf>

<sup>150</sup> *Chamber of Commerce*, "Preventing Identity Theft," 2007, URL: <http://www.chamber.ca/cmslib/general/INDTheft.pdf>

<sup>151</sup> 正式名称は"Personal Information Protection and Electronic Documents Act"であり、2000年に成立した法律。 <http://laws.justice.gc.ca/en/P-8.6/text.html>

[http://www.privcom.gc.ca/legislation/02\\_06\\_01\\_01\\_e.asp](http://www.privcom.gc.ca/legislation/02_06_01_01_e.asp)

<sup>152</sup> Federal Privacy Commissioner of Canada *Key Steps for Organizations in Responding to Privacy*

ことを推奨している。

商工会はカナダ政府のプライバシー法に関する取り組みを評価しながら、ビジネスのサイドから、その修正を求めている。具体的には、2005年、商工会はPIPEDAの再検討を求める提案をカナダ政府に対して提出した<sup>153</sup>。これには、プライバシーに関連したあらゆる法律に、個人情報の保護に関するカナダ標準協会のモデル規則（Canadian Standards Association's Model Code for the Protection of Personal Information CAN/CSA-Q830-96<sup>154</sup>）に含まれるプライバシーに関する10原則を組み込むよう求める内容が含まれている。モデル規則の要約は以下の通りである。

- 説明責任—組織は個人情報を管理下に置かねばならず、組織による以下の原則の遵守について説明義務を負う単数又は複数の個人を指名するものとする。
- 同意—個人情報の取得、利用、又は開示に際しては、不適切な場合を除いて、当該個人への通知と同意を要するものとする。
- 取得の制限—個人情報の取得は、組織により明示された目的に必要な範囲に制限されるものとする。情報の取得は公正かつ適法な手段によるものとする。
- 利用、開示、保有の制限—個人情報は、個人の同意を得た場合又は法令で要求される場合を除き、取得の目的以外で利用・開示されてはならないものとする。
- 正確性—個人情報は、利用目的に必要な範囲において、正確で、完全で、かつ最新の内容に保たれるものとする。
- 保全措置—個人情報は情報の敏感性において適切な保全策により、保護されるものとする。
- 開示—組織は、個人が個人情報の管理に関する方針及び実務に関する特定の情報を、容易に入手できるようにしておくものとする。
- 個人の閲覧—個人からの要求があった場合、当該個人に対し、その情報の存在、利用、及び開示について通知せねばならないものとし、当該情報を閲覧させるものとする。個人は、当該情報の正確性及び完全性について異議を申し立て、また適切に修正することができるものとする。
- 遵守への異議申し立て—個人は、上記の原則の遵守について、組織の遵守について説明義務を負う指定された単数又は複数の個人に、異議を申し立てることができるものとする。

#### <国際的な法的連携の必要性>

また、こうしたプライバシー保護に関連した問題は、国内に限られた問題ではない。グローバル化の進展に伴い、企業が国境を超えて事業展開を行うだけでなく、電子商取引・インターネットの普及により、国境を越えて、消費者が海外から品物を購入することが日常的に行われるようになっている。

---

*Breach*, August 2007, URL: [http://www.privcom.gc.ca/information/guide/2007/gl\\_070801\\_02\\_e.pdf](http://www.privcom.gc.ca/information/guide/2007/gl_070801_02_e.pdf)

<sup>153</sup> *Chamber of Commerce*, "Private Sector Policy," 2005, URL:

<http://www.chamber.ca/cmslib/general/I053.pdf>

<sup>154</sup> Canadian Standards Association - Model Code for the Protection of Personal Information, URL: <http://www.csa.ca/standards/privacy/default.asp?load=code&language=english>

そうした中、国境を越えて、関連する法律について、関係諸国の中での調整が必要となっており、プライバシー保護に関するものも、その議論の1つである。例えば、カナダ政府のプライバシー委員会は「米国愛国者法<sup>155</sup> (USA PATRIOT Act)」の遵守はカナダのプライバシーに関する法である「個人情報保護および電子文書法<sup>156</sup>」に違反する事態を招くのではないかという懸念を問題提起したケースがあると指摘している。これは、愛国者法によって、カナダ市民の個人情報が、カナダのPIPEDA に違反するような形で、米国政府に共有される可能性があるとする議論である。

これに関して、商工会議所はPIPEDA と愛国者法の間には強い抵触関係があるとは考えていないとしているが、国境を越えるこうした問題について、国際的な連携が必要とされていることを示すものといえるだろう。

---

<sup>155</sup> 正式名称は“Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001”であり、同時多発テロ後、情報収集に関する当局の権限を強化することを目的として成立した法律。 <http://www.lifeandliberty.gov/index.html>

<sup>156</sup> 正式名称は“Personal Information Protection and Electronic Documents Act”であり、2000年に成立した法律。 <http://laws.justice.gc.ca/en/P-8.6/text.html>  
[http://www.privcom.gc.ca/legislation/02\\_06\\_01\\_01\\_e.asp](http://www.privcom.gc.ca/legislation/02_06_01_01_e.asp)

## 2.2.4 大学 : University of Minnesota

### (1) 概要

名称	ミネソタ大学 (University of Minnesota)
所在地	米国ミネソタ州
住所	499 Walter Library 117 Pleasant Street SE Minneapolis, MN 55455, USA
URL	<a href="http://www.dtc.umn.edu/">http://www.dtc.umn.edu/</a>

ミネソタ大学デジタル技術センターは、民間、大学、政府に役立つデジタル技術のイノベーション・ハブとして設立された研究センターである。例えば、同センターのアンドリュー・オデュリコ所長などは、マイクロペイメントを含む電子商取引に関連する論文<sup>157</sup>をこれまで多数執筆していることで知られる。

### (2) インタビューの概要

#### <注目される技術トレンド>

電子商取引に関連する技術分野で関係者の中で注目されている技術トレンドについて、①ソーシャル・ネットワーキング、②セマンテック・ウェブ<sup>158</sup>、③検索エンジンの3つが上げられた。

この中で、最も注目しているものは①のソーシャル・ネットワーキングである。ソーシャル・ネットワーキングはインターネットにおける技術の著しい発展と考えている。ソーシャル・ネットワーキングは人々が如何にして互いにコミュニケーションをとるかを、オンライン上で再現したものであり、例えばFacebookは、共通する強いアイデンティティを共有する個人間のコミュニケーションを可能にすることにおいて、多大な成功を収めたものだと見ている。そして、このソーシャル・ネットワーキングは電子商取引に影響を与える可能性があると考えている。実際に、米国企業は、電子商取引をどのようにソーシャル・ネットワーキングと融合するかについて研究を始めている。

一方で、電子商取引とソーシャル・ネットワーキングの融合により、プライバシーの問題が生じる可能性を指摘する。例えばFacebookであれば、最近、同サイトでは、Facebook 広告と呼ばれる新たなサービスを導入した。これは、利用者に自らの好きなブランドを友達に公表させるものである。このサービスが利用者に受け入れられるのか、あるいは以前、Facebook が始めた広告サービスのときのように、プライバシー侵害との衝突が起こるかは現時点では不透明であるが、ソーシャル・ネットワーキングと電子商取引の融合による新たな可能性とプライバシー問題が今後の、同分野の成長を左右すると考えている。

次に、セマンテック・ウェブについては、関係者の中で、かなり注目されているものではあるが、同インタビューに回答した研究者は、同技術の実現可能性に懐疑的な見方を示した。およそ

<sup>157</sup> <http://www.dtc.umn.edu/~odlyzko/doc/eworld.html>

<sup>158</sup> ウェブページの「意味」を扱うことを可能とする標準やツール群の開発によって、World Wide Webの利便性を向上させるもの。XMLによって記述した文書にRDFやOWLを用いてタグを付け加えることで、コンピュータによる自動的な情報の収集や分析が可能となるとされている。

50年も、人工知能技術によって、言語の実際の意味をコンピュータに理解させようという試みがなされてきたが、あまり成功していない点を指摘、セマンティック・ウェブ技術がこれまで解決できなかった問題を本当に克服できるかについては不明だとしている。

これに対して、検索技術については、すでに消費者が欲しいものを探しだせるツールを提供するなど、電子商取引発展の上で、かなりの貢献をしてきている。特に、Googleはその卓越したアルゴリズムによって検索の正確性を向上させてきた。検索技術の次の挑戦は、曖昧検索へのさらなる対応と検索結果と実際のウェブサイトの間にある関連性をより高めていくことだろうとしている。

こうした Web2.0 と関連した電子商取引の動きに加え、米国のモバイルコマースは現在、設備が不十分なことに阻害されているが、ワイヤレスブロードバンドの利用が普及するにつれて、もっと広範囲に普及するだろうと見ている。しかし、モバイルコマースは他の商取引に変わるものではなく、通常の電子商取引等が困難な状況で、例えば旅行中の購入などの利用における成長に限定されるのではないかという見方を示している。

マイクロペイメントについては、すでに 2003 年、電子商取引において、マイクロペイメントは主要な役割を果たすことはないだろうとする論文<sup>159</sup>が発表されており、同インタビューに回答した研究者はその立場を踏襲するとしている。2003 年の論文の中で、クレジット・カード、デビット・カードに関連した技術革新が進むことで、マイクロペイメントのみが扱える市場が狭められてしまうという点が指摘されている。さらに、歴史的に見て、すでに普及した支払い方法がある場合、新たな支払方法を消費者が採用するスピードは非常に遅く、例えばマイクロペイメントが普及したとしても、それは当初の予定よりもかなり遅くなるだろうと見ている。また、マイクロペイメントは、購入者に匿名での購入を可能にするが、購買者の特性を把握したい販売者や詐欺・マネーロンダリング等を避けたい政府は、これを普及させない立場をとると考えられるなどの理由を挙げた。

### <プライバシーと価格差別>

その他、電子商取引の重要な動きは、プライバシーと価格差別の関係である<sup>160</sup>。購入者に応じて価格差別を可能にするために、販売者は、潜在的顧客との間で一定の価格の支払意思についての情報を得たいと考えていると指摘している。特に、この価格差別戦略は、旅行産業において既に広く採用されている。例えば航空会社は、イールド・マネジメントとして知られている空き具合と需要に応じて飛行機の個々の席の価格が変動するという方法を行っている。インターネット上での販売者は、購入者の支払意思に応じた価格設定をすべく、潜在的な購入者の情報を求めている。これにより、オンライン上のプライバシーは少しずつ、知らぬ間に侵食されていることになるが、一方で、販売者は潜在的な購入者についてより良い情報を収集することができるという仕組みができてきている。

<sup>159</sup> Odlyzko, Andrew, "The Case Against Micropayments," 2003, URL: <http://www.dtc.umn.edu/~odlyzko/doc/case.against.micropayments.pdf>

<sup>160</sup> Odlyzko, Andrew, "Privacy, Economics, and Price Discrimination on the Internet," 2004, URL: <http://www.dtc.umn.edu/~odlyzko/doc/privacy.economics.pdf>

こうしたインターネット上の価格差別に関連して、ネットワーク上の中立性の問題についても注目すべきである。ネットワーク中立性の問題では、ネットワーク提供者がサービス供給者のデータを送付する際にかかる料金価格について差別的取扱いができるかという議論に注意が向けられている。ネットワーク中立性の問題は、まだ完全に解決がなされていない。この問題の解決は、米国の自由市場を好む傾向を反映するものになるだろうと予想している。対照的に、ヨーロッパは米国以上に、価格差別に関するネットワーク供給者の裁量を制限する制度となっている。

## 2.2.5 大学 : Virginia Polytechnic Institute and State University

### (1) 概要

名称	バージニア工科大学 (Virginia Polytechnic Institute and State University)
所在地	米国バージニア州
住所	Pamplin Hall 3007 (mailcode 0101) , Pamplin College of Business, Virginia Tech Blacksburg, VA 24061
URL	<a href="http://www.cgec.pamplin.vt.edu/">http://www.cgec.pamplin.vt.edu/</a>

バージニア工科大学グローバル電子商取引センターは、インターネット・ビジネス・アプリケーションに対する民間企業にニーズに応え、電子商取引関連教育のためのカリキュラムを設計するために、ビジネスとインターネットという学術的に異なった分野をまたぐ研究を行うことを目的に同大学のビジネス・スクール内に設立された研究センターである。

同ビジネス・スクールは、サービス・サイエンス、クオリティ及びイノベーション・センター (Center for Services Science, Quality and Innovation: SSQI<sup>161</sup>) も有しており、同センターで、サービスに関連したシステムの設計、改善及びイノベーションを目指した研究やアウトリーチ活動を行っている。SSQI は、ビジネス・プロセス、消費者ニーズ及び新興技術のそれぞれに対する理解を組み合わせ、システムティックなアプローチで、サービスのデザインに取り組むことを促進している。さらに、サービス・システムの効率性測定方法を開発し、品質イノベーションを通じてシステムを改善していくことも目指している。

### (2) インタビューのポイント

#### <すべての電子ビジネスは eBusiness>

eBusiness が、企業のバックオフィス・オペレーションなどを通じて企業に広範に広がっており、企業間の電子商取引などもその一環に含まれるという考え方をとっている。また、今回のインタビューにご協力いただいた研究者は、ビジネス・プロセスを含むあらゆるビジネスの場面で、eBusiness が関わっているということを指して、今や「全てのビジネスは eBusiness (All business is e-business)」であるとも述べている。

このようにあらゆるビジネスにおいて IT システムが絡んでくる状況において、サービス指向型アーキテクチャ (Service Oriented Architecture : SOA) への期待を語っている。同研究者は、費用削減のために企業は SOA のモデリングをとるだろうと考えている。しかし、一方で、この動きは急速に進展するものではなく、徐々に広がっていくとの見方を示した。SOA の普及が成功するまでに、あと 5 年かそれ以上かかるだろうと予想している。その重要な理由の 1 つは、企業はレガシー・システムの利用を継続したがるだけでなく、そのシステム構築アプローチそのものも従来のものに依ったがる傾向があるためとしている。

<sup>161</sup> <http://www.ssqi.pamplin.vt.edu/>

### <eBusiness で成長が期待される分野：医療>

eBusiness は、特に医療分野において大きな成長のチャンスがある。同分野はこれまでのレガシー・システムに依存している一方、関連する法律・規制への早急なコンプライアンスが求められており、一刻も早い対応に迫られている。

しかしながら、業界が一体となってEヘルス・サービスを一般化させようとする姿勢が欠如していたため、これまで対応が遅れてきた。特に標準化が問題である。Eヘルスケア・システムをサポートするための標準がいくつか作成されてきたが、特定の標準を選択しても、その標準が結果として業界全体からは支持されないかもしれないという懸念があり、なかなか状況は改善していない。この懸念を「first loser (初めの失敗者)」と表現するが、これは、まだ多数が導入していない早い時期に、新しい技術や標準を採用した人々は、将来的に、業界に通用しない技術を採用してしまっているかもしれないということを意味している。

こうした医療 IT 分野における、不確実性と行き詰まりを打開するために、政府が何らかの手立てを講じる必要があるとしている。具体的には、連邦政府がEヘルス・サービスの基礎を築くため、特定の標準を決めてしまうべきだと考えている。しかし、この作業も単純ではない。ヘルス分野の IT システムは、非常に複雑な構造であり、そこで扱われるデータ量も膨大なものである。例えば、802.11x 基準に基づいた Wi-Fi communication のように比較的開発するのが簡単なマイクロスタンダードと異なり、対照的にヘルスケアのような複雑なプロセスをサポートする必要がある macro-standard (マクロスタンダード) は作成そのものが非常に困難である。

標準に加え、同分野では、既得権益を有する大手企業の存在が、Eヘルスへの取り組みを遅れさせる原因にもなっている。シーメンス社 (Siemens) や GE 社などの主要な企業は、既存のビジネスを維持しようとするため、新しい業界標準を作成する動きには反対の姿勢をとっている。

そして、たとえ共通の標準を作って、それに基づくシステムを提供できたとしても、こうしたシステムを実際に利用することになる医師が、新規のシステム受け入れに反対する可能性も高い。医師側の反対は既存のシステムの操作方法に関してかなりの時間を費やして習得していること。ここで新たなシステムに対応するとなると、新たに習得の時間がかかることになるため、医師側はEヘルス・システム普及を困難にする大きな理由のひとつといえる。

尚、マイクロソフト社の HealthVault サービスのような電子健康記録 (HER) の利用を可能にするサービスは、健康管理によほど関心を持っている消費者には魅力的なものであるが、市場に影響を及ぼすだけであり、前述のようなEヘルス・システム普及における障害を克服するのにいたっていない。

### <もう1つの成長可能性：金融サービス・セクター>

医療セクターと並び、金融サービス・セクターも eBusiness 成長の余地が大きい分野である。しかし、同セクターも医療セクターと同じく、ビジネス・プロセス等が非常に複雑であり、システム構成も単純ではないため、その対応を進めるのに非常に時間が掛かることが予想される。

eBusiness 成長の余地があるとされる金融サービス・セクターであるが、最近の経済不況がその可能性に影を落とすという見方も出ている。

しかし一方で、米国の中でも金融セクターは政府の規制が比較的厳しいセクターであるため、

連邦政府主導で標準化などを進めれば、医療セクターよりもスムーズにシステムが導入される可能性もある。

#### <EDI と XBRL>

企業間の電子商取引においては、EDI が現在も最も使われているものであり、また企業としてもそこに大きな問題を抱えているわけではない。したがって、企業の関心が電子商取引以外の部分に向かっているというのは納得できる状況だと思う。EDI は eBusiness を可能にするために必要な中心的な技術となっている。

XBRL は EDI と同じ役割を果たす次なる技術とも考えられているが、それが現実になるかどうかはまだ不確かである。しかしながら、多くの人々が既に EDI に投資し、それがうまく機能している状況で、新技術に移行したいと思わないだろう。

EDI と XBRL の 1 つの違いはビジネス・パートナーの変更に係わる柔軟性である。EDI は代替が困難で、相互に密接なビジネス・パートナーの関係を要求する。これと対照的に、XBRL に基づいていけば、企業はビジネス・パートナーを変更することが比較的、容易である。

#### <RFID>

RFID は製品に付けることにより、製品が現在どういう状況にあるのか、より細かくデータを収集することができる。そして、これにより、EDI を拡張することができるという考え方がある。しかしながら、RFID から提供されるより詳細なデータの付加価値が、企業にとって実際に意味するところは何か、という点は不明瞭なままであり、それが普及の速度が思ったよりも早くないことの 1 つの理由にもなっているように考えられる。

#### <Web 2.0>

Web 2.0 は企業内で、容易に新しいサービスを提供していくためのツールを提供するものである。しかしながら、これらのツールはヘルスケア・セクターのような複雑なプロセスを要する eBusiness を実現するために必要なサービスを提供するにはまだ不十分である。こうしたヘルスケアや金融といった成長が期待される分野への本格的なアプリケーションを Web2.0 関連技術によって提供しようとする新興企業の成功事例などは、今の時点では出てきていない。

こうしたある産業セクターに特殊な技術はさておき、一般的に米国の企業内で Web 2.0 がボトムアップ的に広がっているということについて、その手軽さが評価されているものと考えている。また、企業の CIO はこうしたものが社内に勝手に導入されていることについて、懸念を持っているという意見もカンファレンス等ではあるのかもしれないが、実態としてはそれほど問題にはなっていないと思われるという見方を示した。

#### <サービス・イノベーションに向けた大学教育>

eBusiness サービスを今後も新たに開発していくために、将来に通用する人材を教育し、訓練していく必要がある。理想的な人材は、新しいサービスを生み出すために、ビジネスと技術専門知識の両方を組み合わせていくべきであると信じている。有能な人材は IT システムが、具体的に

どのようにビジネスをサポートするかなどの知識を持っているべきである。

大学は、現在、製造業を中心としたオペレーションの効率化や生産性向上といったことについては教えているが、サービス分野については、その生産性測定方法など、十分なプログラムが提供できる状況にはなく、いずれの大学でも試行錯誤して、カリキュラムを開発している途上といったところである。サービス設計及び管理の分野に関連したカリキュラムは、今のところこの分野の成功事例の研究に依存している。しかし、どれが良い事例研究なのかを明らかにしていくことも難しいとの考えを示した。

### 3. Enterprise 2.0 に関する企業の動向

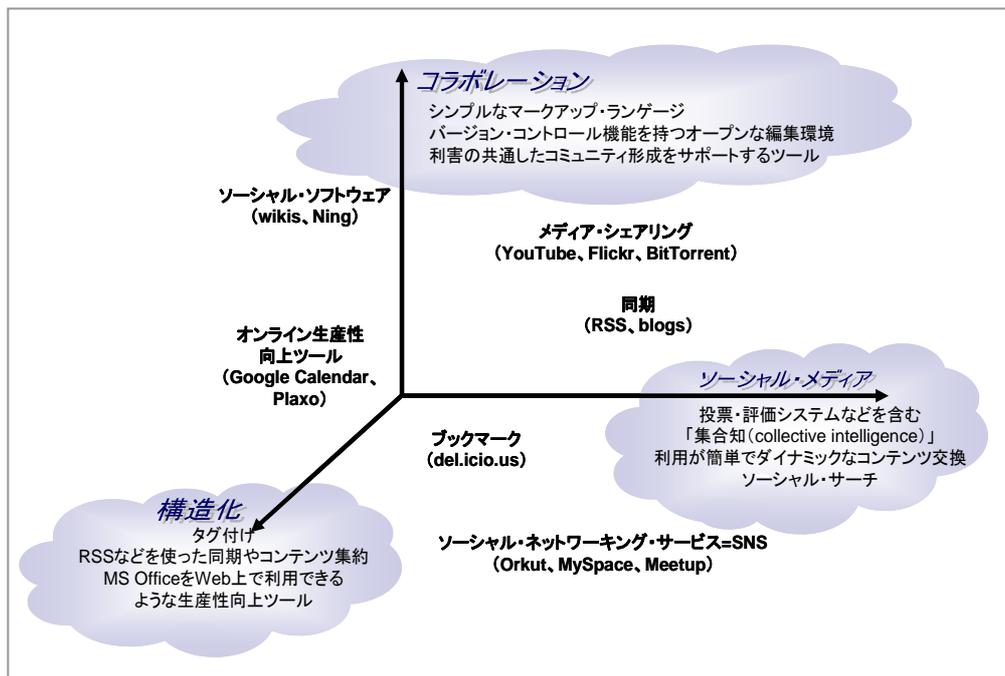
これまで見てきた通り、2007 年は OECD<sup>162</sup>、GBDe 等においても、Web2.0 に関連した会議が開催された年であった。これは政府関係者の間でも、Web2.0 のインパクトについて関心が高まってきた証である。また、先のインタビューでも、政府関係者だけではなく、大学関係者や業界関係者の間からも SNS、行動マーケティングといった Web2.0 に関連した内容が指摘されていた。

これらは消費者市場向けの動きであるが、企業にもこの動きが広まっている。以下では、米国を中心に企業における Enterprise 2.0 への展開について紹介する。

#### 3.1 Web 2.0 から Enterprise 2.0 への展開

##### <消費者市場からエンタープライズ向け市場へ>

Web 2.0 は消費者市場を中心に成長を見せてきた技術である。2004 年、Web の世界が新しい時代に突入したとして、その動きをデイル・ドウアティ (Dale Dougherty) 氏が「Web 2.0」と名づけ、オライリー・メディア・メディアライブ・インターナショナル (O'Reilly Media and MediaLive International) 社がそれを世に普及させた<sup>163</sup>。それから約 3 年が経過し、消費者向け Web 2.0 関連サービスは急速な成長を見せた。



出典：ワシントン・コア作成

図 3-1 主な Web 2.0 アプリケーションとサービスの位置付け

<sup>162</sup> "OECD-Canada Forum on the Participative Web: Strategies and Policies for the Future," [http://www.oecd.org/site/0,3407,en\\_21571361\\_38620013\\_1\\_1\\_1\\_1\\_1,00.html](http://www.oecd.org/site/0,3407,en_21571361_38620013_1_1_1_1_1,00.html)

<sup>163</sup> Tim O'Reilly "What is Web 2.0" September 30, 2005 available at <http://www.oreillynet.com/pub/a/oreilly/tim/news/2005/09/30/what-is-web-20.html>

そうした中、消費者市場の影響を受け、Enterprise 2.0 として、企業において Web2.0 利用の取り組みが始まっている。この様子をオライリー社は『Web 2.0 の原則とベスト・プラクティス (Web 2.0 Principles and Best Practices) <sup>164</sup>』の中で以下のように述べている。

以前は、コンピュータ関連のイノベーションは最初、軍事・産業界の投資によって進められ、後から消費者スペースに移行していくものであった。しかしながら、今日、高性能コンピュータやブロードバンド接続、(コンピュータ) 環境の快適さ、そして強力なオンライン・アプリケーションへ即座にアクセスできる状況のお陰で消費者が、(イノベーションの) 前途を開拓している姿を我々は目撃している。・・・Web 2.0 級のソフトウェアで消費者が体験したことが、本来ソフトウェアのあるべき姿の水準を設定しているのだ<sup>165</sup>。

### <Enterprise 2.0 とは>

Enterprise 2.0 の概念を、最初に提唱したといわれているのが、ハーバード大学経営大学院教授のアンドリュー・マカフィー助教授 (Andrew McAfee, Associate Professor) <sup>166</sup>である。同氏は、Enterprise 2.0 の概念を、以下6つの要素として表現した<sup>167</sup>。

- S=search (検索機能)
- L=links (ユーザによるリンクの貼り付け)
- A=authoring (ユーザによる認証)
- T=tags (ユーザによる分類付け)
- E=extensions (ユーザのタグ付け情報の自動カテゴリー化)
- S=signals (重要情報の自動通知)

この頭文字をとって「SLATES」と呼んでおり、これらの要素を活用することによって、企業内の人材、グループ、組織間でのコラボレーションが強化されると考えている。

### <コラボレーションをキーワードに Web 2.0 を企業に導入する企業>

「コラボレーション」に米国企業がこだわり、Web2.0 ツールの導入を進める背景には何があるのか? その答えは、関連するカンファレンスを通じて垣間見ることができる。2007年4月15日～18日(4日間)に亘り、サンフランシスコにて開催された Web 2.0 Expo では、Enterprise 2.0 に関するセッションも開催された。ボストンなどの都市においては、Enterprise 2.0 カンファレンス<sup>168</sup>も開かれた。

---

<sup>164</sup> O'Reilly Media, Inc. *O'Reilly Reader: Web 2.0 Principles and Best Practices*, November 2006

<sup>165</sup> 同上

<sup>166</sup> アンドリュー・マカフィー助教授のブログ。Enterprise 2.0 に関する考察を多く記載。  
<http://blog.hbs.edu/faculty/amcafee/>

<sup>167</sup> <http://sloanreview.mit.edu/smr/issue/2006/spring/06/>、アスキー誌  
<http://ascii.jp/elem/000/000/034/34548/>

<sup>168</sup> <http://www.enterprise2conf.com/>

この中から見えてくるのは、企業はこれまでに、既にかんりのレベルで社内の IT 化を進めてきたことにより、既存のパッケージソフトやアプリケーションなどでエンパワーメントされた社員一人一人の生産性は、ある程度のレベルまで達し、個人の生産性向上による競争力強化には、先が見えてきたと感じているという点である。そこで他社との差別化を図り、競争に勝ち抜くためには、個人個人に頼るだけでなく、複数の個人をコラボレーションさせることに秘訣があるのではと考え、これを促進する Web 2.0 技術に注目が集まるようになったという見方である。

Enterprise 2.0 カンファレンスでは、「Enterprise 2.0 は電子メールのような従来のコミュニケーションを図ったり、生産性を向上させるツールの制約から、働く人々を解放することのできる技術やビジネス手法を意味する言葉である。それによって、ビジネス・マネージャはアプリケーション、サービス及びデバイスと相互に接続された Web を通じて、適切なタイミングで、正しい情報にアクセスできる環境が提供される。Enterprise 2.0 によって、企業は多くの集積知へのアクセスが可能となり、イノベーション、生産性、機敏性といった形で、他社に対して、競争上の高い優位性を獲得することになる」と Enterprise 2.0 のメリットを謳っている<sup>169</sup>。

### <従来の枠組みを超えたコラボレーション>

この人間同士のコラボレーションを拡大、モノ、人、組織などをも相互に結ぶコラボレーションこそが、これからの時代を象徴するという考え方までも出現している。調査会社ニュー・パラダイム (New Paradigm) 社が発表した Enterprise 2.0 に関する報告書の中でこの点が指摘されている<sup>170</sup>。

このモノとモノ、モノと人のコラボレーションの時代には、今以上に RFID などの技術も係わってくることになるだろう。2008 年 1 月にラスベガスで開催された消費者向け電気製品展示会 (Consumer Electronic Show : CES) では、マイクロソフト社がサーフェス (Surface) と呼ばれるテーブルを発表、RFID タグを埋め込んだワイングラスなどが、ワインの産地やそれにあう料理の情報を表示したりするという事で注目を集めた<sup>171</sup>。これは今後のモノとモノ、モノと人のコラボレーションの可能性を示す製品とも考えることができる。

また、こうした「モノとモノをコラボレーションさせる」という考えをサプライチェーンに適用する「Supply Chain 2.0」への挑戦も提唱され始めている。Supply Chain 2.0 は、「物理的なサプライ・チェーンと財務面でのサプライ・チェーンをバーチャルに統合する」という概念で、RFID や GPS といった技術を活用し、以下 3 要素によって構成される。

1. 財務面：価格、コスト、取引を管理することでよりよいサプライ・チェーンを実現。
2. 物理面：製造、組立、梱包、出荷、配達を確実に行うことでサプライ・チェーンを迅速化。
3. 情報面：財務面と物理面のデータを統合・同時進行させることでサプライ・チェーンを強化。

<sup>169</sup> <http://www.enterprise2conf.com/about/what-is-enterprise2.0.php>

<sup>170</sup> [www.newparadigm.com/media/Winning\\_with\\_the\\_Enterprise\\_2.0.pdf](http://www.newparadigm.com/media/Winning_with_the_Enterprise_2.0.pdf)

<sup>171</sup> <http://www.microsoft.com/surface/>

上記要素を満たした Supply Chain 2.0 を実現させると、例えばサプライヤーから大量の在庫処分の申し出を受けた場合も、これら在庫を引き受けた場合の損益分岐点や顧客の需要予測などを即座に計算でき、またこのような意思決定プロセスも劇的に短縮できるとも考えられている。更に、サプライ・チェーンで最も困難といわれる可視化 (Visibility) も実現可能であり、これを通じて人とモノとのコミュニケーションも実現されるというわけである<sup>172</sup>。

### <ボトムアップ方式で企業内に普及する Web 2.0>

こうしたコラボレーション促進という観点以外に、Enterprise 2.0 を後押ししている背景には、特に、大企業の IT 部門は、全社的な観点で、優先度の高いものにリソースを配分するため、優先度が低いとされた社内の比較的小規模なグループでは、IT リソースの配分が十分になされてこなかったという実態に端を発するケースもある。

小さなグループの発見がイノベーションを生み出す鍵を握ることも無視できない。しかし従来は、十分なツールを購入する予算もなければ、人材もいなかった。しかし、Web2.0 の登場で、IT の専門家でなくても比較的簡単に利用できる消費者向け Web2.0 ソリューションを会社にも持ち込んで利用を開始するということが可能になってきた<sup>173</sup>。

また、インターネット上に無料で提供される数多くの Web2.0 ソリューションが問題を解決するケースが社内で見受けられるようになると、それを聞いた他のグループも利用しはじめ、気付いた時には社内の複数のグループが Web2.0 ツールを使っていたという例が多く、ボトムアップ方式で、企業内の Web2.0 普及が進んでいるとされる。

しかし一方で、こうしたボトムアップ的な、Web2.0 ツールの導入については、以下のような懸念事項も指摘されている。

- ・ 社員間の認識のずれ
- ・ 企業カルチャーを変化させる危険性
- ・ 情報漏えいの可能性
- ・ コンテンツへの不適当なアクセスを増やすセキュリティ上の危険
- ・ 企業内のコミュニケーションや連携の方法に一貫性を保つことが困難
- ・ 企業向けに投資対効果を図る業績評価指標が不十分

Enterprise 2.0 は考え方そのものが成長の途中であり、特に Web2.0 技術の導入は企業カルチャーにも密接に関連することからこのように賛否両論分かれるところである。

しかし、人と人だけではなく、人とモノ、モノとモノ、モノと組織など、様々なレベルのコラボレーションが Enterprise 2.0 時代のキーワードという考え方はある程度の共通認識となってきた。そして、消費者レベルのコラボレーションをすでに促進してきた Web2.0 ツールについて、その存在を無視することはできないのも事実である。こうした潮流から、コラボレーションや

<sup>172</sup> "Supply Chain 2.0: Meeting the Challenges of Globalization," April 2007/May 2007, *Supply & Demand Chain Executive*.

<sup>173</sup> "Enterprise 2.0: What Corporations Want and Are Using" at Web 2.0 Expo, April 18, 2007

Web2.0 を核にして、新たなビジネス・チャンスにつながる可能性を探る企業の挑戦が始まっている。

## 3.2 Enterprise 2.0 の企業における利用

上述の Enterprise 2.0 のキーワードであるコラボレーションもしくは Web2.0 技術という観点から、Enterprise 2.0 を目指し始めた企業のケースを紹介する。

### 3.2.1 ウェルス・ファースト銀行：重要情報の社内自動通知

企業名	Wells Fargo & Company
業種	銀行業、保険業、投資業
総資産	約 5,000 億ドル
所在地	420 Montgomery St., San Francisco, CA 94163 U.S.A.
URL	<a href="http://www.wellsfargo.com">http://www.wellsfargo.com</a>

出典：フーバーズ社 (Hoover's)<sup>174</sup>、ノウナウ社<sup>175</sup>、ウェルスファースト<sup>176</sup>情報を基に作成

#### <概要>

米大手金融機関のウェルス・ファースト銀行は、全米に約 6,300 の支店を抱え、米国で唯一、大手格付会社のムーディーズ・インベスターズ社 (Moody's Investors) からトリプル A (Aaa) の格付けを取得している優良銀行である<sup>177</sup>。

#### <導入の背景>

同行は社内の 6 つのビジネス・ユニットごとに主要顧客情報データハウス・プラットフォームを運営しており、米国内外に点在する約 2,300 万人に上る顧客対応にあたり、顧客情報の重複とといった問題が顕著となっていた<sup>178</sup>。

#### <導入したソリューション>

この問題の解決にあたり、同銀行はノウナウ社 (KnowNow) の RSS ソフトウェアを採用した。ノウナウ社は、アンドリュー・マカフィー教授が提唱する Enterprise 2.0 の要素「SLATES」のうち、最後の「S」に該当する Signal (重要情報の自動通知システム) に特化した、企業向け RSS ソフトウェアを提供するベンダである。2000 年に設立されたノウナウ社は、企業におけるコミュニケーション・プラットフォームをより簡素化し、迅速な情報交換を実現することを目的とした商品を提供している。具体的には、従業員間の重要情報交換を迅速に進める企業向け RSS、ビジネス関連のイベント情報をタイムリーに提供する RSS ソリューション、電子メールを利用せずに顧客に直接マーケティング情報をリアルタイムで提供できるビジネス・シンジケーション・ソリューションなどを開発している<sup>179</sup>。

ウェルス・ファースト銀行は 2006 年 8 月、プラットフォーム間での顧客情報統一を目的として

<sup>174</sup> [http://www.hoovers.com/wells-fargo/--ID\\_58450--/free-co-factsheet.xhtml](http://www.hoovers.com/wells-fargo/--ID_58450--/free-co-factsheet.xhtml)

<sup>175</sup> [http://www.knownow.com/news\\_wells-fargo\\_28aug06.html](http://www.knownow.com/news_wells-fargo_28aug06.html)

<sup>176</sup> <http://www.enterprise2conf.com/2007/presentations/conference/ea04-holvey.pdf>

<sup>177</sup> 注 175 参照

<sup>178</sup> 注 176 参照

<sup>179</sup> [http://www.knownow.com/solutions\\_over.html](http://www.knownow.com/solutions_over.html)

ノウナウ社の「The KnowNow Material Event Notification (イベント情報告知)」ソリューションの採用を決定し、同社 IT 設備にインストールした。

このソリューションは、6 つのビジネス・ユニットごとにそれぞれのプラットフォームで管理されている顧客情報を横断的に管理する。例えば、統一されるべき顧客情報に何らかの相違点や間違いなどを発見すると、該当するビジネス・ユニットに通知すると共に、自動的に当該顧客情報の修正も行う。すなわち、顧客情報といった、RSS 以外のデータ情報についても、RSS と同様に管理・通知することができる<sup>180</sup>。

ウェルス・ファーゴ銀行はまた、ノウナウ社の「KnowNow Market Intelligence (市場情報管理)」ソリューションのホスティング・サービスを採用している。同ソリューションは、ウェルス・ファーゴ銀行のブランディング担当者がトピックを選択し、そのトピックに沿ってノウナウ社のソリューションがウェブ上を自動検索・常時モニターし、関連 RSS がヒットした場合は該当する担当者に自動通知して、ウェルス・ファーゴ銀行のブランド認知度などを分析するためのデータを提供する。

従来はブランディング担当者の手作業で行われていたこのようなデータ収集作業であるが、ノウナウ社のソリューションの採用により、インターネットに掲載された同行の特定トピックに関するあらゆるコメントを自動的に抽出することが可能となった<sup>181</sup>。

---

<sup>180</sup> [http://www.knownow.com/news\\_wells-fargo\\_28aug06.html](http://www.knownow.com/news_wells-fargo_28aug06.html)

<sup>181</sup> [http://www.knownow.com/news\\_wells-fargo\\_28aug06.html](http://www.knownow.com/news_wells-fargo_28aug06.html)、  
<http://www.technewsworld.com/story/52666.html>

### 3.2.2 ドレスナー・クラインオート・ワッサースタイン：社内ブレイン・ストーミング

企業名	Dresdner Kleinwort Wasserstein
業種	金融
売上高	約7,470万ドル(2007年)
所在地	30 Gresham St. London EC2P 2XY, United Kingdom
URL	<a href="http://www.dresdnerkleinwort.com/eng/">http://www.dresdnerkleinwort.com/eng/</a>

出典：フーバーズ社<sup>182</sup>、ドレスナー・クラインオート・ワッサースタイン銀行<sup>183</sup>情報を基に作成

#### <概要>

ドレスナー・クラインオート・ワッサースタイン (DrKW) 銀行は世界各地に拠点をもち、6千人以上の社員を抱える投資銀行である。同行は本店のロンドンに加え、ニューヨーク、パリ、ルクセンブルグ、東京、シンガポール、香港など、世界各地に視点を抱えている。

#### <導入の背景>

同行は、世界に広がる異なるロケーション間や異なるビジネス・グループ間のコミュニケーションがスムーズに行うことができないという問題を抱えていた<sup>184</sup>。

一方、同行のIT部門ではすでにWeb 2.0 ツールが普及するかなり前の1997年からWikiを使い始めたヘビーユーザであった(当時、Documentum、Media Furface、Frontpageなどを利用)。Web 2.0の成長に並んで、Wikiが本格的に利用価値を高めていった時期の2004年3月、Wikiの拡大利用を考えた同部門はSocialtext社のWikiを導入することを決定した。

この経験から、同行は一般のビジネス部門のコミュニケーションの問題を解決し、さらにIT部門とビジネス部門のコラボレーションやコミュニケーションも促進することを狙ってWikiの導入を決定するに至った。

#### <段階的ソリューションの導入と効果>

DrKWはこの導入にあたり、Web 2.0 導入の鉄則でもある、小さく始めて大きく利用する方向を採用している。まずは、社内ユーザの評価を少しずつ高め、ロコミで、無理なく、ユーザ層を拡大することに成功させた。

この一連の利用促進キャンペーン時期に、もっとも熱心な利用部門の1つとなったのが、デジタル・マーケット (Digital Markets) グループであった。同グループは、同行のオンライン製品やサービスを開発、展開、運用している部門である。

同銀行におけるWiki利用でもっとも人気がある利用法としては、以下の3項目がある。

<sup>182</sup> [http://www.hoovers.com/Dresdner-Kleinwort-Wasserstein-Group,-Inc.-/HD\\_\\_jftshxtsf,src\\_dbf--/free-co-dnb\\_factsheet.xhtml](http://www.hoovers.com/Dresdner-Kleinwort-Wasserstein-Group,-Inc.-/HD__jftshxtsf,src_dbf--/free-co-dnb_factsheet.xhtml)

<sup>183</sup> [http://www.monsanto.com/who\\_we\\_are/default.asp](http://www.monsanto.com/who_we_are/default.asp)

<sup>184</sup> <http://www.socialtext.com/node/80>

- マネージング・ミーティング：アジェンダ、最近のイベントに関するアップデート、ミーティングの議事録などの作成を Wiki を使って、多くの参加者参加形式で行っている。Wiki を利用することによって、参加者間でこれまで飛び交っていた電子メールの量が劇的に削減され、ミーティング前に情報交換ができるフォーラムの場が提供され、議事録の配布も簡単になった。
- ブレインストーミングと資料発表：各種資料を作成するためのアイデアを集め、それを発展させていくためのブレイン・ストーミング・ツールとして役立っている。またそうした情報や資料を社内に発表するツールとしても使われている。
- プレゼンテーションの作成：従来のマイクロソフト社のパワーポイント (PowerPoint) よりも聴衆を引き付けることのできるプレゼンテーション作成が可能になった。

この外の派生効果として、オンライン上で関連ドキュメントを管理するため、ドキュメント紛失による情報プライバシー・リスク等を回避できる効果もある。また、小規模で初め、効果を見極めた上で、スムーズに組織的なレベルでの導入に展開できたとしている。

#### <その他の金融業界で利用されている Web 2.0 ツール>

これら以外の金融系企業でも Web2.0 を使った事例が散見される。例えば、米大手金融機関のバンク・オブ・アメリカ (Bank of America) では、世界中に点在する支店への情報通知に RSS やブログを採用している。

人材の流動が盛んな金融業界などでは社内への通知が隔々まで行き渡らないことが多いが、例えば投資情報コンサルティングのマニング&ネイピア社 (Manning & Napier) では社内通知にブログを活用している<sup>185</sup>。

---

<sup>185</sup> [http://www.ebizq.net/blogs/column2/archives/2007/06/enterprise\\_20\\_c\\_10.php](http://www.ebizq.net/blogs/column2/archives/2007/06/enterprise_20_c_10.php)

### 3.2.3 デルモンテフーズ社：社内コラボレーション

企業名	Del Monte Foods Company
業種	食品、ペットフード製造・販売業。
売上高	約34億ドル（2007年度）
所在地	1 Market The Landmark, San Francisco, CA 94105 U.S.A.
URL	http://www.delmonte.com

出典：フーバーズ社<sup>186</sup>、デルモンテフーズ社<sup>187</sup>情報を基に作成

#### <概要>

デルモンテフーズ社は、3,400以上の食品群（特に野菜、果物、ツナ、ペットフード）の製造販売の他、フードサービス業界向けの製品も製造する、米国における食品大手企業である。同社が Product Lifecycle Management (PLM) 2.0 として、Enterprise 2.0 に取り組んだのは、ペットフードの製法の変更プロセスにおける社内コラボレーション強化である<sup>188</sup>。同社は必ずしも Web2.0 ツールを導入したケースではないが、コラボレーション強化という視点に立って、同社の PLM を改善しようとしたケースとしてここでは紹介している。

#### <コラボレーション・ツールの社内導入の背景>

デルモンテフーズ社では従来、ペットフード製法の変更に際し、以下5段階のステップを要していた。

表 3-1 デルモンテフーズ社ペットフード製法変更プロセス（PLM 2.0 以前）

1	「変更要請書」の作成	製法の変更を要請する「変更要請書」を手作業で作成。
2	変更要請の承認・否認	「変更要請書」の承認・否認、あるいは内容変更。電子メールでのやり取りを品質保証事業部が取り纏め。
3	変更要請内容の調整・最終版の作成	最終的な「変更要請書」を作成。電子メールでのやり取り。
4	「変更要請書」の保管	「変更要請書」の作成過程書類を保管。電子メールでのやり取りも含む。
5	「変更要請書」完了	完成した「変更要請書」に沿って製法の変更を実施。

出典：マイクロソフト社情報<sup>189</sup>を基に作成

このようなペットフードの内容変更プロセスは、社内多くの関係者によるマニュアル作業（手作業）を多く含むため、例えばひとつの「変更要請書」内に内容が重複するコメントがみられたり、誤作業なども現れるため、品質保証事業部がすべての工程を監視することが困難であった。また、例えば顧客からの要請を反映した変更要請であっても顧客の希望を実現するまでに多くの時間を費やすことが多く、さらには変更作業の遅延なども起こりえた。このような問題に加

<sup>186</sup> [http://www.hoovers.com/Del-Monte-Foods-Company/--HD\\_\\_jfsyfhfcf,src\\_\\_dbi--/free-co-dnb\\_factsheet.xhtml](http://www.hoovers.com/Del-Monte-Foods-Company/--HD__jfsyfhfcf,src__dbi--/free-co-dnb_factsheet.xhtml)

<sup>187</sup> [http://www.monsanto.com/who\\_we\\_are/default.asp](http://www.monsanto.com/who_we_are/default.asp)

<sup>188</sup> <http://www.microsoft.com/casestudies/casestudy.aspx?casestudyid=201119>

<sup>189</sup> 注 188 参照

え、デルモンテフーズ社内からは、コーポレートガバナンスの観点からも、このような内部書類の自動電子化が求められていた<sup>190</sup>。

### <導入したソリューション>

上記のような、手作業によるペットフード内容変更プロセスを改善するべく、デルモンテフーズ社はマイクロソフト社のドキュメント共有ソリューション (Office SharePoint Server 2007 : ドキュメント共有・保管、Office InfoPath 2007 : ドキュメントの自動更新、Office Excel 2007 : 「変更要請書」の雛形) を採用した。これにより、「変更要請書」の承認プロセスの自動化と、ここで発生する製法情報の管理・保管・調整プロセスをすべて共有することができるようになった。また、関連書類はすべてサーバー箇所に自動的に保管 (アーカイブ化) され、またすべての変更内容も自動的に最新版に反映されると同時に担当者へ通知も送られる。これにより、最初に変更要請を行った担当者が常にプロセスの最新状況を確認できるようになった<sup>191</sup>。

表 3-2 デルモンテフーズ社ペットフード製法変更プロセス (PLM 2.0 導入後)

		PLM 2.0 導入後
1	「変更要請書」の作成	「変更要請書」の雛形がオンラインで入手可能。記入後、変更が行われるたびに作成者へ自動通知されるため、最新版が常時入手可能。
2	変更要請の承認・否認	「変更要請書」はサーバに保管され、すべての該当部局が変更箇所や承認箇所などをリアルタイムで確認することが可能。
3	変更要請内容の調整・最終版の作成	関係者すべてがサーバに保管されているひとつの「変更要請書」を編集する。
4	「変更要請書」の保管	「変更要請書」への変更履歴はすべてサーバに自動的に保管される。
5	「変更要請書」完了	「変更要請書」最終版はサーバ内の別のフォルダに移動され、アーカイブ化される。

出典：マイクロソフト社情報<sup>192</sup>を基に作成

このように、ペットフード製法変更プロセスのコラボレーションと自動化の実現により、デルモンテフーズ社は、従来は最短 15 日間必要であった製法の変更決定期間を、最短 10 日間へと縮小している。また、すべてのプロセスの電子化により、サーベンス・オクスレー法対応といったコーポレートガバナンスへの対応も実現している<sup>193</sup>。

<sup>190</sup> 注 188 参照

<sup>191</sup> 注 188 参照

<sup>192</sup> 注 188 参照

<sup>193</sup> 注 188 参照

### 3.2.4 ブランドヴィズ社：顧客とのコラボレーション

企業名	Brandvis Co., Ltd.
業種	制服・業務服製造・販売
売上高	非公開
所在地	Ballyshannon IT centre, Portnason, Ballyshannon, Co Donegal Ireland
URL	<a href="http://www.brandvis.ie">http://www.brandvis.ie</a>

出典：ブランドヴィズ社<sup>194</sup>、Xe ビジネス社<sup>195</sup>情報を基に作成

#### <概要>

ブランドヴィズ社は、注文販売専門の業務服（制服）を製造・販売するアイルランドの会社である。同社は主に、中小企業向けの作業服（特に夜間でも目立つ工事用作業服や配達員の上着など）を中心に、アイルランドならびに中国で事業を展開している。ブランドヴィズ社の特徴は、顧客がインターネットで制服をデザインし、インターネットで注文するという「You Design We Deliver（お客様が注文した制服を、私たちが配達いたします）」というコンセプトである<sup>196</sup>。

#### <導入したソリューション>

ブランドヴィズ社のビジネスモデルではまず、顧客がブランドヴィズ社ホームページ上のデザイン画面で、希望の色・形・模様などを選んでオリジナル制服をデザインし、オンラインで発注する。ブランドヴィズ社では、顧客からの発注受付後7日以内にはサンプル品を送られるという体制を整えている。



出典：ブランドヴィズ社<sup>197</sup>

図3-2 ブランドヴィズ社制服デザイン画面イメージ

<sup>194</sup> <http://www.brandvis.ie/Index.aspx?Page=contact>

<sup>195</sup> <http://www.xebusiness.com/>、<http://www.xebusiness.com/Corporate%20Profile.htm>  
<http://www.xebusiness.com/press%20releases/Brandvis%20-%20press%20release.html>

<sup>196</sup> 注 195 参照

<sup>197</sup> <http://www.brandvis.ie/DemoFlash/BrowseFlash.aspx>

このようなブランドヴィズ社のビジネスモデルを実現するための顧客とのタイムリーなコラボレーションは、英国のサプライチェーン・ソリューション専門ベンダ、Xe ビジネス社の ERP システム「Xe-ERP2」が行っている。Xe-ERP2 は、中小規模の小売業（衣服、靴、タオルなど）や作業服販売店を対象にしたサプライ・チェーン管理システムで、同システムの採用によりブランドヴィズ社ではホームページ上のデザイン・発注画面のような CRM を始め、配送、物流・追跡、製造過程などすべての情報を統合している。このようにインターネットを活用して価格競争力のある製品製造を実現していることから、中小企業などから最小 50 着からの注文でも受け付けることが可能となった<sup>198</sup>。

---

<sup>198</sup> <http://www.xebusiness.com/press%20releases/Brandvis%20-%20press%20release.html>

### 3.2.5 レゴ社：製品開発への消費者参加

企業名	LEGO Holding
業種	大手玩具メーカー
売上高	約 13.8 億ドル (2006 年)
所在地	Aastvej 1 DK-7190 Billund, Denmark
URL	<a href="http://www.lego.com/">http://www.lego.com/</a>

出典：フーバーズ社<sup>199</sup>を基に作成

大手玩具メーカー、レゴ (LEGO) 社の取り組みは、従来の消費者向け製品の製造メーカーがどのように Web 2.0 を商品開発プロセスに組み込むことができるかを示す有効なケースである。上述のブランドヴィズ社も、顧客のニーズにあった商品を提供するためのソリューションを提供することによって、顧客とのコミュニケーションを図っているが、レゴ社の取り組みはそれをさらに数歩進めるものであり、Enterprise 2.0 の成功例として注目されているケースになっている。

レゴ社はプラスチックのブロックを組み合わせ、建物、車、映画キャラクターなど、様々なものを組み立てられる、想像力豊かな玩具を提供している。同社の商品ラインの 1 つに、マインドストーム (Mindstorms) と呼ばれるものがある。同ラインでは、同社のブロックにギアやモーター、マイクロプロセッサなどを組み合わせたロボットを消費者自身がつくることができる<sup>200</sup>。

ブロックで作成するロボットといっても、本格的なものであり、このロボットを動かすにあたって、ソフトウェアが必要であり、当初、プロプライエタリーなソフトとしてレゴ社とマサチューセッツ工科大学のメディアラボ (Media Labo) によって RCX ソフトが開発された。しかし、スタンフォード大学の学生が、リバーズ・エンジニアリングによって、インターネットにこのソフトウェア・コードを公開するという事件が発生した。

その際、レゴ社としては、知的財産権侵害を理由にこの学生を訴えるという選択肢もあったが、むしろこうした消費者を同社の創造プロセスに組み込む方向を選んだ。具体的には、レゴ社は同社がマインドストーム関連製品のために公開していた [mindstorms.lego.com](http://mindstorms.lego.com) というウェブサイトに、消費者自身が作成したマインドストームの説明や開発したソフトウェア・コード、必要なレゴ・パーツ情報などを投稿できるコミュニティを展開させた。

こうした消費者の参加を商品開発プロセスの一部にすることに成功。消費者が新しいアプリケーションを投稿することによって、マインドストームの商品価値はさらに上がるという効果ももたらしている。

同社はこの試みを新製品であるマインドストーム NXT (Mindstorm NXT) においても展開させている。同社は 2006 年 4 月、マインドストーム NXT ソフトウェアをオープンソース化すると発表した<sup>201</sup>。これは、同社のこれまでの RCX での取り組みが上手く行っていることを示すものといえる。

<sup>199</sup> [http://www.hoovers.com/Del-Monte-Foods-Company/--HD\\_\\_jfsyfhfcf,src\\_\\_dbi--/free-co-dnb\\_factsheet.xhtml](http://www.hoovers.com/Del-Monte-Foods-Company/--HD__jfsyfhfcf,src__dbi--/free-co-dnb_factsheet.xhtml)

<sup>200</sup> [http://www.enterprise2conf.com/whitepapers/pdf/enterprise2conf-donald\\_tapscott.pdf](http://www.enterprise2conf.com/whitepapers/pdf/enterprise2conf-donald_tapscott.pdf)

<sup>201</sup> [http://www.thelongtail.com/the\\_long\\_tail/2006/04/lego\\_how\\_to\\_web.html](http://www.thelongtail.com/the_long_tail/2006/04/lego_how_to_web.html)

禁 無 断 転 載

平成 19 年度 EC における国際連携の推進に関する調査研究  
海外における EC 推進状況調査報告書 2007  
平成 20 年 3 月 発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会  
電子商取引推進センター  
東京都港区芝公園三丁目 5 番 8 号  
機械振興会館 3 階

TEL : 03 (3436) 7500

印刷所 新高速印刷株式会社  
東京都港区新橋五丁目 8 番 4 号

TEL : 03 (3437) 6365

(本報告書は再生紙を使用しています。)

19-E003